

平成28年度

姫路市男女共同参画プラン 2022

推進状況報告書

—姫路市男女共同参画推進条例第19条の規定による年次報告書—

平成29年8月

姫路市

〈 目 次 〉

姫路市男女共同参画プラン2022の概要

(1) 基本理念	1
(2) プランの性格	2
(3) プランの期間	2
(4) プラン策定の考え方	2
(5) 施策の体系	3
(6) 重点課題	5

姫路市男女共同参画プラン2022推進状況

前期実施計画推進状況の概要	6
前期実施計画推進状況総括表	7
前期実施計画推進状況調書体系順	8
前期実施計画に掲げる指標及び目標値	9 1
審議会等委員への女性登用状況	9 3

※ 姫路市男女共同参画推進条例

(年次報告)

第19条 市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

姫路市男女共同参画プラン 2022 の概要

(1) 基本理念

本市がめざす男女共同参画社会を実現するために、次の3つの基本理念を掲げます。

◆男女の人権が尊重される社会

「日本国憲法」は「個人の尊重」と「法の下での平等」を定めていますが、半世紀以上の歳月が経った今でも、その精神が真に理解され、実際に生かされているとは言い難い状況です。殊に、長い歳月、生物的な性別（セックス）とは別に、社会的文化的につくられてきた性別（ジェンダー）は、さまざまな形で女性への人権侵害や差別を生み出してきました。

一方、「女性の人権」が侵されている社会では、その対極にある「男性の人権」も女性とは違った面で侵されているということでもあります。

どのような状況、立場であろうとも、すべての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、すべての人の人権が尊重されなければなりません。「男女共同参画社会基本法」においても、その基本理念の第一に「男女の人権尊重」を掲げています。

◆男女が対等に参画し、責任を担う社会

男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。

性に関係なく、それぞれが「一個人」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。

「人として男性と同じ重みを持つ女性」が、社会のあらゆる分野、日常のさまざまな場面や方針・方策等を決める場に、男性と共に関わり、共に責任を担うことが求められます。自立を基盤にして、更に一人ひとりが責任を持って、力を貸し合い、知恵を重ねていく社会づくりこそ、今を生きる人々の大きな役割です。

さらに、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、とりわけ女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することが必要です。

◆あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会

人権の基礎にあるのは「自尊感情」です。「かけがえのない自分」が「自分の人生の主人公になる」ことです。そのためには、どのような状況・立場に置かれても、自分の生き方を自分が責任を持って選べるという「希望」がなければなりません。

性、年齢、ハンディキャップの有無を越えて、だれもが可能性を追及し、チャレンジできる社会こそ、活力があり夢を育める社会です。古い価値観や社会通念を振り払って、自己責任でさまざまな生き方を選択するには、一人ひとりの英知としなやかな強さ、深い洞察力が必要で、子育てや教育の中に、それらが込められなければなりません。また、「自分育て」の努力も必要ですが、個人の努力だけでは不可能です。多くの人々が互いに他を大事にし、補い合う連帯と、公的なバックアップが相まって、社会環境を培っていくことが必要です。

(2) プランの性格

このプランは、本市における男女共同参画社会の実現をめざし、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定するもので、前プランの後継計画と位置づけます。

また、このプランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」にあたります。

策定にあたっては、以下の事項に配慮しています。

- 「男女共同参画に関する市民・職員意識調査」の結果及び「姫路市男女共同参画プラン市民会議」の開催による市民の意識や意見を参考にしました。
- 「姫路市男女共同参画プラン推進懇話会」による「新たな姫路市男女共同参画プランの策定に向けて」の意見を踏まえています。
- 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」及び他の関連する本市の計画との整合性に配慮しています。
- 国の「第3次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「新ひょうご男女共同参画プラン21」を考慮しています。

(3) プランの期間

このプランの計画期間は、平成25年度から平成34年度の10年間としますが、社会情勢の変化や総合計画との整合など必要に応じて、適宜、見直しを行います。

また、プランの計画的な推進を図るため、平成25年度から平成29年度までの5年間の前期実施計画を策定します。

図表 12 計画期間



(4) プラン策定の考え方

前プランに基づきさまざまな施策を展開してきましたが、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき課題も多く残っており、特にこれからの社会を担う次世代のためにも、男性・子どもの男女共同参画、あらゆる暴力の根絶、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画、防災分野等における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進の視点が特に重要であると考えます。

(5) 施策の体系

このプランは次の施策体系によって総合的、一体的に進めます。

【基本目標】

【基本課題】

【基本施策】

I. 人権尊重をめざす 市民意識の育成

1. 女性の人権・自己決定権の確立

- (1) 「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進
- (2) 女性が「自らの権利」をよく知る（リーガル・リテラシー）ための取り組み

2. 男女の自律・自立意識の促進

- (1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進
- (2) 女性の能力育成・開発（エンパワーメント）に向けた啓発の推進
- (3) 固定的な性別役割分担意識の払拭

3. 「人権文化」の定着

- (1) 「人権文化」創造への参画促進
- (2) 人権を尊重した表現の定着
- (3) 男女共同参画に関する調査・研究
- (4) 多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり

4. あらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
- (4) 児童虐待の防止と対策の強化
- (5) 高齢者への虐待防止
- (6) 障害者への虐待防止

II. 男女共同参画を推進する 教育・学習の充実

1. 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進

- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進

2. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- (1) 人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実
- (2) 教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進
- (3) 子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進
- (4) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

3. 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- (1) 地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実
- (2) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備
- (3) ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成
- (4) 若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発

III. 政策・方針決定過程への 女性の参画促進

1. あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

- (1) 企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発
- (2) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進
- (4) 審議会等における女性の積極的登用
- (5) 行政機関への女性職員の登用促進

2. 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画

- (1) 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- (2) 防災・防犯活動における男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進
- (4) 地域における女性団体の活性化支援と参画促進

3. 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進

- (1) 男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進

IV. 雇用等の分野における
男女の均等な機会と
待遇の確保

1. 労働の場における男女平等の徹底

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
- (2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発
- (3) 女性の活躍による経済社会の活性化

2. 男女の仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)
の推進

- (1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備
- (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
- (3) 男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備
- (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

3. 農林水産業・商工業等自
営業に携わる女性の労働
評価と就業環境の整備

- (1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着
- (2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価
- (3) 女性の経営参画の推進

V. 生涯を通じた
心身の健康づくり

1. 「性と人権」についての意
識啓発

- (1) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進
- (2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立
- (3) さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供

2. 女性の健康の保持・増進
への支援

- (1) 母子保健対策の充実
- (2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実

3. 生涯を通じた男女の健康
支援

- (1) 相談機能の充実とネットワークづくり
- (2) 健康づくり体制の推進と予防対策の充実

VI. 少子・高齢社会に
おける福祉の充実

1. 人にやさしいまちづくりの
推進

- (1) ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進

2. 介護の社会化のための環
境整備

- (1) 地域ぐるみの介護支援
- (2) 介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備
- (3) 男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上

3. 総合的な子育て環境づく
り

- (1) 地域ぐるみの子育て支援
- (2) 多様な保育サービスの提供
- (3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進

4. 社会的に困難な状況にあ
る男女の生活安定

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

推進体制の整備

1. 庁内推進体制の強化

- (1) 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実
- (2) 男女共同参画の視点からの評価システムの構築
- (3) プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり
- (4) 男女共同参画率先行動計画の見直し

2. 条例の制定

- (1) 条例の制定
- (2) 条例についての広報活動

3. 男女共同参画を推進する
拠点施設の充実・強化

- (1) 男女共同参画推進センター機能の充実・強化
- (2) 市民参画による男女共同参画推進センターの運営
- (3) 男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化

4. 市民・企業・団体等との
連携

- (1) 市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)への支援と連携の強化
- (2) 「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営
- (3) 国・県等との連携
- (4) 近隣市町等とのネットワークづくり

(6) 重点課題

計画期間中に重点的に推進すべき課題を以下のとおり設定します。

◆男女の自律・自立意識の促進

多くの男性が固定的な性別役割分担意識にとらわれて、長時間労働から抜けだせなかったり、家事、育児に積極的に関わらなかつたりしているため、男性がより暮らしやすくなることへの理解を深めていきます。また、次世代を担う子どもたちが、生まれる前から男女共同参画の視点が配慮された環境のもと、その個性と能力を十分に発揮し、多様な選択ができる人生を歩むことができるよう家庭、学校、地域における施策を推進します。

◆あらゆる暴力の根絶

前プランでは「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点施策事項とし、「姫路市 DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定、「姫路市 DV 相談支援センター」の設置など施策の前進を図りました。しかし依然として暴力被害が解消されていないこと、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントといったさまざまなハラスメントや、児童、高齢者、障害者への虐待、いじめなど潜在化しやすい暴力への対策が求められることから、本プランにおいては引き続き施策の充実のほか、対象者の拡大を図り、あらゆる暴力の根絶に取り組んでいきます。

◆あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

活力ある経済・社会を創造していくために、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。しかし、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性の登用を積極的に促進するとともに、地域や企業等への働きかけを行っていきます。

◆地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画

身近な生活の場として、地域社会は市民生活の基盤となるものです。しかし、高齢化の進展、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等のさまざまな変化が生じており、地域における課題も多様化しています。男女がともに防災、防犯、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、活力ある地域社会が形成されます。特定の性や年齢層で担われている分野に男女共同参画の視点を反映させ、いきいきとした地域社会づくりをめざします。

◆男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

市民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択できることが必要です。長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことなどにより、仕事だけでなく家事、育児や介護、地域活動を行うことができる社会の実現に向けた施策を推進します。

姫路市男女共同参画プラン 2022 推進状況

前期実施計画推進状況の概要

基本目標Ⅰ．人権尊重をめざす市民意識の育成

平成28年度は41の施策に取り組んでおり、「男女共同参画に関する講座・講演会の開催」や「男女共同参画に関する市民意識調査の集計の分析」等を実施しました。

基本目標Ⅱ．男女共同参画を推進する教育・学習の充実

平成28年度は22の施策に取り組み、「若年層向け啓発パンフレットの改訂（『男女共同参画社会～自分らしく生きるために～』の発行）」等を実施しました。

基本目標Ⅲ．政策・方針決定過程への女性の参加促進

平成28年度は27の施策に取り組みましたが、本市における各審議会等への女性の参画は、委員への登用率が微増を続けているものの、十分とは言えない状況です。一方、本市職員では、係長以上の女性の割合は着実に増加しています。

基本目標Ⅳ．雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

平成28年度は34の施策に取り組み、「女性のチャレンジ支援セミナー」や「あいめっせステップ・アップ講座」等を開催しました。

基本目標Ⅴ．生涯を通じた心身の健康づくり

平成28年度は25施策に取り組み、「女性の心とからだセミナー」等を実施しました。

基本目標Ⅵ．少子・高齢化社会における福祉の充実

平成28年度は45の施策に取り組み、「男性向け育児啓発冊子『パパの教科書』の作成」等を実施しました。

推進体制の整備

- 1 庁内推進体制の強化
 - ・男女共同参画プラン推進員研修の実施
 - ・男女共同参画に関する職員意識調査結果の公表
- 2 条例の制定
 - ・姫路市男女共同参画推進条例の施行（平成28年4月1日）
 - ・条例啓発パンフレットの自治会単位での回覧
 - ・各種団体発行の機関紙への条例啓発記事の掲載
 - ・「広報ひめじ」への条例特集記事の掲載
- 3 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化
 - ・男女共同参画推進センター“あいめっせ”の施設管理及び学習啓発事業の実施
 - ・男女共同参画推進センター運営会議の開催
 - ・登録団体連絡会、あいめっせフェスティバルの開催
- 4 市民・企業・団体等との連携
 - ・市民企画支援事業、市民企画講座の実施

前期実施計画推進状況総括表（具体的施策 2 1 3）

	◎ 顕著	○ 前進	△ 現状維持	× 停滞
平成 2 8 年度	155 / 213 (72.8%)	54 / 213 (25.4%)	4 / 213 (1.9%)	0 / 213 (0%)
平成 2 7 年度	146 / 213 (68.5%)	62 / 213 (29.1%)	5 / 213 (2.4%)	0 / 213 (0%)
平成 2 6 年度	140 / 213 (65.8%)	67 / 213 (31.5%)	4 / 213 (1.8%)	2 / 213 (0.9%)
平成 2 5 年度	139 / 213 (65.2%)	63 / 213 (29.6%)	8 / 213 (3.8%)	3 / 213 (1.4%)

男女共同参画プラン 2 0 2 2 の計画期間は平成 2 5 年度から平成 3 4 年度までの 1 0 年間

平成 2 5 年度～平成 2 9 年度は前期実施計画

凡 例

平成 2 8 年度実施状況		平成 2 9 年度取組方針	
A	実施し、計画以上に達成できた	ア	過年度までに達成し、更に継続・拡充する
B	実施し、ほぼ計画どおりに達成できた	イ	過年度までに達成し、次の施策につなげる
C	実施したが、計画には及ばなかった	ウ	当該年度中の達成に向け継続する
D	実施には至らなかったものの、今後実施を予定している	エ	次年度以降早期の達成に向け継続する
E	検討したが、今後の実施は未定である	オ	当該年度中に実施へ移行する
F	検討も実施もしなかった	カ	次年度以降早期に実施へ移行する
		キ	早期に検討に着手し、当該年度中に実施へ移行する
		ク	早期に検討に着手する

男女共同参画の推進への配慮状況		実施状況に関する総合評価	
1	十分できた	◎	顕著
2	多少できた	○	前進
3	あまりできなかった	△	現状維持
		×	停滞

前期実施計画推進状況調書体系順（平成29年3月現在）

項 目	施 策 数				
	◎ 顕著	○ 前進	△ 現状維持	× 停滞	
基本目標Ⅰ 人権尊重をめざす市民意識 の育成	4 1	3 4	6	1	0
基本目標Ⅱ 男女共同参画を推進する教 育・学習の充実	2 2	2 0	2	0	0
基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への女 性の参画促進	2 7	1 6	8	3	0
基本目標Ⅳ 雇用等の分野における男女 の均等な機会と待遇の確保	3 4	1 3	2 1	0	0
基本目標Ⅴ 生涯を通じた心身の健康づ くり	2 5	1 9	6	0	0
基本目標Ⅵ 少子・高齢社会における福 祉の充実	4 5	3 4	1 1	0	0
推進体制の整備	1 9	1 9	0	0	0
計	2 1 3	1 5 5	5 4	4	0

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	①	「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催	さまざまな角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ○あいめっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	①	「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催	さまざまな角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容で行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「第1回人権のつどい」*8月に開催(1,191千円) 参加者(予定)1,600人 「第2回人権のつどい」*12月に開催(1,230千円) 参加者(予定)1,200人
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	①	「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催	さまざまな角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容で行う。	<p>人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回)</p> <p>第1回 5月11日(水) 図書館網干分館 300人 講師・・・榎井 縁</p> <p>第2回 6月6日(月)生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・神原 文子</p> <p>第3回 6月23日(木)文化センター小ホール 250人 講師・・・長畑 忠史</p> <p>第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 300人 講師・・・幸田 英二</p> <p>第5回 7月27日(水) ネスパルやすとみ 400人 講師・・・源 淳子</p> <p>第6回 8月24日(水)夢前町 北部市民センター 講師・・・太田 篤志</p> <p>第7回 9月9日(金) 東市民センター 250人 講師・・・関根 聡</p> <p>第8回 11月15日(火) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克</p> <p>※全会場で「一時保育」を実施</p>
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	②	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行 5,000部×2回 ・事業報告書の作成
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	②	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	②	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	センター通信「ゆいばる」発行年4回 発行部数各5,000部
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	②	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	<p>標語付き人権ポスター 作成部数3,070部</p> <p>特選作品ポスター 作成部数1,600部</p> <p>人権作文集「生きる」 作成部数4,000部</p>

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>・講演会の開催 ○男女共同参画推進条例制定記念・男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがとまらぬ社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:279人 ○開館15周年記念 あいめっせフェスティバル講演会 11月20日(日) テーマ:『映画と私の生き方～スクリーンに映し出す家族・地域との絆～』 講師:河瀬 直美(映画監督) 参加者数:244人 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催 (前期)5.6月 全3回 延べ48人受講 (後期)10.11月 全3回 延べ86人受講</p>	A	<p>・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施。 ・男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容となっている。</p>	1	◎	◎	<p>・講演会の開催 ○男女共同参画推進フォーラム 7月1日(土) テーマ:『女性が活躍できる社会に向けて～私が、いま伝えたいこと～』 講師:国谷 裕子(キャスター) 参加者数:280人(予定) ○あいめっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>「第1回人権のつどい」*8月に開催(1,112千円) 参加者1,800人 「第2回人権のつどい」*12月に開催(960千円) 参加者1,200人</p>	B	<p>子育て中の保護者が参加しやすいように、親子スペースを設置した。</p>	1	◎	◎	<p>「第1回人権のつどい」*8月に開催(1,231千円) 参加者(予定)1,600人 「第2回人権のつどい」*12月に開催(1,172千円) 参加者(予定)1,200人</p>	ア	人権啓発課
<p>人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(水) 図書館網干分館 193人 講師・・・榎井 縁 第2回 6月6日(月)生涯学習大学校講堂 200人 講師・・・神原 文子 第3回 6月23日(木)文化センター小ホール212人 講師・・・長畑 忠史 第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 221人 講師・・・幸田 英二 第5回 7月27日(水) ネスパルやすとみ 306人 講師・・・源 淳子 第6回 8月24日(水)夢前町 北部市民センター 449人 講師・・・太田 篤志 第7回 9月9日(金) 東市民センター 160人 講師・・・関根 聡 第8回 11月15日(火) 香寺公民館 176人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施</p>	B	<p>子育てや介護中の受講者が人権学習地域講座に参加できるように、1歳～5歳児の保育を実施した。</p>	1	◎	◎	<p>人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月18日(木) 図書館網干分館 250人 講師・・・西林 幸三郎 第2回 6月28日(水)文化センター小ホール 450人 講師・・・太田 篤志 第3回 7月5日(水)花の北市民広場 250人 講師・・・森井 昌克 第4回 7月26日(水) 北部市民センター 250人 講師・・・榎井 縁 第5回 8月3日(木) 生涯学習大学校講堂 200人 講師・・・関根 聡 第6回 8月25日(金)ネスパルやすとみ 250人 講師・・・長畑 忠史 第7回 9月13日(水) 東市民センター 250人 講師・・・幸田 英二 第8回 11月2日(木) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施</p>	ア	人権啓発センター
<p>・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行 6,000部×2回 ・事業報告書の作成</p>	B	<p>・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。</p>	1	◎	◎	<p>・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行 6,000部×2回 ・事業報告書の作成</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>希望者に「ふれあい」在庫分を配布。 広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。</p>	B	<p>性別にとらわれない視点からの内容、表現となるよう配慮した。</p>	1	◎	◎	<p>毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。</p>	ア	人権啓発課
<p>センター通信「ゆいばる」発行 年4回5月21号、8月22号、11月23号、3月24号 発行部数各5,000部 19号は6000部</p>	B	<p>パネル展と連動させ、人権課題を取り上げた記事を作成、配布した。</p>	1	◎	◎	<p>センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数各5,000部</p>	ア	人権啓発センター
<p>標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部 市民学習資料「ともに学ぶ」 作成部数32,000部</p>	B	<p>女性の人権に関わる作品募集を呼びかけ、応募があった。また、市民向け学習資料を作成し、女性の人権について考える機会を提供した。</p>	1	◎	◎	<p>標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部</p>	ア	人権教育課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	1	(2)	女性が「自らの権利」をよく知る(リーガル・リテラシー)ための取り組み	①	リーガル・リテラシーを確立するための講座の開催	法的・政治的な分野における権利について、知識習得と活用する能力についての講座を開催する。	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のエンバワメント講座の開催
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	①	男性向けの啓発資料の作成	男性を対象とした、男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等を関係課とともに作成する。
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	①	男性向けの啓発資料の作成	男性を対象とした、男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	②	男性相談体制の確立に向けた検討	男性に関する諸問題の相談体制の確立に向けて調査・研究を行う。	・男性セミナーの開催 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	③	男性対象の啓発講座の開催	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	・子育て応援講座の開催 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	④	男性対象の実践的講座の開催	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	・子育て応援講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	④	男性対象の実践的講座の開催	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	男性対象の料理教室の開催 市内9か所で定例実施 ・市民会館等 12回/年 ・広畑市民センター12回/年 ・網干市民センター12回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 4回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 5回/年 ・城北公民館 5回/年 計72回

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 (前期)5.6月 全3回 延べ48人受講	B	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような開催日時の設定や一時保育を実施。	1	◎	◎	・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」を作成した。	B	写真やイラストを多く配置し、男性に分かりやすい内容になるよう工夫した。	1	◎	◎	保健所健康課と連携して冊子の配布を行い、啓発に努める。	ア	男女共同参画推進課
・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 (ウエーブレット第47号特集「家庭科から見る『男女共同参画』」で啓発)	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎		・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発	ア	男女共同参画推進センター
・男性セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催 「ココロを軽くする『コミュニケーション術』」 1.2月 全2回 延べ56人受講(うち男性延べ36人)	B	・働き盛りの男性の参加しやすい平日夜間に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・男性セミナーの開催 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供	ア	男女共同参画推進センター
・子育て応援講座1の開催 「親子で楽しむ♪手作りおもちゃ教室」 7.8月 全2回 延べ25組受講 ・生涯現役応援講座の開催 「育児の不安を解消して上手にサポート！～知っておきたい子育てのコツ～」 10.11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人) ・男性セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 1.2月 全2回 延べ56人受講(うち男性延べ36人) ・多様なライフスタイルセミナーの開催 「将来に備えるマネープラン～今から始める情報の収集と活かし方～」 2.3月 全3回 延べ110人受講(うち男性延べ19人)	A	・働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・子育て応援講座の開催 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催 ・生涯現役応援講座の開催	ア	男女共同参画推進センター
・子育て応援講座1の開催【再掲】 7.8月 全2回 延べ25組受講 ・子育て応援講座2の開催 「秋のゆったり読書タイム～自分だけのひとときを過ごしてみませんか♪～」 10月 1回 9人受講 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人) ・男性セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 1.2月 全2回 延べ56人受講(うち男性延べ36人)	A	・働き盛りの男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・子育て応援講座の開催【再掲】 ・男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
男性対象の料理教室の実績 市内9か所で定例実施 ・市民会館 12回/年 ・広畑市民センター12回/年 ・網干市民センター12回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 4回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 5回/年 ・城北公民館 4回/年 計71回 1340人参加	B	男女の固定的な役割分担等にとられない内容、食事づくりの基本から学ぶことにより、家庭内等での食事づくりにつながっており、男女共同参画の啓発になっている。	1	◎		男性対象料理教室開催 市内9か所で定例実施 ・市民会館等 12回/年 ・広畑市民センター12回/年 ・網干市民センター12回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 4回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 5回/年 ・城北公民館 3回/年 計70回	ウ	保健所健康課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	2	(1)	男性・子どもにとつての男女共同参画の推進	⑤	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等を関係課とともに作成する。
I	2	(1)	男性・子どもにとつての男女共同参画の推進	⑤	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	・ウエブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】
I	2	(1)	男性・子どもにとつての男女共同参画の推進	⑥	青少年健育運動事業の推進	地域における異年齢・異世代の子どもが、男女の混合したさまざまな集団活動を行うことにより、幼い頃から男女平等意識を養い、固定的な性別役割分担意識の払拭をめざす。	・姫路市青少年健育運動推進事業 対象校区 69校区 委託金額 8,699,500円 ・少年団体指導者研修会 年2回開催 参加者80名 ・青少年リーダー研修会 年4回開催 参加者150名 ・姫路市青少年健全育成市民大会 参加者700名
I	2	(1)	男性・子どもにとつての男女共同参画の推進	⑦	食育の充実	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいくために、食への関心を高め、食に関する適切な知識と食を選択する力を習得し、それを実践する力を育む。	姫路市教育委員会食育推進委員会事業「手作り朝ごはんコンテスト」を実施。
I	2	(2)	女性の能力育成・開発(エンパワーメント)に向けた啓発の推進	①	エンパワーメントを確立するための講座の開催	女性のエンパワーメント確立に必要な知識・情報についての講座を開催する。	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 ・女性のエンパワーメント講座の開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催 ・市民企画講座の開催

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」を作成した。	B	写真やイラストを多く配置し、男性に分かりやすい内容になるよう工夫した。	1	◎	◎	保健所健康課と連携して冊子の配布を行い、啓発に努める。	ア	男女共同参画推進課
・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 (ウエーブレット第47号特集「家庭科から見る『男女共同参画』」で啓発)	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎		・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
・姫路市青少年健育運動推進事業 対象校区 67校区 委託金額 8,485,800円 ・少年団体指導者研修会 年2回開催 参加者63名 (うち女性34名/講師女性2名) ・青少年リーダー研修会 年4回開催 参加者168名 (うち女性69名) ・姫路市青少年健全育成市民大会 参加者700名	B	・男性女性に関わらず事業への参加を依頼。 ・講師に関しても男性女性問わず依頼。	1	◎	◎	・姫路市青少年健育運動推進事業 対象校区 69校区 委託金額 8,681,100円 ・少年団体指導者研修会 年1回開催 参加者100名(講師女性) ・青少年リーダー研修会 年3回開催 参加者200名 ・姫路市青少年健全育成市民大会 参加者700名	ウ	生涯学習課
姫路市教育委員会食育推進委員会事業「手作り朝ごはんコンテスト」 年1回 応募総数 12136 入賞作品 4部門計40作品 (内訳 男子12・女子28) 昨年度を上回る応募数で、男子園児児童生徒の応募も多い。農林漁業まつりで全入賞作品を展示、多くの市民が来場。受賞作品を掲載した冊子を作成。ホームページにも掲載。	A	男女や年齢(応募対象はあり:園児・児童生徒)にとられない内容となっている。	1	◎	◎	姫路市教育委員会食育推進委員会事業「手作り朝ごはんコンテスト」を実施。	ア	健康教育課
・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 (前期)5.6月 全3回 延べ48人受講 (後期)10.11月 全3回 延べ86人受講 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 「ムリなく始める『起業』のコツ」 6月 全3回 延べ88人受講 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催 「モラルハラスメントを知る～人間関係を押しつぶされない対処法を学ぶ～」 7月 全2回 延べ51人受講 ・エンパワメント講座の開催 「ストレスを味方にする!『ストレスコーピング術』～しなやかな強さの磨き方～」 9月 全3回 延べ91人受講 ・子育て応援講座2の開催【再掲】 10月 1回 9人受講 ・女性の心とからだセミナーの開催 「今日から実践!心とからだを整えて毎日をもっと素敵に♪」 11.12月 全3回 延べ57人受講 ・ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 「豊かな家族・コミュニティをつくる～働き方を変えれば、人生が変わる～」 12月 1回 131人受講 ・多様なライフスタイルセミナーの開催【再掲】 2.3月 全3回 延べ110人受講 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同主催 「身近な人との心地よい関係」 2月 全3回 延べ74人受講	A	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような開催日時の設定や一時保育を実施。	1	◎	◎	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ・女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ・エンパワメント講座の開催 ・理工チャレンジ事業の実施 ・市民企画講座の開催	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成28年度実施状況	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	①	ジェンダー問題に関する講座の開催	固定的なジェンダー意識解消プログラムを開発・実施するなど、ジェンダー問題に関する講座をさらに充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・女性のエンパワーメント講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイル講座の開催 ・市政出前講座の実施
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	①	ジェンダー問題に関する講座の開催	固定的なジェンダー意識解消プログラムを開発・実施するなど、ジェンダー問題に関する講座をさらに充実させる。	地域交流事業(人権研修事業)(610千円)総合センター・集会所毎の推進委員会の企画による魅力ある人権研修・学習を通じ、近隣住民との交流を図る事業において、女性問題も取り上げる。
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	①	ジェンダー問題に関する講座の開催	固定的なジェンダー意識解消プログラムを開発・実施するなど、ジェンダー問題に関する講座をさらに充実させる。	<p>人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回)</p> <p>第1回 5月11日(水) 図書館網干分館 300人 講師・・・榎井 縁</p> <p>第2回 6月6日(月)生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・神原 文子</p> <p>第3回 6月23日(木)文化センター小ホール 250人 講師・・・長畑 忠史</p> <p>第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 300人 講師・・・幸田 英二</p> <p>第5回 7月27日(水) ネスバルやすとみ 400人 講師・・・源 淳子</p> <p>第6回 8月24日(水)夢前町 北部市民センター 講師・・・太田 篤志</p> <p>第7回 9月9日(金) 東市民センター 250人 講師・・・関根 聡</p> <p>第8回 11月15日(火) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克</p> <p>※全会場で「一時保育」を実施</p>
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	②	市民向けの啓発資料の発行	誰もに分かりやすい男女共同参画に関するパンフレット等を作成するとともに、啓発グッズなどを作成し、配布する。また、外国語版パンフレットの作成についても検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。 ・男女共同参画に関するチラシを作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。 ・文化交流課との協議結果を踏まえ、文化交流課国際室発行の外国語生活ガイドブックへ「女性のための相談室」に関する内容を新たに掲載する。
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	②	市民向けの啓発資料の発行	誰もに分かりやすい男女共同参画に関するパンフレット等を作成するとともに、啓発グッズなどを作成し、配布する。また、外国語版パンフレットの作成についても検討する。	・ウェーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	②	市民向けの啓発資料の発行	誰もに分かりやすい男女共同参画に関するパンフレット等を作成するとともに、啓発グッズなどを作成し、配布する。また、外国語版パンフレットの作成についても検討する。	平成28年度作成の外国語生活ガイドブック(中国語版)へ「女性のための相談室」を掲載する

平成28年度実施状況					平成29年度実施計画		担当課	
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 〈前期〉5.6月 全3回 延べ48人受講 〈後期〉10.11月 全3回 延べ86人受講</p> <p>・自己表現講座の開催 「エッセイを書いてみよう～日常の出来事を心に残る文章に～」 7月 全2回 延べ77人受講</p> <p>・自己表現講座の開催(追加分) 「エッセイを書いてみよう～日常の出来事を心に残る文章に～」 8月 全2回 延べ49人受講</p> <p>・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人)</p> <p>・男性セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 1.2月 全2回 延べ56人受講</p> <p>・市政出前講座の実施 「みんなの男女共同参画」5回 「ストップ!DV」2回</p>	A	<p>・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。</p>	1	◎	◎	<p>・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】</p> <p>・男性セミナーの開催【再掲】</p> <p>・男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】</p> <p>・生涯現役応援講座の開催【再掲】</p> <p>・多様なライフスタイルセミナーの開催</p> <p>・市政出前講座の実施</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>地域交流事業(人権研修事業)(110千円) 総合センター・集会所毎の推進委員会の企画による魅力ある人権研修・学習を通じ、近隣住民との交流を図る事業において、女性問題も取り上げる。 企業等への人権啓発研修において取り上げた。</p>	B	<p>女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。</p>	1	◎		<p>地域交流事業(人権研修事業)(610千円) 総合センター・集会所毎の推進委員会の企画による魅力ある人権研修・学習を通じ、近隣住民との交流を図る事業において、女性問題も取り上げる。</p>	ア	人権啓発課
<p>人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(水) 図書館網千分館 193人 講師・・・榎井 縁 第2回 6月6日(月)生涯学習大学校講堂 200人 講師・・・神原 文子 第3回 6月23日(木)文化センター小ホール212人 講師・・・長畑 忠史 第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 221人 講師・・・幸田 英二 第5回 7月27日(水) ネスパルやすとみ 306人 講師・・・源 淳子 第6回 8月24日(水)夢前町 北部市民センター 449人 講師・・・太田 篤志 第7回 9月9日(金) 東市民センター 160人 講師・・・関根 聡 第8回 11月15日(火) 香寺公民館 176人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施</p>	B	<p>子育てや介護中の受講者が人権学習地域講座に参加できるように、1歳～5歳児の保育を実施した。</p>	1	◎	◎	<p>人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月18日(木) 図書館網千分館 250人 講師・・・西林 幸三郎 第2回 6月28日(水)文化センター小ホール 450人 講師・・・太田 篤志 第3回 7月5日(水)花の北市民広場 250人 講師・・・森井 昌克 第4回 7月26日(水) 北部市民センター 250人 講師・・・榎井 縁 第5回 8月3日(木) 生涯学習大学校講堂 200人 講師・・・関根 聡 第6回 8月25日(金)ネスパルやすとみ 250人 講師・・・長畑 忠史 第7回 9月13日(水) 東市民センター 250人 講師・・・幸田 英二 第8回 11月2日(木) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施</p>	ア	人権啓発センター
<p>・平成28年4月1日施行の姫路市男女共同参画推進条例に関するパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を自治会単位で回覧した。</p> <p>・姫路市男女共同参画推進条例の制定を受け『広報ひめじ』(平成28年6月号)に「男女共同参画のまちづくりのために」に関する記事を掲載した。</p> <p>・文化交流課国際交流センター発行の外国語生活ガイドブック(中国語版)へ「女性のための相談室」に関する内容を掲載した。</p>	B	<p>・男女共同参画について分かりやすい内容とした。</p> <p>・市民に対して広く啓発することができた。</p>	1	◎	◎	<p>・男女共同参画に関するチラシを作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。</p>	ア	男女共同参画推進課
<p>・ウェーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ○ウェーブレット第46号特集「姫路市男女共同参画推進条例」 ○ウェーブレット第47号特集「家庭科から見る『男女共同参画』」</p>	A	<p>・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。</p>	1	◎	◎	<p>・ウェーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>平成28年度作成の外国語生活ガイドブック(中国語版)へ「女性のための相談室」を掲載した</p>	B	<p>男女共同参画推進課との協議結果に基づき、昨年引き続き掲載した。</p>	2	○		<p>平成29年度作成の外国語生活ガイドブック(ポルトガル語版)へ「女性のための相談室」を掲載する</p>	ア	文化国際課(国際交流センター)

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	③	男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	男女共同参画社会の実現をめざして、固定的なジェンダーや性別役割分担意識を変えていくため、講座・講演会等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・講座の開催 ○主催事業 あいまっせステップ・アップ講座など13講座 33回開催予定 ○共催事業 未定
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	①	広報紙等による啓発活動の推進	人権に関連するさまざまな情報を収集し、広報紙等による積極的な広報活動を行う。	・広報ひめじで人権に関する記事を掲載(年1回)
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	②	多様なメディアの活用	地域メディアやホームページ等を活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。また、産学官民の連携、ネットワークを活用した広報・啓発活動を検討する。	日刊紙、民放等への記者発表や資料提供、テレビ、ラジオ、ホームページ等を通して、取り組みを積極的に発信することで、啓発につなげる。
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	②	多様なメディアの活用	地域メディアやホームページ等を活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。また、産学官民の連携、ネットワークを活用した広報・啓発活動を検討する。	FMゲンキ、姫路ケーブルテレビ等を活用した広報・啓発活動を検討する。
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	②	多様なメディアの活用	地域メディアやホームページ等を活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。また、産学官民の連携、ネットワークを活用した広報・啓発活動を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行う。 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシやパンフレット等の配布を依頼する。
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	②	多様なメディアの活用	地域メディアやホームページ等を活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。また、産学官民の連携、ネットワークを活用した広報・啓発活動を検討する。	ホームページにおいて、講演会の開催情報、広報資料を広く紹介する。
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	③	男女共同参画に関するイベントの開催	男女の人権尊重と男女共同参画社会の実現に向け、市民を対象に意識啓発を推進するため、さまざまな分野で活躍している団体やグループの参画によるイベントを開催する。	・あいまっせフェスティバル2016の開催 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介 開催日 11月予定

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画推進条例制定記念・男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:279人 ○開館15周年記念 あいめっせフェスティバル講演会 11月20日(日) テーマ:『映画と私の生き方～スクリーンに映し出す家族・地域との絆～』 講師:河瀬 直美(映画監督) 参加者数:244人 ・講座の開催 ○主催講座 あいめっせステップ・アップ講座など13講座33回開催 ○共催事業 「身近な人との心地よい関係」など3講座5回開催</p>	A	<p>・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施。 ・男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容となっている。</p>	1	◎	◎	<p>・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画推進フォーラム 7月1日(土) テーマ:『女性が活躍できる社会に向けて～私が、いま伝えたいこと～』 講師:国谷 裕子(キャスター) 参加者数:280人(予定) ○あいめっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・講座の開催 ○主催事業 あいめっせステップ・アップ講座など13講座33回開催予定 ○共催事業 未定</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>・人権意識を高め、人権問題を身近に考えるため、主管課と協力し、さまざまな啓発・交流活動や事業を掲載した。</p>	B	<p>広報紙を通して、人権に関する市のさまざまな取り組みなどの記事を積極的に発信することで、人権の啓発につながった。</p>	1	◎	◎	<p>・広報ひめじで人権に関する記事を掲載(年1回)</p>	ア	広報課
<p>・主管課と協力し、日刊紙・民放等への資料提供や記者発表等を実施 ・広報紙への掲載と連動したケーブルテレビ、ラジオを通じて広報活動を実施 ・ホームページを活用した情報提供</p>	B	<p>人権意識を高め、人権問題を身近に考えるため、他課主催の様々な啓発・交流・学習活動を放送した。</p>	1	◎	◎	<p>日刊紙、民放等への記者発表や資料提供、テレビ、ラジオ、ホームページ等を通して、取り組みを積極的に発信することで、啓発につなげる。</p>	ア	広報課
<p>・ホームページに掲載する内容の充実に努めたほか、各種メディアを積極的に活用し、広報・啓発を行った。 ・市政広報番組「ウィークリーひめじ」を活用して男女共同参画について広報・啓発を行った。</p>	B	<p>・ホームページに掲載する内容は、男女共同参画について分かりやすい内容とした。 ・各種メディアの活用にあたっては、男女共同参画に関する広報・啓発が効果的に行えることを意識した。</p>	1	◎		<p>FMゲンキ、姫路ケーブルテレビ等を活用した広報・啓発活動を検討する。</p>	ア	男女共同参画推進課
<p>・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、婦人ひめじ、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行った。 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシ等の配布を依頼した。</p>	B	<p>・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。</p>	1	◎		<p>・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行う。 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシやパンフレット等の配布を依頼する。</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>講演会の開催を告知した。広報誌ゆいばるの記事を全文読めるようにした。</p>	B	<p>女性の人権を取り上げるために分担してテーマごとに資料収集と分析を行った</p>	1	◎		<p>ホームページにおいて、講演会の開催情報、広報資料を広く紹介する。</p>	ア	人権啓発センター
<p>・開館15周年記念 あいめっせフェスティバル2016の開催 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介し、男女共同参画について啓発。 開催日 11月20日(日) 参加数 26団体 入場者 2,200人</p>	A	<p>・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような開催日時の設定や一時保育を実施。</p>	1	◎	◎	<p>・あいめっせフェスティバル2017の開催 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介 開催日 11月 予定</p>	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	④	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充(再掲)	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行【再掲】 5,000部×2回 ・事業報告書の作成【再掲】
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	④	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充(再掲)	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	④	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充(再掲)	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数各5,000部
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	④	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充(再掲)	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	⑤	地域人権研修等の充実	「人権文化」の定着に向けて、市民自らが開かれた交流活動を積極的に進めるため、研修会や交流事業等を開催する。	地域交流事業(20,357千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	⑥	「男女共同参画週間」等における意識啓発の充実	「男女共同参画週間」にあわせ「人権文化」の定着に向けた市民への意識啓発と女性の参画を促進する。	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ・あいめっせ写真展 6月22日(水)～7月6日(水) 育児に家事に地域活動に積極的な男性の写真を募集し、応募作品を展示
I	3	(2)	人権を尊重した表現の定着	①	ジェンダーに敏感な視点に立った市の刊行物等の発行	市民向け刊行物等の表現について、「男女平等に関する表現指針」の活用を庁内でさらに周知するとともに、刊行物等の作成時におけるチェック体制の強化や継続的な働きかけを行う。	ここみてネットに掲載している「男女平等に関する表現指針」を周知徹底し、市民向け刊行物等の表現について各課で事前にチェックするよう啓発を行う。
I	3	(3)	男女共同参画に関する調査・研究	①	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	プランの見直しと後期実施計画の作成における基礎資料とするため市民意識調査を実施する。	平成28年2月に実施した市民意識調査の集計・分析を実施する。
I	3	(3)	男女共同参画に関する調査・研究	②	男女共同参画に関する資料の収集、提供	男女共同参画に関する資料や情報を広く収集・加工し、市民に提供する。	・図書情報コーナーの運営 予算額 2,362千円 (図書購入費等) 図書400冊 DVD5本など

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行【再掲】 6,000部×2回 ・事業報告書の作成【再掲】	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行【再掲】 6,000部×2回 ・事業報告書の作成【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
希望者に「ふれあい」在庫分を配布。広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。パワハラ・セクハラパンフレット配布。	B	性別にとられない視点からの内容、表現となるよう配慮した。	1	◎		毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。	ア	人権啓発課
センター通信「ゆいばる」発行 年4回5月21号、8月22号、11月23号、3月24号 発行部数各5,000部 19号は6000部	B	パネル展と連動させ、人権課題を取り上げた記事を作成、配布した。	1	◎		センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数各5,000部	ア	人権啓発センター
標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部 市民学習資料「ともに学ぶ」 作成部数32,000	B	女性の人権に関わる作品募集を呼びかけ、応募があった。また、市民向け学習資料を作成し、女性の人権について考える機会を提供した。	1	◎		標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部	ア	人権教育課
地域交流事業(13,792千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	B	女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。	1	◎	◎	地域交流事業(20,598千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	ア	人権啓発課
・講演会の開催【再掲】 男女共同参画推進条例制定記念 男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:279人 ・あいめっせ写真展 6月22日(水)～7月6日(水) 育児に家事に地域活動に積極的な男性の写真を募集し、応募作品を展示	A	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような開催日の設定や一時保育を実施。	1	◎	◎	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画推進フォーラム 7月1日(土) テーマ:『女性が活躍できる社会に向けて～私が、いま伝えたいこと～』 講師:国谷 裕子(キャスター) 参加者数:280人(予定) ・あいめっせ写真展 6月23日(金)～7月7日(金) 私の大切な人が活躍している写真を募集し、応募作品を展示	ア	男女共同参画推進センター
・「男女平等に関する表現指針」をホームページに掲載し、市民等へ刊行物等の表現について啓発を行った。 ・ここみてネットに掲載している「男女平等に関する表現指針」を職員に周知徹底するとともに、市民向け刊行物等の表現について、各課で事前にチェックできるよう、チェックリストを掲載し、啓発を行った。 ・市民向け刊行物等を作成する課からの依頼に基づき、適切な表現について助言した。 ・採用前職員に対する研修において男女平等に関する表現指針を配布し、周知した。	B	男女の固定的な性別役割分担意識等にとられない内容とした。	1	◎	◎	ここみてネットに掲載している「男女平等に関する表現指針」を周知徹底し、市民向け刊行物等の表現について各課で事前にチェックするよう啓発を行う。	ア	男女共同参画推進課
市民意識調査の集計・分析を実施し、結果を公表した。	B	男女共同参画に関する市民意識調査の集計・分析を行うにあたり、実施年度間の変化や全国・兵庫県の調査結果と比較し、分析した。	1	◎	◎	集計・分析結果をプランの見直しと後期実施計画の策定に係る基礎資料として活用する。	ア	男女共同参画推進課
・図書情報コーナーの運営 蔵書等 図書、行政資料、雑誌、など20,183冊 AV(ビデオ・DVD)324本 延貸出数 8,372冊 利用登録者数 2,080人	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・図書情報コーナーの運営 予算額 2,362千円 (図書購入費等) 図書400冊 DVD5本など	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	①	異文化理解の推進	多文化共生、国際理解教育の推進をめざした講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解講演会(市)開催予定 年1回 約280名 国際理解出前講座(財団)年24回実施予定 国際交流ふれあい教室(財団)年3回実施予定
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	②	国際交流・協力活動の推進	多彩な国際交流・協力事業を実施し、ボランティアの参画を推進するとともに、各団体が実施する事業を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流フェスティバル(市・財団)開催予定 年1回 約900名のボランティア参加 国際交流スプリングフェスティバル(市) 開催予定 年1回 地域交流事業(財団)2地域実施予定
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	③	在住外国人の生活基盤の整備	医療、救急・災害時の支援体制の整備や生活情報の提供、相談窓口の充実を図るとともに、日本語講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人のための日本語講座(財団) <ul style="list-style-type: none"> 初級6クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 初中級1クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 中級2クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 日本語ボランティア養成講座(市)実施予定 年1回(全3回) 約50名 日本語ひろば(財団) 外国語による生活相談(財団) 市役所市民相談センター(週1回) 国際交流センター(月2回) 外国語放送による情報発信(財団) 週1回 ベトナム語 FM Genki
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	④	個人の多様な生き方の尊重と理解の促進	性的指向を理由として困難な状況に置かれている人、性同一性障害などのある人々についての理解・啓発を進める。	地域交流事業(20,357千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	④	個人の多様な生き方の尊重と理解の促進	性的指向を理由として困難な状況に置かれている人、性同一性障害などのある人々についての理解・啓発を進める。	<p>人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回)</p> <p>第1回 5月11日(水) 図書館綱干分館 300人 講師・・・榎井 縁</p> <p>第2回 6月6日(月)生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・神原 文子</p> <p>第3回 6月23日(木)文化センター小ホール 250人 講師・・・長畑 忠史</p> <p>第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 300人 講師・・・幸田 英二</p> <p>第5回 7月27日(水) ネスパルやすとみ 400人 講師・・・源 淳子</p> <p>第6回 8月24日(水)夢前町 北部市民センター 講師・・・太田 篤志</p> <p>第7回 9月9日(金) 東市民センター 250人 講師・・・関根 聡</p> <p>第8回 11月15日(火) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克</p> <p>※全会場で「一時保育」を実施</p>

平成28年度実施状況					平成29年度実施計画		担当課	
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> 国際理解講演会(364千円) 3月5日(日) テーマ:「日本のグローバル化だからこそ、異文化交流を大事にチャンスを得よう!」講師:ルース・マリー・ジャーマン、参加者数:270人 国際理解出前講座(財団、179千円) 12公民館・自治体、6小学校、2中学校、1高校 国際交流ふれあい教室(財団、103千円)年3回実施 <ul style="list-style-type: none"> 第1回 12月10日(土) 第2回 1月21日(土) 第3回 3月5日(日) 	A	事業の企画・立案、実施段階で、男女が等しく参加し、事業を享受できるよう、曜日設定や実施時間に配慮している。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解講演会(市)開催予定 年1回 約280名 国際理解出前講座(財団)年24回実施予定 国際交流ふれあい教室(財団)年3回実施予定 	ア	文化国際課(国際交流センター)
<ul style="list-style-type: none"> ひめじ国際交流フェスティバル(市・財団、2,559千円・170千円)10月30日(日) 約1,000人のボランティア参加 国際交流スプリングフェスティバル(市、172千円)3月5日(日) 地域交流事業(財団、123千円)1地域実施 <ul style="list-style-type: none"> 第1回 11月26日(土) 第2回 3月19日(日) 	B	事業の企画・立案、実施段階で、男女が等しく参加し、事業を享受できるよう、曜日設定や実施時間に配慮している。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流フェスティバル(市・財団)開催予定 年1回 約900名のボランティア参加 国際交流スプリングフェスティバル(市)開催予定 年1回 地域交流事業(財団)2地域実施予定 	ア	文化国際課(国際交流センター)
<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人のための日本語講座(財団、1,246千円) <ul style="list-style-type: none"> 初級6クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 初中級1クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 中級2クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 日本語ボランティア養成講座(市、95千円)年1回 8月20(土)、21(日)、28(日) 参加者:50名 日本語ひろば(財団、219千円) 外国語による生活相談(財団、480千円) 市役所市民相談センター(週1回) 国際交流センター(月2回) 外国語放送による情報発信(財団、601千円)ベトナム語 	A	事業の企画・立案、実施段階で、男女が等しく参加し、事業を享受できるよう、曜日設定や実施時間に配慮している。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人のための日本語講座(財団) <ul style="list-style-type: none"> 初級6クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 初中級1クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 中級2クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 日本語ボランティア養成講座(財団)実施予定 年1回(全3回) 約50名 日本語ひろば(財団) 外国語による生活相談(財団) 市役所市民相談センター(週1回) 国際交流センター(月2回) 外国語放送による情報発信(財団) 週1回 ベトナム語 FM Genki 在住外国人地域連携事業(財団) 	ア	文化国際課(国際交流センター)
<ul style="list-style-type: none"> 地域交流事業(13,792千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。企業等への人権啓発研修でテーマとして取り上げた。 	B	女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流事業(20,598千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。 	ア	人権啓発課
<ul style="list-style-type: none"> 人権学習地域講座の開催(市民講座並びにリーダー研修、年8回) <ul style="list-style-type: none"> 第1回 5月11日(水) 図書館網干分館 193人 講師・・・榎井 縁 第2回 6月6日(月)生涯学習大学校講堂 200人 講師・・・神原 文子 第3回 6月23日(木)文化センター小ホール212人 講師・・・長畑 忠史 第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 221人 講師・・・幸田 英二 第5回 7月27日(水) ネスパルやすとみ 306人 講師・・・源 淳子 第6回 8月24日(水)夢前町 北部市民センター 449人 講師・・・太田 篤志 第7回 9月9日(金) 東市民センター 160人 講師・・・関根 聡 第8回 11月15日(火) 香寺公民館 176人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施 	B	子育てや介護中の受講者が人権学習地域講座に参加できるように、1歳～5歳児の保育を実施した。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 人権学習地域講座の開催(市民講座並びにリーダー研修、年8回) <ul style="list-style-type: none"> 第1回 5月18日(木) 図書館網干分館 250人 講師・・・西林 幸三郎 第2回 6月28日(水)文化センター小ホール 450人 講師・・・太田 篤志 第3回 7月5日(水)花の北市民広場 250人 講師・・・森井 昌克 第4回 7月26日(水) 北部市民センター 250人 講師・・・榎井 縁 第5回 8月3日(木) 生涯学習大学校講堂 200人 講師・・・関根 聡 第6回 8月25日(金)ネスパルやすとみ 250人 講師・・・長畑 忠史 第7回 9月13日(水) 東市民センター 250人 講師・・・幸田 英二 第8回 11月2日(木) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施 	ア	人権啓発センター

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	①	関係機関の支援内容の把握と連携	女性に対する暴力を排除するために活動している関係機関の支援内容を把握し、連携を図る。	・相談業務に関連し、福祉事務所、県、民間相談機関等と連携を図る。 ・庁内関係課による連携会議を各課持ち回りで開催
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	①	関係機関の支援内容の把握と連携	女性に対する暴力を排除するために活動している関係機関の支援内容を把握し、連携を図る。	県女性家庭センターや裁判所等が主催する会議に出席するとともに庁内DVネットワーク会議を開催する。
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	②	暴力に抗するための講座・講演会の開催	女性があらゆる暴力から身を守るための講座・講演会を開催する。	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	③	男女間における暴力に関する調査の実施	女性に対する暴力に関する市民の意識や被害の実態等を把握し、被害者が必要とする援助のあり方を検討する。	被害者が必要とする援助のあり方を関係課が検討する際の基礎資料となるよう、DVに関する項目についても集計・分析を実施する。
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	④	女性に対する暴力防止のための関係機関と連携した啓発	女性に対するあらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携した啓発活動を実施する。特にこれらの問題への理解が遅れがちな男性への啓発を行う。	・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	①	相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。	配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	②	被害者の安全確保	保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置などにより、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。	保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置などにより、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> 相談業務に関連し、福祉事務所、県、民間相談機関等と連携を図る。 姫路市DV防止庁内ネットワーク会議の開催 2月23日(木) フェミニストカウンセリング神戸との共同主催【再掲】 2月 全3回 延べ74人受講 	B	・被害者がほとんど女性であることに特に配慮して相談業務や講座を行った。	1	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務に関連し、福祉事務所、県、民間相談機関等と連携を図る。 庁内関係課による連携会議を各課持ち回りで開催 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> 県女性家庭センター、裁判所等が主催する会議出席 庁内DVネットワーク会議開催 	B	関係機関との連携を図ることに配慮した。	2	○		県女性家庭センターや裁判所等が主催する会議に出席するとともに庁内DVネットワーク会議を開催する。	イ	地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全2回 延べ51人受講 フェミニストカウンセリング神戸との共同主催【再掲】 2月 全3回 延べ74人受講 	B	・女性に対するあらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	◎	あらゆる暴力防止セミナーの開催	ア	男女共同参画推進センター
市民意識調査の集計・分析をDVに関する項目についても実施し、「DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」(第2期)の策定に係る基礎資料として活用されるよう結果を関係課にも提供した。	B	市民意識調査の集計・分析実施の際、女性に対する暴力に関する意識等も一部把握できるように実施できた。	1	◎	◎	集計・分析結果をプランの見直しと後期実施計画の作成の基礎資料として活用する。	ア	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> 中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議への参加 3月1日(水) 女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付 関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示 	B	・女性に対するあらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付 関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> DV相談件数 588件 DV証明発行 19件 	B	被害者が安心して相談できるよう配慮した。	2	○	○	配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。	イ	地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 保護命令申立支援 1件 一時保護件数 8件 本人に保護命令制度を支援するが、保護命令になるケースは少なくなった。	B	被害者の安全が確保できるよう配慮した。	2	○	○	地方裁判所と連携した保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置などにより、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。	イ	地域福祉課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が自立するための住宅確保、就労、心身の回復等に向けた支援を関係機関と連携して行う。
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	母子・父子自立支援員及び就労相談員兼就労支援専門員による支援
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、一般申込者に比べて入居当選確率を2倍にすることとする。
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	④	民間支援団体との連携・協働	DV被害者への支援活動を行っている団体に対する支援について調査・研究を行う。	他都市の取り組み等を参考に検討する。
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	④	民間支援団体との連携・協働	DV被害者への支援活動を行っている団体に対する支援について調査・研究を行う。	他都市の取り組み等を参考に検討する。
I	4	(3)	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	①	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
I	4	(3)	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	②	パワーハラスメント等防止のための啓発	研修や講座の開催により、パワーハラスメントなどのハラスメント問題についての啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】
I	4	(4)	児童虐待の防止と対策の強化	①	専門的・総合的な相談支援機能の充実と質の向上	相談支援技術の研修機会を充実させるとともに、関係機関との連携を進め、子育て家庭に対する専門的・総合的な相談支援機能を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談員の研修実施 要保護児童対策地域協議会の運営

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全2回 延べ51人受講 エンパワメント講座の開催【再掲】 9月 全3回 延べ91人受講 フェミニストカウンセリング神戸との共同主催【再掲】 2月 全3回 延べ74人受講 女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】 	B	女性に対するあらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> エンパワメント講座の開催【再掲】 あらゆる暴力防止セミナーの開催【再掲】 女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
関係部署と連携し被害者の経済的支援や就労支援等を行った。	B	被害者が希望や必要とする支援を行うよう配慮した。	2	○		配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が自立するための住宅確保、就労、心身の回復等に向けた支援を関係機関と連携して行う。	イ	地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員による相談 181件 就労相談員兼就労支援専門員による相談 8件 母子・父子自立支援員の研修実施 5回(DV関連のみ) 	B	<ul style="list-style-type: none"> 自立や問題解決に向けての支援を実施した。 ハローワークと連携し、就労支援を実施した。 	1	◎		<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員及び就労相談員兼就労支援専門員による支援 母子・父子自立支援員の研修実施 	ア	子ども支援課
随時相談などに対応した。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	1	◎		必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。	ア	保健所健康課
DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、一般申込者に比べて入居当選確率を2倍にすることとしたが、該当者はなかった。	B	DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、一般申込者に比べて入居当選確率を2倍にすることとする。	2	○		DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、一般申込者に比べて入居当選確率を2倍にすることとする。	ウ	住宅課
支援活動を行っている団体に関する情報収集に努めたが、市内にはなく、神戸市の団体の話を聞くにとどまり、具体的な支援の研究にまでは至らなかった。	C	情報収集に当たっては関係課との連携を図るとともに、取組みを促した。	2	△	△	他都市の取り組み等を参考に検討する。	エ	男女共同参画推進センター
市内に支援活動団体がなく、他都市の民間支援団体と交流をはかり、情報の収集を行った。	C	市内に限定せず、広く情報収集を行った。	2	△		他都市の取り組み等を参考に検討する。	エ	地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示 均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 均等法改正のポイントチラシの窓口配付 関係各課の発行する機関誌への記事掲載 ホームページによる情報発信 	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全2回 延べ51人受講 女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】 	B	あらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる暴力防止セミナーの開催【再掲】 女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談員の研修実施 13回 要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議 1回 連絡会議 12回 ケース検討会議 94回 	B	相談支援機能の向上と関係機関との連携の充実を図った。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談員の研修実施 要保護児童対策地域協議会の運営 	ア	子ども支援課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
I	4	(4)	児童虐待の防止と対策の強化	②	児童虐待の早期発見、適切な支援体制の確立	意識啓発等、児童虐待防止のための取り組みを推進するとともに、市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制を充実させる。	・要保護児童対策地域協議会の運営
I	4	(5)	高齢者への虐待防止	①	高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実	高齢者虐待の疑いがある場合は、必要に応じて、高齢者保護のための適切な措置を講ずる。また、養護者に対する支援も行う。	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会は委託により実施する。
I	4	(6)	障害者への虐待防止	①	障害者への虐待の防止	障害のある人への虐待防止のため、関係機関の連携体制を構築するとともに、虐待対応の窓口となる市障害者虐待防止センターを中心に、円滑な支援を行う。	障害者虐待防止センターを運営
II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	①	男女共同参画に関する講座・講演会等の開催(再掲)	男女共同参画社会の実現をめざして、固定的なジェンダーや性別役割分担意識を変えていくため、講座・講演会等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・講座の開催 ○主催事業 あいまっせステップ・アップ講座など13講座 33回開催予定 ○共催事業 未定
II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	②	マタニティサポート教室(ママパパ教室)の開催	両親ともに学習機会を設けることで母性機能の尊重や保護、父親として妊娠期からの子育て参加を積極的に推進する。	『子育て手帳』の交付 全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発
II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	③	乳幼児健康診査及び健康相談事業での子育て支援	乳幼児健康診査や健康相談で育児についての男女協働の意義を啓発し、子育てを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 172回/年 乳幼児精密相談 ・発達クリニック 12回/年 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 48回/年 7か月児の健康相談 96回/年 妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 子育て支援事業 ▶出生前小児保健指導 ▶食育推進事業 ・食育講座 60回/年 ・幼児健康診査時の食育講話と絵本の読み聞かせ 500回/年

平成28年度実施状況					平成29年度実施計画		担当課	
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
・児童福祉法に定めのある要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、ケース検討会議を実施した。 代表者会議 1回 連絡会議 12回 ケース検討会議 94回	B	・男女の固定的な役割分担にとらわれることのない委員構成となっている。	1	◎	◎	・要保護児童対策地域協議会の運営	ア	こども支援課
【権利擁護に関する研修会】 4回 (権利擁護フォーラム2回、虐待対応研修2回)	A	男女の区別なく、生命尊重、権利を守る目的で対応し、養護者に関しても支援を行っている。	2	○	○	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会は委託により実施する。	イ	地域包括支援課
障害者虐待防止センターを運営 ・通報・相談件数 47件	B	性別に関わらず、障害者への虐待防止のために障害者虐待防止センターを運営した。	1	◎	◎	障害者虐待防止センターを運営	ア	障害福祉課
・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画推進条例制定記念・男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:279人 ○開館15周年記念 あいめっせフェスティバル講演会 11月20日(日) テーマ:『映画と私の生き方～スクリーンに映し出す家族・地域との絆～』 講師:河瀬 直美(映画監督) 参加者数:244人 ・講座の開催【再掲】 ○主催講座 あいめっせステップ・アップ講座など13講座33回開催 ○共催事業 「身近な人との心地よい関係」など3講座5回開催	A	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施。 ・男女の固定的な役割分担等にとられない内容となっている。	1	◎	◎	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画推進フォーラム 7月1日(土) テーマ:『女性が活躍できる社会に向けて～私が、いま伝えたいこと～』 講師:国谷 裕子(キャスター) 参加者数:280人(予定) ○あいめっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・講座の開催 ○主催事業 あいめっせステップ・アップ講座など13講座33回開催予定 ○共催事業 未定	ア	男女共同参画推進センター
『子育て手帳』の交付実施 計 4,753人 妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援を実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとられない内容に配慮し、父親の育児参加について啓発を行った。	1	◎	◎	『子育て手帳』の交付 全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	ア	保健所健康課
乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 172回/年 乳幼児精密相談 ・発達クリニック 12回/年 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 48回/年 7か月児の健康相談 96回/年 妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 訪問4,364件、訪問率96.8%(10,894千円) 子育て支援事業 ▶出生前小児保健指導 ▶食育推進事業 ・食育講座 83回/年 ・幼児健康診査時の食育講話と絵本の読み聞かせ 522回/年	B	子育てや介護中の人、また、父親にも参加しやすい教室等の運営を心がけた。	1	◎	◎	乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 184回/年 乳幼児精密相談 ・発達クリニック 12回/年 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 48回/年 7か月児の健康相談 96回/年 妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 子育て支援事業 ▶出生前小児保健指導 ▶食育推進事業 ・食育講座 60回/年 ・幼児健康診査時の食育講話と絵本の読み聞かせ 500回/年	ア	保健所健康課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
II	1	(1)	家庭における男女 共同参画の推進	④	子育て教室等の開催	男女共同参画社会の意識を踏まえて、さまざまな子育て教室を開催する。	宿泊型児童館「星の子館」における乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児クラブ」の実施 年間活動予定回数:314回 参加予定人数:延23,000人
II	1	(1)	家庭における男女 共同参画の推進	④	子育て教室等の開催	男女共同参画社会の意識を踏まえて、さまざまな子育て教室を開催する。	・子育て講演会の実施 12回 ・子育て家庭支援講座の開催 5回
II	1	(1)	家庭における男女 共同参画の推進	④	子育て教室等の開催	男女共同参画社会の意識を踏まえて、さまざまな子育て教室を開催する。	・あすなる教室 108教室開催予定(8,881千円) ・杉の子教室 37教室開催予定(3,023千円) ・わか葉教室 7教室開催予定(369千円) ・ふた葉教室 20教室開催予定(1,037千円) ・父親教室 46教室開催予定(2,325千円) ・お茶の間教室 10教室開催予定(150千円)
II	1	(2)	ジェンダーにとら われない保育・教 育の推進	①	男女平等教育の推進	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	生活発表会においては、性的役割分担を行わずに児童が希望する役割を演じさせる。なお、それぞれの市立保育所・こども園では、以下のとおり生活発表会を実施予定。 ・回数 年に1回から数回の範囲内 ・参加者 入所児童、保育士、保護者 男女の性別に関係なく、豊かな感性を表現するために身体、言葉、造形等の方法で保育を実施します。
II	1	(2)	ジェンダーにとら われない保育・教 育の推進	①	男女平等教育の推進	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	幼稚園訪問時において、37園に男女平等教育の推進の指導する。
II	1	(2)	ジェンダーにとら われない保育・教 育の推進	①	男女平等教育の推進	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	市立幼稚園12園(こども園を含む)へ指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導する
II	2	(1)	人権尊重と男女 平等を定着させる 教育の充実	①	男女平等教育副読本等の活用	男女平等教育副読本や「デートDV」の冊子等を活用し、道徳の時間をはじめ学校教育のあらゆる場面で男女平等教育を推進する。また、中学・高校生向けの資料作成について検討する。	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。 小学校24校、中学校11校、特別支援学校1校へ指導主事が訪問し、授業方法等について指導を行う。
II	2	(1)	人権尊重と男女 平等を定着させる 教育の充実	②	男女平等教育の推進状況調査の実施と啓発	男女平等教育副読本等の使用状況と男女平等教育の推進状況調査を実施する。	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査を行い、その結果を公表する。
II	2	(1)	人権尊重と男女 平等を定着させる 教育の充実	③	隠れたカリキュラムの見直し	男女平等の意識づくりを進めていくため、男女混合名簿の導入・活用に努めるとともに、さまざまな学習機会等の均等化を図る。	学校で使用する名簿を男女混合にする意義について指導するとともに、提出文書を男女混合に指定する。

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
宿泊型児童館「星の子館」における乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児クラブ」の実施 年間活動回数:294回 参加人数:延16,577人	C	男女の固定的な役割分担が意識定着しないようイベントを企画実施した。	1	○	◎	宿泊型児童館「星の子館」における乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児クラブ」の実施 年間活動予定回数:190回 参加予定人数:延10,000人 ※H29年度星の子館大規模改修工事予定	ア	こども政策課
・子育て講演会の開催 11回 ・子育て家庭支援講座の開催 5回	B	・一時保育の実施 ・男性も参加しやすいよう日曜日に開催する等配慮した	1	◎		・子育て講演会の開催 11回 ・子育て家庭支援講座の開催 5回	ア	こども支援課
・あすなる教室 108教室開催(7,449千円) ・杉の子教室 37教室開催(2,747千円) ・わか葉教室 7教室開催(325千円) ・ふた葉教室 15教室開催(737千円) ・父親教室 35教室開催(1,531千円) ・お茶の間教室 8教室開催(120千円)	B	・父親の子育て参加を目指した父親教室を開催した。 ・子育て中の女性が参加しやすいように開設説明会で一時保育を行った。 ・女性が教室の企画や運営に参加しやすいように配慮した。	1	◎		・あすなる教室 108教室開催予定(8,981千円) ・杉の子教室 36教室開催予定(2,956千円) ・わか葉教室 8教室開催予定(419千円) ・ふた葉教室 20教室開催予定(1,039千円) ・父親教室 46教室開催予定(2,361千円) ・お茶の間教室 10教室開催予定(150千円)	エ	生涯学習課
生活発表会においては、性的役割分担を行わずに児童が希望する役割を演じさせた。なお、それぞれの市立保育所では、以下のとおり生活発表会を実施した。 ・回数 年に1回から数回の範囲内 ・参加者 入所児童、保育士、保護者 ・実績 保育所費・運営費の一部で支出 男女の性別に関係なく、豊かな感性を表現するために身体、言葉、造形等の方法で保育を実施した。	B	・特に、男女の固定的な役割分担にとられない内容となっている。	1	◎	◎	生活発表会においては、性的役割分担を行わずに児童が希望する役割を演じさせる。なお、それぞれの市立保育所・こども園では、以下のとおり生活発表会を実施予定。 ・回数 年に1回から数回の範囲内 ・参加者 入所児童、保育士、保護者 男女の性別に関係なく、豊かな感性を表現するために身体、言葉、造形等の方法で保育を実施します。	ア	こども保育課
37園で男女平等教育を実践した。	B	男女の平等や相互理解、協力について適切に指導するなど、一人一人の個性や能力を活かす教育を推進した。	1	◎		幼稚園訪問時において、36園に男女平等教育の推進の指導する。	イ	学校指導課
市立幼稚園12園へ指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとられない保育活動を推進するよう指導した。	B	男女にとられず、自分らしさを大切に保育活動が展開された。	1	◎		市立幼稚園13園へ指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとられない保育活動を推進するよう指導する	ア	人権教育課
小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導した。 小学校24校、中学校11校、特別支援学校1校へ指導主事が訪問し、授業方法等について指導を行った。	B	学校における男女平等教育を推進することができた。	1	◎	◎	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。 小学校22校、中学校12校、へ指導主事が訪問し、授業方法等について指導を行う。	ア	人権教育課
小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査を行い、その結果を公表した。	B	各小中学校に調査結果を公表し、次年度への基礎資料とした。	1	◎	◎	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査を行い、その結果を公表する。	ア	人権教育課
学校で使用する名簿を男女混合にするよう指導した。 ・市立小中高等学校での男女混合名簿使用率100%	B	男女平等の意識を高めるために配慮した。	1	◎	◎	学校で使用する名簿を男女混合にする意義について指導するとともに、提出文書を男女混合に指定する。	ア	人権教育課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
II	2	(2)	教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進	①	教職員研修の充実	管理職をはじめ教職員の意識改革を促すとともに、男女平等教育のさらなる充実を図るために、男女平等に関する内容についての研修を行う。	・課題研修 月日:平成28年11月30日 内容:人権教育
II	2	(3)	子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	①	コミュニケーション能力の充実と向上	学校の教育活動全体を通じて、互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うための能力を培う。	「道徳の時間」をはじめ、全教育活動の中で、役割演技・ロールプレイ等の参加型の手手法も活用し、互いの考えや立場を伝え理解しあう能力を高める。
II	2	(3)	子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	②	いじめの根絶	いじめを未然に防止するために、他者の考えや気持ちなどを共感的に理解する力、物事の善悪を正しく判断する力、他者との人間関係を調節する能力等を育成する。	健全な自尊心の育成をめざし、判断力・問題回避力・人間関係力等を育てる「ライフスキル教育プログラム」を研究・実践する。 研究・実践校 市内3中学校区
II	2	(3)	子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	②	いじめの根絶	いじめを未然に防止するために、他者の考えや気持ちなどを共感的に理解する力、物事の善悪を正しく判断する力、他者との人間関係を調節する能力等を育成する。	①いじめ防止人権学習 対象:市立35中学校(原則1年生) 学習形態:ワークショップ及び講演会 ②いじめ防止リーフレット 配付対象:全小中学生
II	2	(4)	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	①	個性・能力・資質を尊重した生徒指導、進路指導の充実	性別による固定的な職業・進学にこだわらず、個々の個性・能力・資質を基にした進路指導や、教職員の共通理解のもと、個性を尊重した生徒指導を推進する。	学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、性別による固定的な職業・進学に基づく指導に陥ることのないような進路指導及び個性を尊重した生徒指導を推進するように指導する。(年間180回)
II	2	(4)	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	②	キャリア教育の充実	子どもが主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、全教育活動を通じて男女共同参画の視点に立ち、計画的・組織的にキャリア教育を展開する。	中学校2年生を対象に、1週間、地域において生徒の主体性を尊重した、職場での体験等、様々な体験活動を行うトライやる・ウイークを実施する。
II	2	(4)	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	③	女子学生・生徒の理工系分野進学促進	男女共同参画の視点に立ち、子どもが自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう進路指導を充実させる。	学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点に基づいた進路指導を推進するように指導する。(年間180回) 兵庫県立大学等との連携に努める。
II	3	(1)	地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	①	ジェンダー問題に関する市民講師の育成	ジェンダーに敏感な視点を持った講師等を養成する講座の開催や、講座修了生の自主グループに対する活動支援により市民講師を育成するとともに、県の市民講師紹介事業と連携し、その活用を図る。	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】 ・講座修了生の自主活動グループを支援し、市民講師の育成を図る。 ・子育て教室などへ男女共同参画講座をPRする。

平成28年度実施状況					平成29年度実施計画		担当課	
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>・課題研修 開催日:平成28年11月30日 内容:人権教育 参加者:105名 多くの受講者が、きちんと正しく知ることの大切さを感じ、子供を指導する立場にある教師としての在り方を見直す機会となった。</p>	B	男女共同参画の視点も含め、様々な視点から人権教育を捉えなおす事を通して、教職員の人権感覚の一層の向上を図るとともに、人権に関わる教育課題について学びを深める研修として実施した。	2	○	○	<p>・課題研修 月日:平成29年5月17日 内容:人権教育</p> <p>・課題研修 月日:10月13日 内容:性的マイノリティ</p>	ア	教育研修課
言語活動の充実を図るよう指導した。	B	様々な教育活動において、子どもたちが互いの考え等を伝え、理解し合う場面を設定するよう配慮した。	1	◎	◎	「道徳の時間」をはじめ、全教育活動の中で、役割演技・ロールプレイ等の参加型の手法も活用し、互いの考えや立場を伝え理解しあう能力を高める。	ア	人権教育課
全市でライフスキル教育を実践した。また、教職員向けにライフスキル教育研修を実施した。	B	学習形態や内容を工夫し、男女が互いに意見を聞きあったり活動しあったりできるようにすすめた。	1	◎	◎	ライフスキル教育を実践する。教職員向けにライフスキル教育研修を実施する。	イ	学校指導課
①いじめ防止人権学習 対象:市立35中学校(原則1年生) 学習形態:ワークショップ及び講演会 ②いじめ防止リーフレット 配付対象:全小中学生	A	いじめの未然防止のために、いじめについての認識を深めるとともに自尊感情や人間関係力を高めることができるプログラムを設定した。	1	◎	◎	①いじめ防止人権学習 対象:市立35中学校(原則1年生) 学習形態:ワークショップ及び講演会 ②いじめ防止リーフレット 配付対象:全小中学生	ア	人権教育課
145学校園の訪問時等で男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導した。	B	中学校においては、自己の将来を描き、学ぶことや働くことの意義・役割を理解できることを指導するための進路学習ノート「ゆめ」等を活用した。	1	◎	◎	学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、性別による固定的な職業・進学に基づく指導に陥ることのないような進路指導及び個性を尊重した生徒指導を推進するように指導する。(年間180回)	イ	学校指導課
トライやる・ウィーク等の体験活動を通して、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育むとともに、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育んだ。	B	トライやる・ウィーク等を通して、発達の段階に応じて自己の「生き方」を見つめる機会を設けた。	1	◎	◎	中学校2年生を対象に、1週間、地域において生徒の主体性を尊重した、職場での体験等、様々な体験活動を行うトライやる・ウィークを実施する。	イ	学校指導課
145学校園の訪問時等で男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導した。	B	中学校においては、自己の将来を描き、学ぶことや働くことの意義・役割を理解できることを指導するための進路学習ノート「ゆめ」等を活用した。	1	◎	◎	学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点に基づいた進路指導を推進するように指導する。(年間180回)	イ	学校指導課
・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 (前期)5.6月 全3回 延べ48人受講 (後期)10.11月 全3回 延べ86人受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】 ・講座修了生の自主活動グループを支援し、市民講師の育成を図る。 ・子育て教室などへ男女共同参画講座をPRする。	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
II	3	(1)	地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	②	地域における学習機会の提供	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとらわれない講座を開催する。	・市政出前講座の実施【再掲】 ・公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。
II	3	(1)	地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	②	地域における学習機会の提供	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとらわれない講座を開催する。	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する 男性料理教室 30公民館で開催予定 実施回数 203回 参加者数 3,200名
II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	①	一時保育付き講座・講演会の拡充	一時保育付き講座・講演会の継続開催及びその拡充を進める。	・主催事業(講演会・講座・フェスティバル等)や共催事業において一時保育を実施する。
II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	①	一時保育付き講座・講演会の拡充	一時保育付き講座・講演会の継続開催及びその拡充を進める。	一時保育付き子育て講演会の開催 60回
II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	②	ホームページによる学習情報等の提供	ホームページ等を活用し、さまざまな生涯学習等の情報を提供する。	・ホームページ、Facebookに年間講座予定や講座案内を掲載する。 ・ホームページに蔵書案内やセンター発行啓発誌のバックナンバーを掲載する。
II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	②	ホームページによる学習情報等の提供	ホームページ等を活用し、さまざまな生涯学習等の情報を提供する。	・全公民館67館でホームページを作成し、「公民館だより」を掲載し、公民館の事業や地域の行事等を情報発信する。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努める。
II	3	(3)	ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成	①	メディア・リテラシーを確立するための講座の開催	メディア・リテラシーを確立するための講座を開催する。	・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
・市政出前講座の実施【再掲】 「みんなの男女共同参画」5回 「ストップ!DV」2回	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・市政出前講座の実施【再掲】 ・公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。	ア	男女共同参画推進センター
教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回程度開催した。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催した。 男性料理教室 29公民館で開催 実施回数 184回 参加者数 2,185名	B	男女別、年代別に開催するのではなく、受講者が参加しやすいよう人権講座として開催した。	1	◎		教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室 29公民館で開催予定 実施回数 189回 参加者数 約2,500名	ア	生涯学習課
・主催事業(講演会・講座等)や共催事業において一時保育を実施した。 (講座等17件、講演会2件) 一時保育利用者延べ89人(有料:講座53人、講演会10人、映画上映会3人、無料:講座8人、あいめっせフェスティバル4人、チャレンジ相談8人、健康相談1人、法律相談1人、女性の権利110番1人)	A	・子育て世代、孫育て世代が事業に参加しやすいよう配慮している。	1	◎	◎	・主催事業(講演会・講座・フェスティバル等)や共催事業において一時保育を実施する。	ア	男女共同参画推進センター
一時保育付き子育て講演会の開催 51回	B	日曜日に開催、一時保育の実施	1	◎		一時保育付き子育て講演会の開催 60回	ア	子ども支援課
・ホームページ、Facebookに年間講座予定や講座案内を掲載した。 ・ホームページに蔵書案内やセンター発行啓発誌のバックナンバーを掲載した。	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・ホームページ、Facebookに年間講座予定や講座案内を掲載する。 ・ホームページに蔵書案内やセンター発行啓発誌のバックナンバーを掲載する。	ア	男女共同参画推進センター
・全公民館67館でホームページを作成し、「公民館だより」を掲載し、公民館の事業や地域の行事等を情報発信した。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努めた。	B	・各公民館事業や行事等の情報を発信した。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努めた。	1	◎		・全公民館67館でホームページを作成し、「公民館だより」を掲載し、公民館の事業や地域の行事等を情報発信する。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努める。	ア	生涯学習課
・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 (前期)5.6月 全3回 延べ48人受講 (後期)10.11月 全3回 延べ86人受講 ・自己表現講座の開催【再掲】 7月 全2回 延べ77人受講 ・自己表現講座の開催【再掲】(追加分) 8月 全2回 延べ49人受講 ・多様なライフスタイルセミナーの開催【再掲】 2.3月 全3回 延べ110人受講	A	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
II	3	(3)	ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成	②	違法・有害な情報に関するメディアにおける対策の推進	新たなメディアを使った違法・有害情報への対策の充実を図る。	地域交流事業(20,357千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。
II	3	(3)	ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成	②	違法・有害な情報に関するメディアにおける対策の推進	新たなメディアを使った違法・有害情報への対策の充実を図る。	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(水) 図書館網干分館 300人 講師・・・榎井 縁 第2回 6月6日(月)生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・神原 文子 第3回 6月23日(木)文化センター小ホール 250人 講師・・・長畑 忠史 第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 300人 講師・・・幸田 英二 第5回 7月27日(水) ネスパルやすとみ 400人 講師・・・源 淳子 第6回 8月24日(水)夢前町 北部市民センター 講師・・・太田 篤志 第7回 9月9日(金) 東市民センター 250人 講師・・・関根 聡 第8回 11月15日(火) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施
II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	①	若い世代を中心にした講座・講演会等の開催	男女共同参画の視点に立った、若い世代(高校生以上)の関心を引くような講座・講演会等を開催する。	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ○あいめっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・高校生を対象とした出前講座の実施
II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	①	若い世代を中心にした講座・講演会等の開催	男女共同参画の視点に立った、若い世代(高校生以上)の関心を引くような講座・講演会等を開催する。	・PASEり(青少年運営委員会)の活動に対し支援を行う。また、メンバーについても男女問わず、募集を行う。 PASEりメンバー 10名中、5名女性目標 ・青少年センターの行事において男性女性に関わらず、参加を呼びかける。
II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	②	若者向けの啓発資料の作成	若者を対象とした男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	平成25年3月発行の若者向け男女共同参画啓発資料「Welcome! みんないきいき男女共同参画社会」を市立中学校1年生へ配布し、周知する。 (2・3年生には過年度に配布済)
II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	②	若者向けの啓発資料の作成	若者を対象とした男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
地域交流事業(13,792千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	B	女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。	1	◎	◎	地域交流事業(20,598千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	ア	人権啓発課
人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(水) 図書館網干分館 193人 講師・・・榎井 縁 第2回 6月6日(月)生涯学習大学校講堂 200人 講師・・・神原 文子 第3回 6月23日(木)文化センター小ホール212人 講師・・・長畑 忠史 第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 221人 講師・・・幸田 英二 第5回 7月27日(水) ネスパルやすとみ 306人 講師・・・源 淳子 第6回 8月24日(水)夢前町 北部市民センター 449人 講師・・・太田 篤志 第7回 9月9日(金) 東市民センター 160人 講師・・・関根 聡 第8回 11月15日(火) 香寺公民館 176人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施	B	子育てや介護中の受講者が人権学習地域講座に参加できるように、1歳～5歳児の保育を実施した。	1	◎	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月18日(木) 図書館網干分館 250人 講師・・・西林 幸三郎 第2回 6月28日(水)文化センター小ホール 450人 講師・・・太田 篤志 第3回 7月5日(水)花の北市民広場 250人 講師・・・森井 昌克 第4回 7月26日(水) 北部市民センター 250人 講師・・・榎井 縁 第5回 8月3日(木) 生涯学習大学校講堂 200人 講師・・・関根 聡 第6回 8月25日(金)ネスパルやすとみ 250人 講師・・・長畑 忠史 第7回 9月13日(水) 東市民センター 250人 講師・・・幸田 英二 第8回 11月2日(木) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施	ア	人権啓発センター	
・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画推進条例制定記念・男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:279人 ○開館15周年記念 あいめっせフェスティバル講演会 11月20日(日) テーマ:『映画と私の生き方～スクリーンに映し出す家族・地域との絆～』 講師:河瀬 直美(映画監督) 参加者数:244人 ・ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催【再掲】 12月 1回 131人受講 ・高校生を対象とした「デートDV」出前講座 2回 約540人	A	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施。 ・男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容となっている。	1	◎	○	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画推進フォーラム 7月1日(土) テーマ:『女性が活躍できる社会に向けて～私が、いま伝えたいこと～』 講師:国谷 裕子(キャスター) 参加者数:280人(予定) ○あいめっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・高校生を対象とした出前講座の実施	ア	男女共同参画推進センター
・PASEり(青少年運営委員会)の活動に対し支援を行う。また、メンバーについても男女問わず、募集を行う。 PASEりメンバー 5名中、2名女性 ・青少年センターイベントにおいて男性女性に関わらず、参加を呼びかけた。(活動発表を行った参加者名94中、65名女性)	B	・男性女性に関わらずメンバーを募集。また、活動においても性別を問わず男女の参画により実施。	2	○		・PASEり(青少年運営委員会)の活動に対し支援を行う。また、メンバーについても男女問わず、募集を行う。 PASEりメンバー 10名中、5名女性目標 ・青少年センターの行事において男性女性に関わらず、参加を呼びかける。	ウ	生涯学習課
・平成25年3月発行の若者向け男女共同参画啓発資料「Welcome! みんないきいき男女共同参画社会」を平成28年7月に市立中学校1年生へ配布し、周知した。 配布部数 5,355部 (2・3年生には過年度に配布済) ・若年層向け男女共同参画啓発パンフレットの改訂を実施し、平成29年3月に「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を市立中学校・高等学校全生徒及びその他市内高等学校等へ配布し周知する。	A	・男女共同参画について中学生等でも分かりやすい内容とした。 ・イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。 ・改訂したパンフレットについては高校生の協力を得て、より分かりやすく、表現指針に配慮した内容とした。	1	◎	◎	平成29年3月発行の若年層向け男女共同参画啓発パンフレット「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を市立中学校・高等学校全生徒及びその他市内高等学校等へ配布し周知する。	ア	男女共同参画推進課
・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ○ウエーブレット第46号特集「姫路市男女共同参画推進条例」 ○ウエーブレット第47号特集「家庭科から見る『男女共同参画』」	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎		・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
III	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	①	ポジティブ・アクションの認識の徹底	企業や民間団体等、さまざまな組織の意思形成や方針決定に女性が積極的に参画できるようにパンフレット等による意識啓発を行う。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・関係機関からのポスターの館内掲示、資料収集などを行う【再掲】
III	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	②	あらゆる領域での女性登用の積極的拡大と推進	さまざまな機会を利用しポジティブ・アクションの導入を啓発し、女性の登用と参画を推進する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・関係機関からのポスターの館内掲示、資料収集などを行う。【再掲】
III	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	③	政策決定等に関する学習・研修機会の充実	働く女性も参加しやすい曜日等を考慮し、政策決定能力やリーダーシップなどに関する講座を開催する。	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】
III	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	④	企業・民間団体を対象にした出前講座の実施	企業・民間団体からの要請に対し、市民講師等を派遣する。	・市政出前講座の実施【再掲】
III	1	(2)	学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①	学校教育分野における女性の参画拡大	総合教育センターでの研修による資質の向上を図る。	・校長研修 月日:平成28年11月1日 内容:人権教育 ・初任者研修 月日:平成28年9月6日 内容:人権教育
III	1	(3)	科学技術・学術分野における男女共同参画の推進	①	女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり	女性研究者が活躍できる環境を整備するために、科学技術・学術分野における男女共同参画への意識啓発を行う。	市内の大学が実施する理工系に進学する女子生徒等を応援する事業に協力し、科学技術・学術分野における男女共同参画への意識啓発を行う。

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ○ウエーブレット第46号特集「姫路市男女共同参画推進条例」 ○ウエーブレット第47号特集「家庭科から見る『男女共同参画』」 ・関係機関のポスター館内掲示を行うとともに、資料を収集し、図書情報コーナーに配置した。 	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・関係機関からのポスターの館内掲示、資料収集などを行う【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ○ウエーブレット第46号特集「姫路市男女共同参画推進条例」 ○ウエーブレット第47号特集「家庭科から見る『男女共同参画』」 ・関係機関のポスター館内掲示を行うとともに、資料を収集し、図書情報コーナーに配置した。【再掲】 	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・関係機関からのポスターの館内掲示、資料収集などを行う。【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催【再掲】 12月 1回 131人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同開催出張！女性のための働き方セミナー「働き続けるコツとヒント」 10月 1回 8人受講 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。 ・一時保育を実施した。 	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの2開催【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> ・市政出前講座の実施【再掲】 「みんなの男女共同参画」5回 「ストップ!DV」2回 	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・市政出前講座の実施【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> ・校長研修 開催日：平成28年11月1日 内容：性的マイノリティ 参加者：96名 性的少数者や性に違和感を持つ人々への理解を深めるとともに、適切な対応や配慮について研修した。 ・初任者研修 開催日：平成28年9月6日 内容：人権教育 参加者：68名 人権教育の基本について学びを深め、意識の向上を図ることができた。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・校長研修は、喫緊の人権課題の一つである性的少数者をテーマとして取り上げ、学校経営の責任者として学校運営を円滑に行うため、教職員の人権意識を高めることの重要性や、人権課題に対する適切な対応について学ぶ研修内容とした。 ・初任者研修は、姫路市の取り組む人権教育について、男女共同参画等様々な視点からその現状や課題、取組等について理解を深める研修として実施した。 	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・校長研修 月日：平成29年10月16日 内容：人権教育 ・初任者研修 月日：平成29年9月26日 内容：人権教育 	ア	教育研修課
<ul style="list-style-type: none"> ・包括連携協定を締結している兵庫県立大学と「工学ガールのためのサマーCafé」を共同開催し、女子生徒に対し、理工系分野への進学についての意識啓発を行った。 ・包括連携協定を締結している兵庫県立大学が姫路市男女共同参画推進センターを利用して関係したシンポジウム「女性研究者の魅力発見！〜リケジョのスズメ!」に協力し、理工系分野の仕事やワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行った。参加者数108人(うち大学・高校生34人、一般市民20人) 	A	科学技術・学術分野における男女共同参画の推進につながる取組とした。	1	◎	◎	市内の大学等と連携し理工系分野に興味のある女子中学生を対象に進路選択を応援するため、大学等へのバスツアーを実施し、科学技術・学術分野における男女共同参画への意識啓発を行う。	ア	男女共同参画推進課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
III	1	(4)	審議会等における女性の積極的登用	①	女性委員比率の目標達成に向けた管理	審議会等における女性委員比率35%の目標値の着実な達成に向けて働きかけを強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の登用状況を調査する。 ・市内LAN(ここみてネット/かしネット)を活用して、「姫路市審議会等委員への女性の登用促進に関する指針」に基づき、関係各課に対し女性の登用について協力を要請する。 ・審議会等への女性の登用について、積極的な施策を検討する。
III	1	(4)	審議会等における女性の積極的登用	②	各種審議会等における女性の積極的登用の促進	各種審議会等委員への女性の登用促進の方策を検討し、女性委員比率を高めるとともに、女性のいない審議会の解消に努める。また女性の割合が低率にとどまっている要因を検討し、その要因の改善について働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン推進本部長決定による事前協議制について周知・徹底する。 ・事前協議書の提出があった担当課へヒアリングを行い、女性の登用について協力を依頼する。 ・審議会等への女性の登用について、積極的な施策を検討する。 ・委員改選の4か月前に担当課へ女性委員の比率向上を依頼する。 ・事前協議制からより強制力のある制度を検討する。
III	1	(4)	審議会等における女性の積極的登用	③	女性人材情報の充実とロールモデルの発掘	女性人材リストのデータ更新等を行うとともに、ロールモデルの紹介など情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性人材リスト登録情報の充実に努める。 ・女性人材リストの簡易版をここみてネットに掲載し、登録情報を必要に応じ審議会等の所管課へ提供する。
III	1	(5)	行政機関への女性職員の登用促進	①	女性職員の管理職への登用促進	ジェンダーにとらわれることなく、能力主義による職員採用及び管理職への登用を図る。	引き続き、ジェンダーにとらわれることなく、能力主義による職員採用及び管理職への登用を図る。
III	1	(5)	行政機関への女性職員の登用促進	②	消防吏員の職域全般への女性職員の配属	消火・救急等の分野へ、能力・適性に応じて女性職員を配置する。	平成28年度実施消防吏員採用試験においても男女採用枠を設けず、能力・意欲のある人材を採用する予定。

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の登用状況を調査し、結果を公表した。 女性委員比率(平成29年3月31日現在) 26.1% ・姫路市男女共同参画推進条例の施行を受け、平成28年12月に「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」を定め、女性の登用促進に向けた取組を強化した。 	A	積極的な女性の登用、参画を促した。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の登用状況を調査する。 ・庁内LAN(ここみてネット/かしネット)を活用して、「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づき、関係各課に対し女性の登用を促す。 	ア	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の登用状況を調査し、結果を公表した。 女性が0の審議会等の数(平成29年3月31日現在) 8 ・庁内LAN(ここみてネット/かしネット)を活用して、プラン推進本部長決定による事前協議制について周知した。 ・各審議会等の所管課に対し、委員改選4か月前に女性の登用促進への協力を依頼する文書を発出するとともに、事前協議制について周知した。 ・平成28年12月に定めた「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づく、事前協議書の提出があった附属機関等のうち目標に達しないものについては、所管課にヒアリングを行い、女性の登用に向け、選考方法の最高を促した。 	A	積極的な女性の登用、参画を促した。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づく事前協議・合議制について周知・徹底する。 ・事前協議書の提出があった審議会等の所管課へヒアリングを行い、女性の登用を促す。 ・委員改選の4か月前に各審議会等の所管課に対し女性の登用促進を依頼する。 	ア	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・講座の講師等に女性人材リストへの新たな登録を依頼し、登録数の拡大に努めた。 ・平成25年度に整備した女性人材リストの登録情報の整理を行った。 登録者数(平成29年3月31日現在) 238人・1団体 ・女性人材リストの登録情報を審議会等の所管課へ提供し、女性の登用促進に協力した。 	C	女性人材リストの積極的な活用につながるよう審議会等の所管課の求める人材の把握に努めた。	1	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・女性人材リスト登録情報の充実に努める。 ・女性人材リストの簡易版を庁内LAN(ここみてネット)に掲載し、登録情報を必要に応じ審議会等の所管課へ提供する。 	ウ	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月1日付人事異動による女性職員の登用 理事級 1人 参事級 1人 主幹級 1人 補佐級 5人 係長級 15人 ・管理職に占める女性職員の割合(平成29年4月1日現在) [教育職・消防職を除く] 係長以上 18.6% (155/833) [保育士職を除く] 係長以上 15.4% (123/801) 	B	・ジェンダーによる差異でなく、一定の基準で承認昇格を行った。	1	◎	◎	引き続き、ジェンダーにとらわれることなく、能力主義による職員採用及び管理職への登用を図る。	エ	人事課
平成28年度に実施した消防吏員採用試験において、女性2人を採用した。	B	採用試験種目の体力テストでは、男女の体力差を考慮し、男女別判定基準を設けている。	1	◎	◎	平成29年度実施消防吏員採用試験においても男女採用枠を設けず、能力・意欲のある人材を採用する予定。	ア	消防局総務課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①	地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進	地域活動の中で常に男女平等意識が徹底するよう継続的に啓発を行う。	男女共同参画について市民に広く周知するため、各単位自治会での隣保回覧を実施する。934単位自治会、約18,800隣保で実施予定。
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①	地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進	地域活動の中で常に男女平等意識が徹底するよう継続的に啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。 男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①	地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進	地域活動の中で常に男女平等意識が徹底するよう継続的に啓発を行う。	高齢者教養講座の開催 年1回 参加予定:800名 予算額:119(千円)
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①	地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進	地域活動の中で常に男女平等意識が徹底するよう継続的に啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会連合会にプランを周知し、啓発に努める。 連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 幼稚園連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 高等学校連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	②	地域における学習機会の提供(再掲)	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとらわれない講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 市政出前講座の実施【再掲】 公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。【再掲】
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	②	地域における学習機会の提供(再掲)	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとらわれない講座を開催する。	<p>教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。</p> <p>また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する</p> <p>男性料理教室 30公民館で開催予定 実施回数 203回 参加者数 3,200名</p>
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	③	地域における方針決定過程への女性の参画拡大	各種地域団体において、女性が団体の意思決定に参画できるように、役員への女性の登用などの促進に向けて働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。 男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
男女共同参画を周知するためのチラシについて全戸配布を行った。	B	男女共同参画の推進に向け、男女共同参画推進課との協力・連携による実施とした。	1	◎	◎	男女共同参画について市民に広く周知するため、各単位自治会での隣保回覧を実施する。 930単位自治会、 約18,700隣保で実施予定。	ア	市民活動推進課
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日施行の姫路市男女共同参画推進条例に関するパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を自治会単位で回覧し市民団体の責務について啓発した。 男女共同参画に関するチラシ「男女共同参画ってなあに？Part9」を作成し自治会単位で回覧した。 姫路市男女共同参画推進条例の制定を受け、姫路市連合自治会「自治ひめじ」(平成28年7月)、姫路市老人クラブ連合会「熟年」(平成28年10月)等に記事を掲載し啓発した。 連合婦人会を通じて「地域啓発研修会(市政出前講座)」を実施し地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行った。 参加者51人(内男性1人) 『広報ひめじ』(平成28年12月号)に記事「『夢ある姫路(まち)』を共に創(つくる)-発展し続ける地域コミュニティーを目指して-」を掲載して啓発を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画について分かりやすい内容とした。 イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。 男女の固定的な性別役割分担意識等にとられない内容とした。 	1	◎		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 	ア	男女共同参画推進課
高齢者教養講座の開催 4月22日 参加者750名 テーマ「認知症の基礎知識～予防と早期発見～」 決算額:85(千円)	B	男女共に興味を持つことができる「認知症の基礎知識」をテーマとした。	1	◎		高齢者教養講座の開催 年1回 参加予定:800名 予算額:144(千円)	ア	生涯現役推進室
子ども会連合会、各PTA協議会にプランの内容を周知し、啓発につとめた。	B	男女を問わず、地域活動に参加していただくよう依頼。	1	◎		<ul style="list-style-type: none"> 子ども会連合会にプランを周知し、啓発に努める。 連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 幼稚園連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 高等学校連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 	ウ	生涯学習課
・市政出前講座の実施【再掲】 「みんなの男女共同参画」5回 「ストップ!DV」2回	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 市政出前講座の実施【再掲】 公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回程度開催した。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催した。 男性料理教室 29公民館で開催 実施回数 184回 参加者数 2,185名	B	男女別、年代別に開催するのではなく、受講者が参加しやすいよう人権講座として開催した。	1	◎		教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室 29公民館で開催予定 実施回数 189回 参加者数 約2,500名	ア	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日施行の姫路市男女共同参画推進条例に関するパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を自治会単位で回覧し市民団体の責務について啓発した。 男女共同参画に関するチラシ「男女共同参画ってなあに？Part9」を作成し自治会単位で回覧した。 姫路市男女共同参画推進条例の制定を受け、姫路市連合自治会「自治ひめじ」(平成28年7月)、姫路市老人クラブ連合会「熟年」(平成28年10月)等に記事を掲載し啓発した。 連合婦人会を通じて「地域啓発研修会(市政出前講座)」を実施し地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行った。 参加者51人(内男性1人) 『広報ひめじ』(平成28年12月号)に記事「『夢ある姫路(まち)』を共に創(つくる)-発展し続ける地域コミュニティーを目指して-」を掲載して啓発を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画について分かりやすい内容とした。 イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。 男女の固定的な性別役割分担意識等にとられない内容とした。 	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 	ア	男女共同参画推進課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	④	地域活動団体の活動状況の調査と情報提供	自治会組織などの役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取り組みを紹介するなど情報提供を行う。	・女性自治会長の就任状況を調査する。毎年度当初に市連合自治会が住所・氏名等の調査を行っており、その際に把握する。
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	④	地域活動団体の活動状況の調査と情報提供	自治会組織などの役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取り組みを紹介するなど情報提供を行う。	・情報誌等で紹介する。
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	④	地域活動団体の活動状況の調査と情報提供	自治会組織などの役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取り組みを紹介するなど情報提供を行う。	老人クラブ会員名簿等で調査するとともに、今後も女性の参画を推進できるよう情報提供を行う。
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	④	地域活動団体の活動状況の調査と情報提供	自治会組織などの役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取り組みを紹介するなど情報提供を行う。	・姫路市青少年体育運動推進事業において、体育委員約1,000名中、女性500名を目標
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	⑤	地域活動における男女共同参画リーダーの育成	男女共同参画リーダー育成のため、市・県・国・その他主催による研修や講座等への参加の機会を提供する。	・男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに成果の発表を行う。
Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	①	防災分野等における女性の参画促進	防災分野等に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努める。	防災関係会議等への女性の参画の促進
Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	②	防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大	男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練や防災研修等を通じ、日頃からの防災分野における女性の参加者を拡大する。	防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大
Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	③	防災の計画段階における男女共同参画の推進	災害対応マニュアルの作成など防災の計画段階における女性の参加促進に努める。	防災関係会議等への女性の参画の促進
Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	④	女性消防団員の育成指導	消防団年間行事計画に基づいた各種訓練等へ参加するなど、女性消防団員の育成指導を行う。	年間計画に基づき、男性団員とともに各種訓練、研修、行事等へ参加するとともに、積極的に消防団のPRと入団促進活動を実施する。
Ⅲ	2	(3)	男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進	①	環境問題についての啓発及び学習機会の拡大	自然環境や生活環境の保全、循環型社会の形成等の環境問題についての認識を深めるための啓発及び学習の機会の拡大を図る。	老若男女問わず多くの人に、網干環境楽習センター(めぐりルート)を訪問してもらい、ごみ処理を見学しながら環境問題についての認識を深めてもらう。
Ⅲ	2	(3)	男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進	①	環境問題についての啓発及び学習機会の拡大	自然環境や生活環境の保全、循環型社会の形成等の環境問題についての認識を深めるための啓発及び学習の機会の拡大を図る。	環境学習イベントの開催 51回

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
・女性自治会長の就任状況を調査する。毎年度当初に市連合自治会が住所・氏名等の調査を行っており、その際に把握する。 929人中女性33人(3.5%) ・自治会組織への女性の参画状況については、5年ごとを目処に調査を実施する予定。(H27:実施)	B	地域における男女共同参画の基盤づくりのための情報を収集する内容とした。	2	○	○	・女性自治会長の就任状況を調査する。毎年度当初に市連合自治会が住所・氏名等の調査を行っており、その際に把握する。	ア	市民活動推進課
・姫路市連合自治会「自治ひめじ」(平成28年7月)、姫路市老人クラブ連合会「熟年」(平成28年10月)、ボランティアサポートセンター「ひめじNPO・ボランティア通信」(平成28年6月)に地域における男女共同参画の推進に関する記事を掲載し、周知した。	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎		・情報誌等で紹介する。	ア	男女共同参画推進センター
老人クラブ役員の女性の参画状況 女性副会長1名(全5名) 女性常任理事14名(全28名) 女性校区会長0名(全70名) 女性単位クラブ会長30名(全577名)	B	老人クラブ役員の女性の参画状況を把握した。	2	○		老人クラブ会員名簿等で調査するとともに、今後も女性の参画を推進できるよう情報提供を行う。	ア	生涯現役推進室
・姫路市青少年体育運動推進事業において、体育委員約828名中、女性388名	B	・男女を問わず、委員の選出を依頼。	1	◎		・姫路市青少年体育運動推進事業において、体育委員約1,000名中、女性500名を目標	ウ	生涯学習課
・男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣し、その成果を発表。 1会議 1人	B	・男女共同参画社会を推進する女性リーダーを育成するため研修の機会を提供した。 ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに成果の発表を行う。	ア	男女共同参画推進センター
関係機関へ防災会議委員等への女性の就任を要請した。	C	今後も引き続き、防災関係機関へ、女性委員の就任の呼びかけを行っていく。	2	△	△	防災関係会議等への女性の参画の促進	エ	危機管理室
・総合防災訓練における自主防災訓練への女性の参加率27.5%(参加200名中、女性55名) ・市民防災大学への女性申込率9.8%(申込者71名中、女性7名)	B	訓練説明会において、積極的な女性参加の呼びかけや、参加しやすいような曜日設定を行った。	2	○	○	防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大	ウ	危機管理室
関係機関へ防災会議委員等への女性の就任を要請した。	C	今後も引き続き、防災関係機関へ、女性委員の就任の呼びかけを行っていく。	2	△	△	防災関係会議等への女性の参画の促進	エ	危機管理室
・全国女性消防団員活性化大会に参加し、女性消防団の先進的な取組を取り入れるべく学んだ。 ・各消防署において、男性団員とともに訓練や研修に参加し、消防団員としての技能向上に努めた。	B	男女の固定的な役割分担にとられずに消防団活動ができるよう配慮した。	2	○	○	・年間計画に基づき、男性団員とともに各種訓練、研修、行事等へ参加するとともに、積極的に消防団のPRと入団促進活動を実施する。 ・昨年度に続き、全国女性消防団員活性化大会に参加し、全国の様々な取組を学び、女性団員の増加と活性化を推進する。	ア	消防局総務課
当施設を訪問している男女比は3:7で女性の訪問数は多い。 フリーマーケットを開催し、出店数50店舗のうち、8割が女性の出店者だった。	B	・布工房、ガラス工房等の実習教室を開催 ・訪問客に対し、ベビーカーの貸出 ・フリーマーケットを開催 ・バイオ農園で栽培した野菜の販売	1	◎	◎	老若男女問わず多くの人に、網干環境楽習センター(めぐりルート)を訪問してもらい、ごみ処理を見学しながら環境問題についての認識を深めてもらう。	イ	エコパークあぼし
環境学習イベントの開催 51回	B	男女共に参加しやすいように、曜日日時の設定等に配慮した。	1	◎		環境学習イベントの開催 51回	イ	環境政策室

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成28年度実施状況	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
III	2	(3)	男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進	②	男女による環境問題への取り組みの促進	地域における環境保全に向けた取り組みへの男女の参加を促進する。	・姫路シティFM21による美化啓発CM及び姫路ケーブルテレビによる美化啓発ビデオ放映(1,213千円) ・みどりの美化キャンペーン(4/29) (場所) 大手前公園～大手前通り他 (参加) 自治会・婦人会・老人クラブ他 約1,000人 (内容) 清掃キャンペーン及び美化啓発 ・美化啓発事業(3,389千円) ①環境と美化のつどい(9/24) (場所) イーグレひめじ (内容) リサイクル運動功労者表彰、まち美化運動功労者表彰、日本エコ川柳大賞表彰、小中学生環境ポスター表彰、講演会 ②ひめじ環境フェスティバル(9/24,25) (場所) 大手前公園 (内容) 市企業・各種団体による環境に関するブース展・ステージイベント他
III	2	(4)	地域における女性団体の活性化支援と参画促進	①	地域における女性団体への支援	地域の女性団体を支援し、地域に根ざした女性のまちづくり活動の活性化を図る。	地域の女性団体が地域の女性の連携と女性によるコミュニティ活動を推進するために実施するイベント事業に対して助成する。 250千円/件
III	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	①	まちづくりに関する活動をしている女性団体との連携	まちづくりに関する活動を行う団体との連携により、女性のまちづくりへの参画を推進する。	優先区間が選定され、次の段階である計画段階評価(政策目標、比較ルート案の検討)においても地域関係者へのヒアリング調査が行われる予定であり、意見を得ていくように務める。
III	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	②	観光分野における女性の参画促進	若い世代及び男女共同参画の視点から、観光推進に関する施策の検討・研究を行う。	平成24年度までの「姫路市女性職員による観光推進研究会」提案書内容についての実施検討を引き続き行う。
III	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	③	男女共同参画の視点に立ったNPO、ボランティア団体等への支援	市民活動に関する情報の収集・発信を行うとともに人材育成・団体運営等に関する講座・研修の実施、団体の設立や運営、活動に関する相談を行う。また団体の連携交流及び協働の推進を図る。	1.情報の収集・発信 センター通信の発行(毎月) 市民活動ネットひめじの運営など 2.講座・研修の実施 3.相談業務の実施 4.連携交流及び協働の推進 分野別連携交流会 ひめじおんまつり
III	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	④	コミュニティビジネスにおける女性の参画支援等による地域活性化	NPO、ボランティア団体等によるコミュニティビジネスの周知・啓発等を行う。	NPO、ボランティア団体等によるコミュニティビジネスに関する情報を収集するとともに、適宜センター通信や市民活動ネットひめじ(ホームページ)等を活用して周知・啓発を行う。
IV	1	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	①	男女雇用機会均等法の啓発	男女雇用機会均等法の周知や固定観念の是正に向けた啓発を関係機関と連携して行う。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
IV	1	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	②	国際人権基準(ILO156号条約等)の啓発	国際人権基準(ILO156号条約等)について内容の普及・浸透を図る。	・図書情報コーナーにてコーナー展示 ・HPに掲載し周知する。

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>・姫路シティFM21による美化啓発CM及び姫路ケーブルテレビによる美化啓発ビデオ放映(1,213千円)</p> <p>・みどりの美化キャンペーン(4/29)</p> <p>(場所)大手前公園～大手前通り他</p> <p>(参加)自治会・婦人会・老人クラブ他 約1,000人</p> <p>(内容)清掃キャンペーン及び美化啓発</p> <p>・美化啓発事業(3,386千円)</p> <p>①環境と美化のつどい(9/24)</p> <p>(場所)イーグレひめじ</p> <p>(内容)リサイクル運動功労団体表彰、まち美化運動功労者表彰、日本エコ川柳大賞表彰、小中学生環境ポスター表彰、講演等</p> <p>②ひめじ環境フェスティバル(9/24,25)</p> <p>(場所)大手前公園</p> <p>(内容)市企業・各種団体による環境に関するブース展・ステージイベント他</p>	B	男女共同参画推進の観点から誰でも参加しやすい開催日の設定、また、姫路のまちを美しくする運動協議会職員、連合婦人会等女性が事業の企画運営に参加しやすいよう配慮した。	2	○	○	<p>・姫路シティFM21による美化啓発CM及び姫路ケーブルテレビによる美化啓発ビデオ放映(1,213千円)</p> <p>・みどりの美化キャンペーン(4/29)</p> <p>(場所)大手前公園～大手前通り他</p> <p>(参加)自治会・婦人会・老人クラブ他 約1,000人</p> <p>(内容)清掃キャンペーン及び美化啓発</p> <p>・美化啓発事業(3,619千円)</p> <p>①環境と美化のつどい(9/23)</p> <p>(場所)イーグレひめじ</p> <p>(内容)リサイクル運動功労団体表彰、まち美化運動功労者表彰、日本エコ川柳大賞表彰、小中学生環境ポスター表彰、講演会等</p> <p>②ひめじ環境フェスティバル(9/23,24)</p> <p>(場所)大手前公園</p> <p>(内容)市企業・各種団体による環境に関するブース展・ステージイベント他</p>	ア	美化業務課
<p>女性コミュニティ活動推進事業に対する補助金として2,894,000円を交付</p> <p>12校区 3,999人参加</p>	B	<p>・補助対象となるイベント事業について、地域活動における男女共同参画・参加の促進と地域社会の活性化を図るためのものとなっているか審査した。</p> <p>・交付対象となる団体の範囲を見直し、事業の効果的な推進を図った。</p>	1	◎	◎	地域の女性団体が地域の女性の連携と女性によるコミュニティ活動を推進するために実施するイベント事業に対して助成する。250千円/件	ア	男女共同参画推進課
<p>計画段階評価の国によるヒアリング調査は実施されるまでに至らず、意見聴取を行うことができなかった。</p>	D	計画は着実に進捗しており、その状況をホームページ等により広く情報発信している。	2	△	△	昨年度実施されなかったヒアリング調査が今年度上半期に予定されており、意見を得るように努める。	ウ	交通計画室
<p>「姫路市女性職員による観光交流研究会」による提案により、和船運行や夜間ライトアップなど一定の成果を納めることができた。</p>	B	採用後概ね15年以内の女性職員5名からなる「姫路市女性職員による観光推進研究会」の提案書に基づき、女性の視点を重視した施策検討に努めた。	1	◎	◎	平成24年度までの「姫路市女性職員による観光推進研究会」提案書内容についての実施検討を引き続き行う。	イ	観光振興課
<p>1.情報の収集・発信 センター通信の発行(12回) 市民活動ネットひめじの運営など</p> <p>2.講座・研修の実施 個人対象3回、団体対象2回</p> <p>3.相談業務の実施</p> <p>4.連携交流及び協働の推進 ひめじおんまつり(1回)</p>	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない事業内容になるよう努めている。	2	○	○	<p>1.情報の収集・発信 センター通信の発行(毎月) 市民活動ネットひめじの運営など</p> <p>2.講座・研修の実施</p> <p>3.相談業務の実施</p> <p>4.連携交流及び協働の推進 分野別連携交流会 ひめじおんまつり</p>	ア	市民活動推進課
<p>NPO、ボランティア団体等によるコミュニティビジネスに関する情報を収集し、随時センター通信や市民活動ネットひめじ(ホームページ)等を活用して周知・啓発を行った。</p>	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない事業内容になるよう努めている。	2	○	○	NPO、ボランティア団体等によるコミュニティビジネスに関する情報を収集するとともに、適宜センター通信や市民活動ネットひめじ(ホームページ)等を活用して周知・啓発を行う。	ア	市民活動推進課
<p>・男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示</p> <p>・均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付</p> <p>・均等法改正のポイントチラシの窓口配付</p> <p>・関係各課の発行する機関誌への記事掲載</p> <p>・ホームページによる情報発信</p>	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
<p>・図書情報コーナーにてコーナー展示</p> <p>・HPに掲載し周知した。</p>	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	<p>・図書情報コーナーにてコーナー展示</p> <p>・HPに掲載し周知する。</p>	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
IV	1	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	③	同一価値労働、同一価値賃金に向けた均等・均衡待遇の取り組みの推進	労働基準法等の関連法令の周知や取り組みに対する啓発を関係機関と連携して行う。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
IV	1	(2)	セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発	①	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発(再掲)	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図る。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
IV	1	(2)	セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発	②	パワーハラスメント等防止のための啓発(再掲)	研修や講座の開催により、パワーハラスメントなどのハラスメント問題についての啓発を行う。	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	①	起業についての情報提供	国・県・市・商工会議所等からの起業関連情報を提供する。	国・県・市・商工会議所等からの起業、経営、融資等に関連する資料やパンフレットを産業振興課「資料提供コーナー」に設置する。また、産業振興課のホームページに情報を掲載していく。
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	②	女性起業家ネットワークの構築の推進	女性起業家が悩みや情報を共有できる場を設けることでネットワークを構築する。	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	③	職業能力の開発・向上に向けた支援	女性自らが職業能力の開発・向上に積極的に取り組むため、各種講座を開催する。	・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施月1回【再掲】
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	③	職業能力の開発・向上に向けた支援	女性自らが職業能力の開発・向上に積極的に取り組むため、各種講座を開催する。	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	④	女子学生の就業支援	インターンシップ(就業体験)や講座などを通じて、女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援する。また、企業に対し性別に関わらず公正な募集・採用を行うよう働きかける。	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円 ・インターンシップや就職面接会への支援
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑤	活躍事例の発信など女性の能力発揮促進のための支援	経済情報誌「ファイル」で女性が活躍している市内企業等を紹介し、啓発に努める。	経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)1回掲載予定

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
・関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
・男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示 ・均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・均等法改正のポイントチラシの窓口配付 ・関係各課の発行する機関誌への記事掲載 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全2回 延べ51人受講 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同主催【再掲】 2月 全3回 延べ74人受講 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	B	・あらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	◎	・あらゆる暴力防止セミナーの開催【再掲】 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置、またHP上にて創業支援情報を発信。	B	チラシや冊子上における女性、男性の割合や職種に配慮した紙面体裁をとっている。	1	◎	◎	引き続き関係団体と連携し、企業、経営、融資等に関連する資料やパンフレットの情報発信を当課やホームページ上で行っていく。	ア	産業振興課
・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全3回 延べ88人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回 延べ31件	B	・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。	1	◎	◎	・女性のチャレンジ支援セミナー1の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナー2の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回	ア	男女共同参画推進センター
・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】(前期)5.6月 全3回 延べ48人受講(後期)10.11月 全3回 延べ86人受講 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全3回 延べ88人受講 ・ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催【再掲】 12月 1回 131人受講 ・ハローワーク姫路との共同開催「育児と仕事の両立応援セミナー」 10月 1回 13人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同開催【再掲】 10月 1回 8人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施【再掲】 月1回 延べ31件	A	・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。	1	◎	○	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナー1の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナー2の開催【再掲】 ・理工チャレンジ事業の実施【再掲】 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付	B	女性ニーズが高い職業訓練講座の開催	2	○	○	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円	ア	労働政策課
・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付 ・わかものジョブセンターの運営 ・合同就職面接会の開催 ・インターンシップの支援	B	女性ニーズが高い職業訓練講座の開催	2	○	○	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円 ・インターンシップや就職面接会への支援	ア	労働政策課
・経済情報誌「ファイル」冬号において、仕事と家庭の両立支援取組先進企業を掲載し、その具体的な取り組みについて紹介した。 ・経済情報誌「ファイル」夏号、秋号、冬号、春号において、市内で活躍する女性起業家・経営者を紹介し、その経験と取り組みについて紹介した。 (経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)	A	・仕事と家庭の両立支援取組先進企業における取り組みを具体的に紹介することで、市内企業に対し広くワーク・ライフ・バランス推進に向けた意識啓発・情報提供ができた。 ・市内で活躍する女性起業家・経営者取材し、その経験と取り組みを紹介することで、女性の創業支援や活躍促進を行った。	1	◎	◎	経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布) 1回掲載予定	ア	産業振興課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑥	女性の再チャレンジ支援	再チャレンジする女性の職業能力の開発・向上に向けて、関係機関と連携し、各種講座の開催や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施月1回【再掲】
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑥	女性の再チャレンジ支援	再チャレンジする女性の職業能力の開発・向上に向けて、関係機関と連携し、各種講座の開催や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円 ・県立ものづくり大学校の利用促進に向けた支援
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑦	在職中の女性に対する職業訓練など能力開発の支援	職業訓練講座の開催や人材養成講座等の受講に対する補助制度などの支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円 ・中小企業人材養成補助金の利用促進【H29事業費】1,500千円
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑧	「M字カーブ問題」の解消に向けた取り組みの推進	労働基準法等の関連法令の周知や取り組みに対する啓発を関係機関と連携して行う。また、職業訓練講座等の事業を通じ、就業率の向上に資する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施 ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円
IV	2	(1)	男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	①	次世代育成支援対策推進法の周知	労働者や事業主に対する情報提供を行い、法令の普及定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
IV	2	(1)	男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	②	育児休業制度の情報提供	事業主や労働者に育児休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
IV	2	(1)	男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	③	介護休業制度の情報提供	事業主や労働者に介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施

平成28年度実施状況					平成29年度実施計画		担当課	
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> ・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】(前期)5.6月 全3回 延べ48人受講(後期)10.11月 全3回 延べ86人受講 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】6月 全3回 延べ88人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施【再掲】月1回 延べ31件 ・ハローワーク姫路との共同主催【再掲】10月 1回 13人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同主催【再掲】10月 1回 8人受講 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。 	1	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナー1の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナー2の開催【再掲】 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付 ・県立ものづくり大学の運営及び広報支援 ・未就職学卒者等就職支援事業の実施 	B	女性ニーズが高い職業訓練講座の開催	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円 ・県立ものづくり大学の利用促進に向けた支援 	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・人材養成講座等の受講に対する補助制度を実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付 ・マザーズハローワーク姫路(労働局)への支援 	B	女性ニーズが高い職業訓練講座の開催	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円 ・中小企業人材養成補助金の利用促進【H29事業費】1,500千円 	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・ホームページによる情報発信 ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する法令や指針、制度等の周知 ・女性ニーズが高い職業訓練講座の開催 	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施 ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H29事業費】6,323千円 	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法及びその支援事業等の案内リーフレット等の窓口配付 	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施 	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度及び育児休業等の支援事業の案内リーフレット等の窓口配付 	B	・育児、介護などの両立支援	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施 	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度及び介護休業制度支援事業等の案内リーフレット等の窓口配付 	B	・育児、介護などの両立支援	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施 	ア	労働政策課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
IV	2	(2)	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	①	家庭と仕事の両立に向けた意識の啓発	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行う。また、市内企業等の具体的な取り組みについて紹介する。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援講座1の開催【再掲】 女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 男性セミナーの開催【再掲】
IV	2	(2)	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	①	家庭と仕事の両立に向けた意識の啓発	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行う。また、市内企業等の具体的な取り組みについて紹介する。	経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)1回掲載予定
IV	2	(2)	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	①	家庭と仕事の両立に向けた意識の啓発	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行う。また、市内企業等の具体的な取り組みについて紹介する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	①	労働時間短縮等の普及促進	ワーク・ライフ・バランスへの転換を促進するための情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 男性セミナーの開催【再掲】 講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定)
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	①	労働時間短縮等の普及促進	ワーク・ライフ・バランスへの転換を促進するための情報提供を行う。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	②	ポジティブ・アクションの普及促進	男女雇用機会均等法の周知や同法に基づく国の取り組み等についての情報提供を行う。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> 女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全3回 延べ88人受講 子育て応援講座1の開催【再掲】 7.8月 全2回 延べ25組受講 子育て応援講座2の開催【再掲】 10月 1回 9人受講 ハローワーク姫路との共同主催【再掲】 10月 1回 13人受講 県立男女共同参画センターとの共同主催【再掲】 10月 1回 8人受講 	A	<ul style="list-style-type: none"> 一時保育を実施した。 男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている 	1	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】 生涯現役応援講座の開催【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<p>経済情報誌「ファイル」冬号において、仕事と家庭の両立支援取組先進企業を掲載し、その具体的な取り組みについて紹介した。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)</p>	B	<p>仕事と家庭の両立支援取組先進企業における取り組みを具体的に紹介することで、市内企業に対し広くワーク・ライフ・バランス推進に向けた意識啓発・情報提供ができた。</p>	1	◎		<p>経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布) 1回掲載予定</p>	ア	産業振興課
<ul style="list-style-type: none"> リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配布 ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示 関係各課の発行する機関誌に記事掲載 ホームページによる情報発信 	B	<p>関係する法令や指針、制度等の周知</p>	2	○		<p>ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施</p>	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催【再掲】 12月 1回 131人受講 県立男女共同参画センターとの共同主催【再掲】 10月 1回 8人受講 講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画推進条例制定記念・男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:279人 	A	<ul style="list-style-type: none"> 一時保育を実施した。 男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている 	1	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】 講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画推進フォーラム 7月1日(土) テーマ:『女性が活躍できる社会に向けて～私が、いま伝えたいこと～』 講師:国谷 裕子(キャスター) 参加者数:280人(予定) 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配布 ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示 関係各課の発行する機関誌に記事掲載 ホームページによる情報発信 	B	<p>関係する法令や指針、制度等の周知</p>	2	○		<p>ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施</p>	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示 均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 均等法改正のポイントチラシの窓口配付 関係各課の発行する機関誌への記事掲載 ホームページによる情報発信 	B	<p>関係する法令や指針、制度等の周知</p>	2	○	○	<p>ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施</p>	ア	労働政策課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	③	労働条件向上の推進	関係機関と連携し、労働相談業務等を充実する。	・労働相談、雇用相談の実施【H29事業費】450千円 ・ハローワーク、労働基準監督署等の相談窓口の活用促進
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	④	働く女性のネットワーク拠点の整備	男女共同参画推進センターを異業種・異世代の働く女性の出会いと交流の場とし、ネットワーク化を図る。	・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施【再掲】月1回
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑤	職場における母性保護の啓発	男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置や労働基準法における母性保護措置等を啓発する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑥	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所への優遇策の検討	市が行う入札に際し、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等に対する優遇策等を調査・研究する。	市が行う建設工事の総合評価競争入札において、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等について客観的に評価する方策について検討を行う。
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑥	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所への優遇策の検討	市が行う入札に際し、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等に対する優遇策等を調査・研究する。	関係課における取組みに対し、必要な情報収集・提供に協力する。
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑦	若年期における自立支援の充実	わかものジョブセンター、若者サポートステーションなどの若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立とワーク・ライフ・バランスへの転換を支援・促進する。	・わかものジョブセンターの運営 ・若者サポートステーションの運営補助 ・合同面接会の開催等の各種就労支援事業の実施【H29事業費】計43,734千円
IV	2	(4)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	①	ワーカーズ・コレクティブの育成と支援	市内の生活研究グループや自主的に農産物の販売を手掛けるグループの活動を支援する。	・市民ふれあい朝市の開催 ・姫路市農林漁業まつりの開催 ・地域農産物のPRや情報提供 ・「姫そだちキャンペーン」の実施 ・地元農産物を使用した飲食店マップの作成
IV	2	(4)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	②	パートタイム労働法・労働者派遣法の啓発	パートタイム労働者や派遣労働者の雇用安定と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働法、労働者派遣法を周知する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施

平成28年度実施状況					平成29年度実施計画		担当課	
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談の実施 毎月第1・第3木曜日9:30～11:30 ・その他窓口 姫路労働基準監督署 月～金 9-16:30 兵庫労働局総合労働相談コーナー 月～金 神戸労働条件相談センター 月～土 21世紀職業財団兵庫事務所 等 ・ハローワーク インターネットHPサービス・雇用相談 ・職業相談の実施・雇用情報コーナー等の運営(市内25カ所) ・わかものジョブセンターの運営 ・生活安心ステーションHIMEJI(連合兵庫) ・マザーズハローワーク姫路(労働局) 	B	子どもを持つ女性に配慮したマザーズハローワークとの連携	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談、雇用相談の実施【H29事業費】450千円 ・ハローワーク、労働基準監督署等の相談窓口の活用促進 	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全3回 延べ88人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同主催【再掲】 10月 1回 8人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施【再掲】 月1回 延べ31件 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育を実施した。 ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている 	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のチャレンジ支援セミナー1の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナー2の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示 ・均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・均等法改正のポイントチラシの窓口配付 ・関係各課の発行する機関誌への記事掲載 ・ホームページによる情報発信 	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
評価基準に兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無を設けた。	B	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している事業所等に加点することで、事業所等の協定締結を促す内容としている。	2	○	○	引き続き、兵庫県男女共同参画社会づくり協定の締結の有無を評価基準の項目として設定することで、事業所等の協定の締結をより一層促進する。	ア	男女共同参画推進課
必要な情報を収集し、関係課へ内閣府通知、指針などを情報提供した。	B	男女共同参画の推進に向けた国の取組みに関する、情報収集に努め、関係課における取組を促した。	1	◎		関係課における取組みに対し、必要な情報収集・提供に協力する。	ア	契約課
<ul style="list-style-type: none"> ・わかものジョブセンターの運営 ・若者サポートステーションの運営補助及び支援 ・合同就職面接会の開催 ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・インターンシップや就職支援セミナーの支援 ・未就職学卒者等就職支援事業の実施 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを持つ女性に配慮したマザーズハローワークとの連携 ・対象者や企業を男女にとられないものとした。 	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・わかものジョブセンターの運営 ・若者サポートステーションの運営補助 ・合同面接会の開催等の各種就労支援事業の実施【H29事業費】計43,734千円 	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民ふれあい朝市の開催(年2回) ・ひめじマルシェの開催(年6回) ・姫路市農林漁業まつりの開催(11月、2日間) ・地域農産物のPRや情報提供 	B	誰もが参加しやすいイベントの開催に配慮した	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ふれあい朝市の開催 ・ひめじマルシェの開催 ・姫路市農林漁業まつりの開催 ・地域農産物のPRや情報提供 ・地元農産物を使用した飲食店マップの作成 	ア	農政総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ・ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配布 ・ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示 ・関係各課の発行する機関誌に記事掲載 ・ホームページによる情報発信 	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
IV	2	(4)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	③	短時間勤務制度、再雇用制度等の普及・啓発	労働者や事業主に対する情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
IV	3	(1)	女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着	①	農業者年金の普及啓発	農業者年金制度の見直し等の動向を見ながら、女性の加入について啓発を行う。	広報紙での啓発(1回)及び個別相談による加入推進を行う(2名)
IV	3	(2)	女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	①	家族経営協定の推進	家族経営協定の締結促進による女性の地位向上、役割の明確化を図る。	広報紙での啓発(1回)及び家族経営協定が締結できる農家をリストアップし、個別の推進を行う(2名)
IV	3	(2)	女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	②	女性の労働に関する実態調査の実施	農林水産業に従事する女性の現状や問題点、ニーズ等を把握するため実態調査を実施する。	・直売活動に関するアンケート調査の実施
IV	3	(2)	女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	②	女性の労働に関する実態調査の実施	農林水産業に従事する女性の現状や問題点、ニーズ等を把握するため実態調査を実施する。	・水産物直売イベント時でなく、通常の直売所運営時に聞き取り調査を実施する。 ・漁業に限定せず水産関係の女性従事者(直売所等)も対象とする。
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	①	女性の経営参画推進に向けた働きかけ	女性の職業意識の高揚と経営能力の向上を図るための講座等を開催するなど、女性の経営参画について男女双方に働きかけを行う。	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・女性のためのチャレンジ相談の実施【再掲】 月1回
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	①	女性の経営参画推進に向けた働きかけ	女性の職業意識の高揚と経営能力の向上を図るための講座等を開催するなど、女性の経営参画について男女双方に働きかけを行う。	・姫路地域農産物直売所連絡協議会において、食品表示等の講習会を開催
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	①	女性の経営参画推進に向けた働きかけ	女性の職業意識の高揚と経営能力の向上を図るための講座等を開催するなど、女性の経営参画について男女双方に働きかけを行う。	次代を担う優秀な人材づくりを目的に、中小企業者を対象とした「人材養成セミナー」を実施する。
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	②	中心市街地商店街店舗実態調査の実施	中心市街地商店街店舗の実態調査を通じて、女性経営者の現況を把握する。	中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料等補助)ならびにまちなか創業支援事業(内装設備工事費等補助)の助成を通じて、引き続き女性経営者の新規出店状況を把握する。
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	③	農林水産業関係団体の意思決定の場への女性の参画の推進	農林水産業関係団体における意思決定の場への女性の参画促進のための働きかけを行う。	・姫路地域農産物直売所連絡協議会役員への女性登用の継続

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配布 ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示 関係各課の発行する機関誌に記事掲載 ホームページによる情報発信 	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> 広報紙「農業委員会だより12月号」での啓発(1回)及び個別訪問による加入推進を行った(4名)。 	A	加入推進について、女性を対象に説明することに重点をおいた(4名中3名)。	1	◎	◎	広報紙での啓発(1回)及び個別相談による加入推進を行う(2名)	ウ	農業委員会事務局
<ul style="list-style-type: none"> 広報紙「農業委員会だより12月号」での啓発(1回)及び農業者年金の加入推進に際し、家族経営協定による利点を説明した(2名)。 	B	家族経営協定は、家族が対等の立場で協議することが大切であると説明した。	1	◎	◎	広報紙での啓発(1回)及び家族経営協定が締結できる農家をリストアップし、個別の推進を行う(2名)	ウ	農業委員会事務局
<ul style="list-style-type: none"> 直売活動に関するアンケート調査の実施 	B	男女の固定観念にとらわれないよう配慮した	1	◎	◎	直売活動に関するアンケート調査の実施	ア	農政総務課
<ul style="list-style-type: none"> 直売所においては、事務、調理、販売、加工において男女でほぼ同様の業務を行い、男女比においては男・女比2:5。 販売イベントでは、事業者の女性職員や婦人部が加わり、一時的な参画ながらも男性陣の2倍以上であった。 専業主婦においては、一時的に手のいる船曳網漁の荷揚げや集荷カゴの洗浄等、特殊水産物の洗浄や出荷作業等、半日に満たない作業では、男女比1:1となり、女性の労働参加比率では十分に達成していた。 	A	男性のする仕事とした固定観念を持たず、女性が参加可能な業務ポジションにそれぞれスタッフとして配置を検討し、参画をすすめる。	1	◎		対象が一次産業の水産業務であり、男仕事ととらえられがちであるが、販売やイベント、事務、広報活動等の業務においては女性の参画の機会が十分に可能であった。29年度では、就労女性に対して、質的な用件について調査し、労働の実態について把握する。	ア	水産漁港課
<ul style="list-style-type: none"> あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】(前期)5.6月 全3回 延べ48人受講(後期)10.11月 全3回 延べ86人受講 女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】6月 全3回 延べ88人受講 ハローワーク姫路との共同主催【再掲】10月 1回 13人受講 県立男女共同参画センターとの共同主催【再掲】10月 1回 8人受講 ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 女性のためのチャレンジ相談の実施【再掲】月1回 延べ31件 	B	<ul style="list-style-type: none"> 女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 一時保育を実施した。 	1	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 女性のチャレンジ支援セミナー1の開催【再掲】 女性のチャレンジ支援セミナー2の開催【再掲】 ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> 姫路地域農産物直売所連絡協議会において、食品表示等の講習会を開催(2月) 	B	男女の固定観念にとらわれないよう配慮した	1	◎		姫路地域農産物直売所連絡協議会において、食品表示等の講習会を開催	ア	農政総務課
<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所、商工会に業務委託し、人材養成セミナーを実施した。 	B	男女、年齢問わず、セミナー受講募集を行った。	2	○		次代を担う優秀な人材づくりを目的に、中小企業者を対象とした「人材養成セミナー」を実施する。	ア	産業振興課
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料等補助)を活用した新規出店9店の代表者の内訳 男性7名(77.8%) 女性2名(22.2%) まちなか創業支援事業(平成28年度新規:内装設備工事費等補助)を活用した新規出店3店の代表者の内訳 女性0名(0%) 	B	商工会議所や商店街などを通じて、中心市街地商店街空き店舗対策事業ならびにまちなか創業支援事業について広く周知した。	1	◎	◎	中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料等補助)ならびにまちなか創業支援事業(内装設備工事費等補助)の助成を通じて、引き続き女性経営者の新規出店状況を把握する。	ア	産業振興課
<ul style="list-style-type: none"> 姫路地域農産物直売所連絡協議会役員への女性登用の継続(15名中女性9名) 	B	女性の活動に対する正当な評価	1	◎	◎	姫路地域農産物直売所連絡協議会役員への女性登用の継続	ア	農政総務課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	④	「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の推進	農商工連携を推進する展示商談会の開催支援(広報PR)、地域の農林漁業者等に対する販路開拓、技術研修会等の開催及び6次産業化の推進に必要な設備整備等の支援を行う。	・農商工連携並びに6次産業化を推進する事業についての広報等を行う
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	④	「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の推進	農商工連携を推進する展示商談会の開催支援(広報PR)、地域の農林漁業者等に対する販路開拓、技術研修会等の開催及び6次産業化の推進に必要な設備整備等の支援を行う。	農商工連携を推進する事業についての広報PR等を行う。
V	1	(1)	人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	①	あらゆる機会を通じた「性と人権」に関する意識啓発	パンフレット等の作成や各種講座・講演会の開催を通して、若年層も視野に入れた性と人権に関する意識啓発を行うとともに、デートDVに関する出前講座を実施する。	・女性の心とからだセミナーの開催 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】
V	1	(1)	人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	②	学齢に応じた性教育授業の実施	小学校入学以前の幼児期を含めて、各年齢層に応じた内容で性教育を行う。	・「自他の生命を尊重し、互いの生き方を認め合う児童生徒の育成」を目標に小中の連携、連続した指導の継続及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義の健康教育の中で性に関する指導の展開の定着を図る。 ・保健所等関係機関との連携の強化を図る。
V	1	(1)	人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	③	思春期保健活動の推進	思春期の複雑な問題に対し電話や面接にて相談を受ける。また市内の中学1年生と3年生に対し、思春期出前授業により、命の大切さ、性感染症などの正しい知識を普及し相談先を紹介することでさらなる思春期保健の充実を図る。	思春期相談 電話・来所による相談 思春期出前授業(211千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 38回 中学3年生 38回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施
V	1	(2)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	講座・講演会の開催やパンフレットを作成・配布し、関係機関と連携を図りながら結婚・妊娠・出産などリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に理解を深める。またデートDVなどの出前講座を実施する中で若い世代への意識啓発を図る。	・講座等の開催について、男女共同参画推進センターと協力して実施する。 ・ちらしにリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する内容を掲載するよう検討する。
V	1	(2)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	講座・講演会の開催やパンフレットを作成・配布し、関係機関と連携を図りながら結婚・妊娠・出産などリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に理解を深める。またデートDVなどの出前講座を実施する中で若い世代への意識啓発を図る。	・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】
V	1	(2)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	②	「性の商品化」の問題性についての啓発	情報誌等への掲載などあらゆる機会を活用し、「性の商品化」の問題性を取り上げ、人権としての性についての啓発を推進する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
・農商工連携・マッチングセミナーの開催(3月)	A	男女の固定観念にとらわれないよう配慮した	1	◎	◎	・農商工連携・マッチングセミナーの開催	ア	農政総務課
農商工連携に関連する資料を産業振興課「資料提供コーナー」に設置した。農商工連携セミナーを3月22日に実施した。	A	男女、年齢問わず、セミナー受講募集を行った。	1	◎		農商工連携を推進する事業についての広報PR等を行う。	ア	産業振興課
・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 11.12月 全3回 延べ57人受講 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】 「ストップ!DV」2回	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・女性の心とからだセミナーの開催 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
H28.8.26「健康教育について」東京学芸大学教授渡邊正樹教授による講演。H28.9.28師磨小学校研究授業(第4学年「育ちゆく体とわたし」。各約75名の参加。 ・H28年度11月21日中学校性教育研究発表会四郷中学校において公開授業及び「性の健康教育講座～中学校の先生へ～」と題して、さいとう助産院助産師思春期保健相談士齊藤真智子氏による講演会を実施(参加者約60名)。 ・保健所との連携による思春期保健出前授業の実施(全中学校1・3年生対象)。	B	男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、自分の性、異性の性をとらえて未来を切り拓いていく力をつけていくというめあてを持って性教育を実施。	2	○	○	・「自他の生命を尊重し、互いの生き方を認め合う児童生徒の育成」を目標に小中の連携、連続した指導の継続及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義の健康教育の中で性に関する指導の展開の定着を図る。 ・保健所等関係機関との連携の強化を図る。	ア	健康教育課
思春期相談 電話・来所による相談 思春期出前授業 (161千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 38回 中学3年生 37回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	1	◎	◎	思春期相談 電話・来所による相談 思春期出前授業 (211千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 38回 中学3年生 38回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施	ア	保健所健康課
・講座等の開催について、男女共同参画推進センターと協力して実施した。 ・若年層向け男女共同参画啓発パンフレットを改訂し、デートDVに関する内容を見直し、平成29年3月に「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を発行した。	A	・男女共同参画の推進に関して正しく理解されるような内容とした。 ・改訂したパンフレットについては、高校生の協力を得て作成したもので、その過程で啓発の機会となった。	1	◎	◎	・講座等の開催について、男女共同参画推進センターと協力して実施する。 ・ちらしにリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する内容を掲載するよう検討する。	イ	男女共同参画推進課
・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 11.12月 全3回 延べ57人受講 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】 「ストップ!DV」2回	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 (前期)5.6月 全3回 延べ48人受講 (後期)10.11月 全3回 延べ86人受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
V	1	(3)	さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	①	性や健康に関する情報提供のためのメディアの効果的な活用	広報ひめじと地域メディアを連動させた啓発を行うとともに、情報誌やホームページ等を活用し、性や健康に関する情報提供を行う。また産学官民の連携、ネットワークによる広報・啓発活動を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を活用した情報提供 ・主管課におけるホームページ作成や更新業務のサポート ・FM GENKI「市長のサンデートーク」で人権に関しての市長の対話を放送
V	1	(3)	さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	①	性や健康に関する情報提供のためのメディアの効果的な活用	広報ひめじと地域メディアを連動させた啓発を行うとともに、情報誌やホームページ等を活用し、性や健康に関する情報提供を行う。また産学官民の連携、ネットワークによる広報・啓発活動を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行う。【再掲】 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシやパンフレット等の配布を依頼する。【再掲】
V	1	(3)	さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	②	地域の施設を拠点とした性・健康に関する学習機会の提供	市内の大学などにおいてHIV感染症等に関するリーフレットの配布などにより啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズイベント／キャンペーンの開催 6月初旬の検査普及週間・12月1日の世界エイズデー前後等に街頭等において若年層をターゲットにパンフレット、啓発グッズを配布予定。市内関係機関にポスター掲示依頼 ・広報ひめじ、ミニコミ誌、ホームページ等で情報提供予定。
V	2	(1)	母子保健対策の充実	①	母性機能の重要性についての意識啓発	次世代へ生命を引き継ぐ重要な役割を担う母性機能が尊重・保護されるよう学習の機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦歯科検診 対象者に受診券発行 <p>【再掲】全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発</p>
V	2	(1)	母子保健対策の充実	②	女性の健康問題についての相談の実施	生涯を通じた女性の健康を支援するために女性を対象とする健康相談を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための健康相談の実施 月1回
V	2	(1)	母子保健対策の充実	②	女性の健康問題についての相談の実施	生涯を通じた女性の健康を支援するために女性を対象とする健康相談を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康相談 12回 ・妊婦健康診査費助成事業 (427,380千円) ・特定不妊治療費助成事業 (130,632千円)
V	2	(1)	母子保健対策の充実	③	不妊治療への支援	不妊治療の実施医療機関の情報を提供する。また、特定不妊治療費の助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】 特定不妊治療費助成事業
V	2	(1)	母子保健対策の充実	④	母子健康手帳の充実	母子健康手帳交付時にすべての妊婦と保健師が面接することで、よりきめ細かく妊娠早期からの相談支援体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付 (1,755千円) 【再掲】「子育て手帳の交付」 <p>全妊婦面接相談支援事業</p>
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑤	在住外国人向け母子保健情報の提供	母子保健に関する事業については「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。	母子保健に関する事業については「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑥	乳幼児健康診査の充実	すべての健診未受診者に対し文書での再通知に加え訪問等でアプローチすることで未受診者の減少を図る。また、健診回数を増やし全員面接相談を実施し相談支援体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 乳児健康診査 医療機関で実施 ・4か月児健診 ・10か月児健診 1歳6か月児健康診査 保健センター(分室含む)で実施 3歳児健康診査 保健センター(分室含む)で実施

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等を活用した情報提供 主管課におけるホームページ作成や更新業務のサポート FM GENKI「市長のサンデートーク」で人権に関する市長の対話を放送 	B	各課が作成するホームページの更新業務のサポートや、テレビ放送などを通して市として情報提供の場を多く設けることで、男女共同参画の啓発につながった。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 日刊紙、民放等への記者発表や資料提供、テレビ、ラジオ、ホームページ等を通して、取り組みを積極的に発信することで、啓発につなげる。 	ア	広報課
<ul style="list-style-type: none"> 広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、婦人ひめじ、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行った。【再掲】 労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシ等の配布を依頼した。【再掲】 	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行う。【再掲】 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシやパンフレット等の配布を依頼する。【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> エイズ、性感染症の講演開催 学生対象4回 379人 世界エイズデーイベントの開催 参加人数延べ約600人 大学祭で検査カード、ちらし等の配布 500部 配布 エイズ検査普及週間、世界エイズデー啓発ポスター各1000箇所に掲載依頼 エイズポスター展の開催 広報ひめじ、ミニコミ誌、ホームページ等で情報提供 	B	エイズに関する偏見をなくすために、街頭キャンペーンやイベントを通して正しい知識の普及と、エイズに対する理解を呼びかけた。また、より多くの人にイベントに参加してもらえるよう、会場やイベント内容を検討し、高校にメッセージキルトの作成を依頼し、エイズイベントで展示した。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズイベント／キャンペーンの開催 6月初旬の検査普及週間・12月1日の世界エイズデー前後等に街頭等において若年層をターゲットにパンフレット、啓発グッズを配布予定。市内関係機関にポスター掲示依頼 ・広報ひめじ、ミニコミ誌、ホームページ等で情報提供予定 	ア	保健所予防課
妊婦歯科検診 10人(75千円) 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援を実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとられないよう対応、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦歯科検診 対象者に受診券発行 【再掲】全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	ウ	保健所健康課
<ul style="list-style-type: none"> 女性のための健康相談の実施 月1回 延べ13件 保健所と連携し事業を実施した。 	B	・相談内容等に配慮し、女性のみを対象としている。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための健康相談の実施 月1回 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康相談 7回 11人 妊婦健康診査費助成事業 7,403件(300,278千円) 特定不妊治療費助成事業 693件(92,506千円) 	B	健診、相談時間を予約制にし、子育て中の女性が参加しやすいよう配慮した。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康相談 12回 ・妊婦健康診査費助成事業 (400,325千円) ・特定不妊治療費助成事業 (128,381千円) 	ア	保健所健康課
【再掲】 特定不妊治療費助成事業	B	母子保健に対する情報が得られやすいよう配慮を行った。	1	◎	◎	【再掲】 特定不妊治療費助成事業	ア	保健所健康課
母子健康手帳の交付(6,831千円) <ul style="list-style-type: none"> ・外国語版母子健康手帳を含む交付数 4,732件(内 外国語版15件) 【再掲】 「子育て手帳の交付」 <ul style="list-style-type: none"> ・全妊婦面接相談支援事業 4,919人 	B	男女の固定的な役割分担等にとられない内容に配慮し、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	1	◎	◎	母子健康手帳の交付(1,973千円) 【再掲】「子育て手帳の交付」 全妊婦面接相談支援事業	ア	保健所健康課
保健所の事業については、「外国人のための生活ガイド」(国際課発行)に記載。	B	母子保健に対する情報が得られやすいよう配慮を行った。	1	◎	◎	母子保健に関する事業については「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。	ア	保健所健康課
乳児健康診査 <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診 4,635人(受診率98.1%) ・10か月児健診 4,469人(受診率93.7%) 1歳6か月児健康診査 4,485人(受診率96.7%) 3歳児健康診査 4,830人(受診率97.4%) 	B	男女の固定的な役割分担等にとられないよう配慮した。	1	◎	◎	乳児健康診査 医療機関で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診 ・10か月児健診 1歳6か月児健康診査 保健センター(分室含む)で実施 3歳児健康診査 保健センター(分室含む)で実施	ア	保健所健康課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑦	マタニティサポート教室(ママパパ教室)の開催(再掲)	両親ともに学習機会を設けることで母性機能の尊重や保護、父親として妊娠期からの子育て参加を積極的に推進する。	【再掲】 『子育て手帳』の交付 【再掲】 全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑧	妊娠・出産等に関する健康支援	母子健康手帳交付時の早期面接から、出産後4か月までに実施する乳児家庭全戸訪問事業により相談支援体制の充実を図る。母子健康手帳交付時に、マタニティマークグッズを配布する。	【再掲】 母子健康手帳交付 【再掲】全妊婦面接相談支援事業 乳児家庭全戸訪問事業
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑨	小児救急医療体制の確保	休日や夜間の初期救急診療を担う、休日・夜間急病センターの診察体制の確保に努める。また、子どもの急病時の救急医療電話相談を実施する。	・休日・夜間急病センターの管理運営 ・後送医療機関の確保 ・小児救急医療体制の確保 ・小児救急電話相談窓口の開設
V	2	(2)	ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	①	女性の心とからだについての理解の促進	女性のライフステージごとの身体的・精神的変化について、女性、男性共に理解を深められる内容のパンフレット等を作成したり、関係部署と共同して講座・講演会の開催を検討する。	・図書情報コーナーにおいて啓発【再掲】 ・ウエーブレット、あいまっせ通信等の情報パンフレットの作成 ・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】
V	2	(2)	ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	①	女性の心とからだについての理解の促進	女性のライフステージごとの身体的・精神的変化について、女性、男性共に理解を深められる内容のパンフレット等を作成したり、関係部署と共同して講座・講演会の開催を検討する。	【再掲】 女性の健康相談の実施 専門医によるこころの健康相談(840千円) 精神保健福祉相談事業で相談に対応
V	2	(2)	ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	②	思春期保健活動の推進(再掲)	思春期の複雑な問題に対し電話や面接にて相談を受ける。また市内の中学1年生と3年生に対し、思春期出前授業により、命の大切さ、性感染症などの正しい知識を普及し相談先を紹介することでさらなる思春期保健の充実を図る。	【再掲】 思春期相談 ・電話・来所による相談 思春期出前授業
V	3	(1)	相談機能の充実とネットワークづくり	①	男女共同参画推進センターの相談機能の充実	女性に関するさまざまな問題の相談窓口を充実させるとともに、総合的な相談体制の確立に向けて市内外の関係諸機関との連携強化を図る。また、男性相談の実施を検討する。	相談員2名(非常勤嘱託) 電話相談 火 10:00～16:00 水・金 10:00～18:00 面接相談 火・木・土 10:00～16:00 水・金 10:00～18:00 法律相談 毎月第2火曜日13:30～16:00 ・「中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議」への参加 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供【再掲】
V	3	(1)	相談機能の充実とネットワークづくり	②	男女の心身の健康相談の充実	男女が心身のバランスのとれた健康づくりを行えるよう健康相談の充実を図る。	生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施(304千円) 50回 【再掲】 女性の健康相談の実施 精神保健福祉相談事業で相談に対応 専門医によるこころの健康相談

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
【再掲】『子育て手帳』の交付実施計 4,753人 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援を実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行い、共に参加しやすい曜日時間設定に配慮し、案内や申し込み時にも伝えた。	1	◎	◎	【再掲】『子育て手帳』の交付 【再掲】全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	ア	保健所健康課
【再掲】母子健康手帳交付 【再掲】全妊婦面接相談支援事業 乳児家庭全戸訪問事業	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容に配慮し、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	1	◎	◎	【再掲】母子健康手帳交付 【再掲】全妊婦面接相談支援事業 乳児家庭全戸訪問事業	ア	保健所健康課
・休日・夜間急病センターの管理運営 ・後送医療機関の確保 ・小児救急医療体制の確保 夜間:365日、休日昼間:71日 小児患者数:19,507人 ・小児救急電話相談窓口の開設 夜間:365日、休日昼間:71日 相談件数:5,396件	B	少子化や女性の社会進出等が進む中で、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の整備を推進する	2	○	○	・休日・夜間急病センターの管理運営 ・後送医療機関の確保 ・小児救急医療体制の確保 ・小児救急電話相談窓口の開設	ア	保健福祉政策課
・図書情報コーナーにおいて啓発【再掲】 ・ウェーブレット、あいめっせ通信等の情報パンフレットの作成 ・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 11.12月 全3回 延べ57人受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	○	・図書情報コーナーにおいて啓発【再掲】 ・ウェーブレット、あいめっせ通信等の情報パンフレットの作成 ・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
【再掲】女性の健康相談の実施 専門医によるこころの健康相談(36回 103人) 精神保健福祉相談事業で相談に対応	B	男女を問わず、誰でも参加できるように参加者を募った。	2	○		【再掲】女性の健康相談の実施 専門医によるこころの健康相談(840千円) 精神保健福祉相談事業で相談に対応	ウ	保健所健康課
【再掲】思春期相談 ・電話・来所による相談 思春期出前授業	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	1	◎	◎	【再掲】思春期相談 ・電話・来所による相談 思春期出前授業	ア	保健所健康課
・相談件数 900件 (内訳) 面接 262件 電話 613件 法律25件 ・共催事業 女性の権利110番 6月24日(金)実施 相談件数11件 ・姫路市DV防止庁内ネットワーク会議の開催 2月23日(木)【再掲】 ・中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議への参加 3月1日(水)【再掲】	B	・相談内容等に配慮し、女性のみ、男性のみを対象としている。	1	◎	◎	相談員2名(非常勤嘱託) 電話相談 火 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 面接相談 火・木・土 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 法律相談 毎月第2火曜日13:30~15:30 ・「中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議」への参加 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施 50回15人 【再掲】女性の健康相談の実施 精神保健福祉相談事業で相談に対応 専門医によるこころの健康相談	B	男女を問わず、誰でも参加できるように参加者を募った。	2	○	○	生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施(356千円) 48回 【再掲】女性の健康相談の実施 精神保健福祉相談事業で相談に対応 専門医によるこころの健康相談	ウ	保健所健康課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	①	女性特有の疾病に関する検診についての啓発活動の推進	子宮がん、乳がんなど女性特有の疾病に関する検診受診率の向上を図るとともに思春期出前授業等により若い年齢からの健康教育等による普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期出前講座の充実 ・女性のがん検診受診率の向上 ・家族という最小単位を対象に、親子で考えるがん検診講演会 ・イベントの開催により、がん全般について男女問わず意識向上についての働きかけの実施 ・ピンクリボンイベントの更なる充実と休日乳がん検診の実施に向け医療機関に協力を依頼。
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	②	生涯を通じた男女の健康づくりの機会提供	性別や年齢に関わらず、また就業状況、子育ての状況に関わらず、誰もが生涯を通じた健康づくりができる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・親子対象のイベント等の実施 ・市民体力テスト会(年6回 600名) ・市民歩こう会(年6回 1200名)
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	③	骨粗しょう症の予防対策の充実	骨量測定の実施等、骨粗しょう症の予防対策により健康の保持増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育等で女性の健康づくりの普及啓発を実施 ・集団骨粗しょう症検診の実施(女性のみ) ・節目総合検診事業の実施(40、50、60歳)
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	④	女性医師配置の医療機関の情報提供	女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための健康相談の実施【再掲】 月1回 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供【再掲】
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	④	女性医師配置の医療機関の情報提供	女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行う。	女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行う。
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	⑤	女性参画による医療体制の充実	臨床研修医に対し奨励金を貸与することで、市内医療機関における医師を確保するとともに、女性医師の定着化を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市臨床研修医奨励金の貸与 ・募集人数:前期研修医23名、後期研修医18名

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に 関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)	取組 方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> ・思春期出前授業普及啓発40校 ・がんについての親子学習会の実施:19組の親子41人が参加 ・乳がん検診(集団、医療機関)の実施:138,000千円 12,500人 ・子宮がん検診(集団、医療機関)の実施:99,500千円 19,000人 ・ピンクリボンイベント実施(ウォーキング・ライトアップイベント、休日検診等) ・原千晶さんによるクリスマス講演会の実施 160人参加 ・乳がん(40～60歳)、子宮がん(30～50歳)において好発期無料検診事業の継続 ・がん検診ガイドブック全戸配布による普及・啓発 	B	最小啓発対象の家族の健康ということに重点を置き、こどもの目線で特に死因のトップであるがんについて親子で考える企画を実施した。この事は、こどもの時から健康意識を高め、引いては、家族全体への検診意識の啓発につながると確信できる結果になった。更に、好発期無料検診事業や啓発イベントの充実により、より多くの女性にがん検診の普及・啓発ができた。	1	◎	◎	更に、家族という最小単位を対象に多方面から健康意識、検診意識を高める講演会やイベントを開催する。また、ピンクリボンイベントの更なる充実と休日乳がん検診の実施に向け他機関との連携強化を図り、男女を問わず互いに健康意識交流ができる企画の検討。	イ	保健所予防課
<ul style="list-style-type: none"> ・親子対象のイベント等の実施 ・市民体力テスト会(年6回 447名) ・市民歩こう会(年6回 575名) 	B	親子、男女問わず参加しやすく、日程を調整した。	1	◎	◎	親子対象のイベント等の実施 ・市民体力テスト会(年6回 600名) ・市民歩こう会(年6回 1200名)	ア	スポーツ推進室
<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育で女性の健康づくりの普及啓発を実施 ・レディース検診のなかで集団骨粗しょう症検診の実施 4,700千円 2,800人 ・女性が進んで他のがん検診と同時に受診できる体制の整備(節目総合検診事業の開始) 	B	検診結果について経年的な変化がわかる様式に変更したことにより、連続して受診する女性も増えている。一度に、他のがん検診と同時に受診できる体制を整備したことについても女性が男性の目を気にせず集団検診を受診する女性の増加につながっている。	1	◎	◎	・更に充実した健康教育で女性の健康づくりの普及啓発を実施 ・集団骨粗しょう症検診の実施継続(女性のみ) ・節目総合検診事業の充実	ア	保健所予防課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための健康相談の実施【再掲】 月1回 延べ13件 ・保健所と連携し事業を実施した。 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供 	B	・相談内容等に配慮し、女性のみを対象としている。	1	◎	○	・女性のための健康相談の実施 月1回【再掲】 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
随時相談などに対応した。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	2	○	○	女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行う。	ア	保健所健康課
<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市臨床研修医奨励金の貸与 貸与人数:前期研修医10名、後期研修医23名(33名中、女性医師8名) 	B	臨床研修医に対し奨励金を貸与することで、市内医療機関における女性医師の確保・定着化を促進する。	2	○	○	・姫路市臨床研修医奨励金の貸与 募集人数:前期研修医22名、後期研修医23名	ウ	保健福祉政策課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
VI	1	(1)	ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進	①	歩道の整備・改修	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等さまざまな人が、「まち」に出て暮らしを広げていけるよう、歩道の整備を行う。	やさしい歩道づくり事業 歩道改良延長 340m
VI	1	(1)	ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進	①	歩道の整備・改修	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等さまざまな人が、「まち」に出て暮らしを広げていけるよう、歩道の整備を行う。	平成27年度に事業完了し、平成28年度には新たな歩道設置事業は予定なし。
VI	1	(1)	ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進	②	公共交通機関のバリアフリー化	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等さまざまな人が公共交通機関を容易に利用できるよう、ノンステップバス等の導入や鉄道駅舎のバリアフリー化を促進する。	・ノンステップバス購入経費の補助 5台(大型ハイブリッド3台、大型2台)
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	①	ホームページへの介護情報掲載	ホームページに地域の介護情報等を掲載し、介護に対する理解を深めるとともに、地域介護を支援する。	介護保険課のホームページに、市内の介護サービス事業者等に関する情報を掲載する。
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	②	男女で支え合う育児・介護情報の提供	「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取り組みとなるような情報を発信していく。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	③	障害者在宅福祉サービスの推進	ホームヘルパーの派遣や短期入所等の活用により、在宅生活を支援するとともに、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図る。	障害福祉サービスの給付 ・居宅介護 552,851千円 ・重度訪問介護 452,885千円 ・同行援護 39,402千円 ・行動援護 14,580千円 ・短期入所 112,485千円 ・日中短期入所 11,327千円 ・訪問入浴サービス 17,490千円 ・移動支援 109,221千円 計1,310,241千円
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	④	福祉ボランティアの育成	社会福祉協議会の活動支援を通じて、高齢者支援を担うボランティアの育成を推進する。	・手話ボランティア等の育成事業の実施 ・福祉ボランティアの支援
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	⑤	高齢者を地域で支えるサポーターの育成	認知症への普及啓発の促進のため認知症サポーターと、地域で高齢者支援を担うあんしんサポーターを育成し、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。	認知症への理解を深め、認知症本人や家族の応援者となる認知症サポーターを養成する。(養成目標3,000人) また、地域や介護保険施設等において助け合い活動や社会参加活動を行うあんしんサポーターを養成する。(年2回開催予定)
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	⑥	包括的支援事業の実施	地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者を支援するために介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各業務を行う。	23か所の地域包括支援センターにおいて、随時、高齢者または関係者から、保健・医療・福祉に関する相談に対応する。(必要に応じ地域支えあい会議の開催など関係機関と連携)

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
やさしい歩道づくり事業 歩道改良延長 280m	B	妊娠中の女性をはじめ、全ての人にやさしい、歩きやすい歩道になるよう配慮した。	1	◎	○	やさしい歩道づくり事業は平成28年度で完了した。	イ	道路保全課
平成27年度に事業完了 白鳥57号線大白書橋側道橋 L=60.8m W=3.0m	A	地域からの要望があれば、適宜対応していく。	2	○		計画期間内に当初計画事業を前倒しで完了することができた。今後も地域の要望を受け事業に取り組んで行く。	イ	道路建設課
・ノンステップバス購入経費の補助 5台(大型ハイブリッド3台、大型1台、中型1台)	B	公共交通のバリアフリー化により、妊娠中の女性や子ども連れの人々の外出を促進することができる。	2	○	○	・ノンステップバス購入経費の補助 5台(大型ハイブリッド3台、大型2台、中型1台)	ア	保健福祉政策課
介護保険課のホームページに、市内の介護サービス事業者に関する情報、要介護認定申請等の各種申請様式及び介護保険に関する資格の案内を掲載した。	B	当初の取組みに加え、家族の介護と仕事の両立を目指す方々に必要な情報を提供できるよう、ホームページ(介護保険課のトップページ)に、厚生労働省の介護離職ゼロポータルサイトへのリンクを貼った。	1	◎	◎	介護保険課のホームページに、市内の介護サービス事業者等に関する情報を掲載する。	ア	介護保険課
・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・子育て応援講座1の開催【再掲】 7.8月 全2回 延べ25組受講 ・子育て応援講座2の開催【再掲】 10月 1回 9組受講(うち男性1人) ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10・11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人) ・女性の心からだセミナーの開催【再掲】 11.12月 全3回 延べ57人受講 ・多様なライフスタイルセミナーの開催【再掲】 2.3月 全3回 延べ110人受講(うち男性延べ19人)	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】 ・子育て応援講座の開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
障害福祉サービスの給付 ・居宅介護 590,100千円 ・重度訪問介護 463,467千円 ・同行援護 39,223千円 ・行動援護 20,891千円 ・短期入所 138,714千円 ・日中短期入所 10,968千円 ・訪問入浴サービス 15,491千円 ・移動支援 110,144千円 計1,388,998千円	A	・障害者の在宅生活を支援し、家庭介護者の負担の軽減を図った。	1	◎	◎	障害福祉サービスの給付 ・居宅介護 651,436千円 ・重度訪問介護 480,959千円 ・同行援護 44,479千円 ・行動援護 22,628千円 ・短期入所 141,943千円 ・日中短期入所 12,236千円 ・訪問入浴サービス 17,664千円 ・移動支援 118,457千円 計1,489,802千円	ア	障害福祉課
・社会福祉協議会の支援を通じて、手話ボランティアの育成事業を実施。 ・社会福祉協議会において、地域福祉事業に関する、社協支部ボランティア養成講座を実施。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容となっている。	2	○	○	・手話ボランティア等の育成事業の実施 ・福祉ボランティアの支援	ウ	地域福祉課
【認知症サポーター】 累計28,389人(H28年度新規4,857人) 【あんしんサポーター養成】 2回(1回につき5日の講習を実施) 累計504人(H28年度新規27人)	A	高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりの推進に関し、男女の区別なくサポーターの養成を行っている。	2	○	○	認知症への理解を深め、認知症本人や家族の応援者となる認知症サポーターを養成する。(養成目標4,500人) また、地域や介護保険施設等において助け合い活動や社会参加活動を行うあんしんサポーターを養成する。(年2回開催予定)	イ	地域包括支援課
【処遇検討会議開催実績】 206件(2017年1月末現在) 【相談対応実績】 18,668件(2017年1月末現在)	A	高齢者全体の地域生活を支援するために、男女の区別なく対応を行っている。	2	○	○	23か所の地域包括支援センターにおいて、随時、高齢者または関係者から、保健・医療・福祉に関する相談に対応する。(必要に応じて地域支えあい会議の開催など関係機関と連携)	イ	地域包括支援課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	⑦	介護予防事業の実施	高齢者が介護の必要な状態となることを予防するための教室の開催や、高齢者やその家族に対する介護予防に関する知識・意識の普及啓発などを行う。	①【介護予防普及啓発事業】 ②【地域介護予防活動支援事業】 ③【介護予防サポーター養成講座】 ①生活機能の維持・向上を積極的に図り、高齢者本人の自己実現を形成することができるよう、医師、歯科医師、保健師等により、介護予防に関する知識の普及を保健センター等において行うとともに介護予防自主活動の立ち上げ支援を行う。 ②介護予防の考え方やそのための活動等を地域において普及させる人材を育成する。介護予防自主活動の継続支援を行う。 ③介護予防活動の支援のために、介護予防サポーターの養成と、地域で介護予防活動の支援を行う。
VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	①	自立支援ホームヘルプサービスの推進	在宅の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。	・自立支援ホームヘルプサービス事業 (1,938千円) [内容] 家事援助(調理・衣服の洗濯・住居等の掃除・買い物等) [利用回数] 週1回1時間程度 [利用料金] 1時間あたり200円
VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	②	生きがいデイサービス事業の推進	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、デイサービスを行うことにより、自立生活の助長を図るとともに、生きがいを促進する。	・生きがい対応型デイサービス事業 (36,791千円) [内容] 日常動作訓練・健康チェック・給食・送迎・趣味活動 [利用回数] 週1回(午前10時から午後3時頃まで) [利用料金] 利用料200円(+給食代等実費)
VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	③	老人福祉施設の整備推進	増加する介護保険施設サービスのニーズに対応するとともに、在宅福祉サービス提供の拠点として老人福祉施設の整備を推進する。	老人福祉施設建設等助成 特別養護老人ホームの整備 (平成28年度) ・広域型の創設 1施設 (70床、併設ショートステイ10床)
VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	④	地域密着型サービスの基盤の計画的な整備	認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所を計画的に整備し、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように支援する。	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を圏域バランスを考慮しながら整備する。 【平成28年度整備計画】6カ所 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所1ヶ所、認知症対応型共同生活介護事業所3ヶ所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所2ヶ所)
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	①	男性対象の啓発講座の開催(再掲)	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	・男性セミナーの開催【再掲】

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)	取組 方針	課・室名
<p>①【介護予防普及啓発講演会・相談会】 実施2,744回 参加者延数206,598人 (2017年1月現在)</p> <p>②【地域介護予防活動支援事業】 実施38回 参加延人数1,413人 (2017年1月現在)</p> <p>③【介護予防サポーター養成講座】 実施2回 養成数31名 ※ あんしんサポーター養成講座に含めて実施</p>	A	高齢者が、地域で支えあいながら暮らしていく地域づくりを支えるサポーターを男女の区別なく養成し派遣している。	2	○	○	<p>①【介護予防普及啓発事業】</p> <p>②【地域介護予防活動支援事業】</p> <p>③【介護予防サポーター養成講座】</p> <p>①生活機能の維持・向上を積極的に図り、高齢者本人の自己実現を形成することができるよう、医師、歯科医師、保健師等により、介護予防に関する知識の普及を保健センター等において行うとともに介護予防自主活動の立ち上げ支援を行う。</p> <p>②介護予防の考え方やそのための活動等を地域において普及させる人材を育成する。介護予防自主活動の継続支援を行う。</p> <p>③介護予防活動の支援のために、介護予防サポーターの養成と、地域で介護予防活動の支援を行う。</p>	イ	地域包括支援課
<p>・自立支援ホームヘルプサービス事業 (1,875千円) [内容] 家事援助(調理・衣服の洗濯・住居等の掃除・買い物等) [利用回数] 週1回1時間程度 [利用料金] 1時間あたり200円</p>	A	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容となっている。	1	◎	◎	<p>・自立支援ホームヘルプサービス事業 (1,920千円) [内容] 家事援助(調理・衣服の洗濯・住居等の掃除・買い物等) [利用回数] 週1回1時間程度 [利用料金] 1時間あたり200円</p>	ア	高齢者支援課
<p>・生きがい対応型デイサービス事業 (28,807千円) [内容] 日常動作訓練・健康チェック・給食・送迎・趣味活動 [利用回数] 週1回(午前10時から午後3時頃まで) [利用料金] 利用料200円(+給食代等実費)</p>	A	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容となっている。	1	◎	◎	<p>・生きがい対応型デイサービス事業 (34,343千円) [内容] 日常動作訓練・健康チェック・給食・送迎・趣味活動 [利用回数] 週1回(午前10時から午後3時頃まで) [利用料金] 利用料200円(+給食代等実費)</p>	ア	高齢者支援課
<p>老人福祉施設建設等助成 (216,900千円) 特別養護老人ホームの整備 ・広域型の創設 1施設 (70床、併設ショートステイ10床、事業所内保育施設)</p>	A	真に利用が必要な全ての高齢者がプライバシーに配慮されて快適な施設を利用できるように、計画的に施設整備を進めている。	1	◎	◎	<p>老人福祉施設建設等助成 特別養護老人ホームの整備 (平成29年度) ・地域密着型の創設 1施設 (29床、併設ショートステイ10床)</p>	ア	高齢者支援課
<p>・小規模多機能型居宅介護事業所を1カ所整備した。(H29年度への繰越含む) ・認知症共同生活介護事業所を3カ所整備した。(H29年度への繰越含む) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を2ヶ所整備した。</p>	B	真に利用が必要な全ての高齢者がプライバシーに配慮されて快適な施設を利用できるように、計画的に施設整備を進めている。	1	◎	◎	<p>小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を圏域バランスに考慮しながら整備する。 【平成29年度整備計画】 5カ所 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所1ヶ所、認知症対応型共同生活介護事業所3ヶ所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所1ヶ所)</p>	ア	高齢者支援課
<p>・子育て応援講座1の開催【再掲】 7.8月 全2回 延べ25組受講 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人) ・男性セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 1.2月 全2回 延べ56人受講(うち男性延べ36人)</p>	A	<p>・働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。</p> <p>・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。</p>	1	◎	◎	<p>・男性セミナーの開催【再掲】</p> <p>・男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】</p> <p>・子育て応援講座の開催【再掲】</p> <p>・生涯現役応援講座の開催【再掲】</p>	ア	男女共同参画推進センター

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	②	男性対象の実践的講座の開催(再掲)	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	・男性セミナーの開催【再掲】
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	②	男性対象の実践的講座の開催(再掲)	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	【再掲】 男性対象の料理教室の開催
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成(再掲)	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等を関係課とともに作成する。
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成(再掲)	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	・ウエブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	①	ホームページへの子育て情報掲載	子育てをする人が望む情報を一括し提供できるホームページにより、常に広く新しい子育て情報を提供する。	・子育て総合情報サイト「わくわくチャイルド」を運営 ・子育て関係情報をメール配信
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	①	ホームページへの子育て情報掲載	子育てをする人が望む情報を一括し提供できるホームページにより、常に広く新しい子育て情報を提供する。	子育てについての新しい情報を随時更新。 (姫路市の取組みの紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページへリンク)
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	②	男女で支え合う育児・介護情報の提供(再掲)	「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取り組みとなるような情報を発信していく。	・ウエブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援講座1の開催【再掲】 7.8月 全2回 延べ25組受講 生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人) 男性セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 1.2月 全2回 延べ56人受講(うち男性延べ36人) 	A	<ul style="list-style-type: none"> 働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜・平日夜間に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 男女共同参画推進の固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。 	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】 子育て応援講座の開催【再掲】 生涯現役応援講座の開催【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
【再掲】 男性対象の料理教室の開催	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、食事づくりの基本から学ぶことにより、家庭内等での食事づくりにつながっており、男女共同参画の啓発になっている。	1	◎		【再掲】 男性対象料理教室開催	ア	保健所健康課
男性向け育児啓発冊子他都市において作成・発行されている介護啓発冊子等の情報を収集し、資料の作成に向けて検討した。	C	男性に分かりやすい内容になるよう検討した。	2	△	○	男性に分かりやすい介護の基本的な内容の資料の作成に向けて検討する。	エ	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 (ウエーブレット第47号特集「家庭科から見る『男女共同参画』」で啓発) 	B	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。 	1	◎		<ul style="list-style-type: none"> ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
<ul style="list-style-type: none"> 子育て関係の情報をメール配信68件 	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容となっている。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 子育て総合情報サイト「わくわくチャイルド」を運営 子育て関係情報をLine配信 	ア	子ども支援課
子育てについての新しい情報を随時更新。(姫路市の取組みの紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページへリンク)	B	母子保健に対する情報が得られやすいよう配慮を行った	1	◎		子育てについての新しい情報を随時更新。(姫路市の取組みの紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページへリンク)	ア	保健所健康課
<ul style="list-style-type: none"> ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 図書情報コーナーで啓発【再掲】 子育て応援講座1の開催【再掲】 7.8月 全2回 延べ25組受講 子育て応援講座2の開催【再掲】 10月 1回 9人受講(うち男性1人) 生涯現役応援講座の開催【再掲】 10・11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人) 女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 11.12月 全3回 延べ57人受講 多様なライフスタイルセミナーの開催【再掲】 2.3月 全3回 延べ110人受講(うち男性延べ19人) 	B	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。 	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 図書情報コーナーで啓発【再掲】 あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】 子育て応援講座の開催【再掲】 生涯現役応援講座の開催【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	③	地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する児童センター、すこやかセンター、保育所等において、地域の子育て家庭に対する子育ての相談、情報の提供、助言等を行うほか、子育て家庭の親とその子どもの相互交流の場を提供する。	・保健師等のお話、おもちゃ広場他60活動の実施 年間予定回数:活動内容によって週1回～年1回 年間参加予定人数:延72,000人
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	③	地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する児童センター、すこやかセンター、保育所等において、地域の子育て家庭に対する子育ての相談、情報の提供、助言等を行うほか、子育て家庭の親とその子どもの相互交流の場を提供する。	わくわく広場いえしま・わくわく広場ゆめさき・わくわく広場こうでら・わくわく広場やすとみ・すこやか広場の運営
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	③	地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する児童センター、すこやかセンター、保育所等において、地域の子育て家庭に対する子育ての相談、情報の提供、助言等を行うほか、子育て家庭の親とその子どもの相互交流の場を提供する。	子育て家庭を支援するため、以下の内容で地域子育て支援拠点事業を実施予定 ・内容 子育て相談事業、子育てサークル育成事業、在宅乳児集団生活体験事業、ふれあい保育事業、子育て応援フェスティバル事業、リフレッシュ・ママ事業ほか ・参加者 在宅乳幼児とその保護者 ・回数 事業ごとに月1回から数回程度。ただし、子育て相談は随時実施します。
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	④	地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、さまざまな悩みを解消し、地域において男女平等観に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	・子ども相談室及び子育て情報相談室における育児相談実施
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	④	地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、さまざまな悩みを解消し、地域において男女平等観に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	市立保育所・こども園を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施予定 ・内容 育児不安等についての相談指導(電話相談、面接相談等により子育て不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) ・相談者 子育て中の保護者ほか ・回数 随時実施します。
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	④	地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、さまざまな悩みを解消し、地域において男女平等観に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	【再掲】 7か月児の健康相談 妊産婦乳幼児保健指導 乳児家庭全戸訪問事業
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	④	地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、さまざまな悩みを解消し、地域において男女平等観に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	○電話相談、面接相談による支援 ○来所相談 ○学校園訪問 ○HPによる情報発信
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑤	地域活動クラブの支援	宿泊型児童館「星の子館」や各児童センターを拠点に活動する、地域の母親たちによる地域活動クラブの活動を支援する。	地域組織活動クラブへの活動費助成 クラブ数:9組織 年間活動予定回数:1,000回
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑥	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	全小学校での実施をめざし、留守家庭児童を対象に、家庭にかわる適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図る。	・放課後児童クラブの開設・運営 預かり時間 授業終了後から午後6時 学校休業日は午前8時～午後6時(一部午後7時まで) 対象児童 小学校に就学している留守家庭児童 開設数 66箇所(時間延長事業実施箇所の拡充)

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)	取組 方針	課・室名
・保健師等のお話、おもちゃ広場等の活動の実施 年間回数:活動内容によって週1回～年1回 年間参加人数:延136,105人	A	子育ての不安感や負担感を抱かえ込まないよう、気軽に集える場を提供した。	1	◎	◎	・保健師等のお話、おもちゃ広場等の活動の実施 年間回数:活動内容によって週1回～年1回 年間参加予定人数:延100,000人	ア	こども政策課
わくわく広場の利用者 人 35,131人 すこやかひろばの利用者数 14,875人	B	子育てで家庭の親と子どもの相互交流の場を提供した。	1	◎		わくわく広場いえしま・わくわく広場ゆめさき・わくわく広場こうでら・わくわく広場やすとみ・すこやか広場の運営	ア	こども支援課
子育て家庭を支援するため、以下の内容で地域子育て支援拠点事業を実施した。 ・内容 子育て相談事業、子育てサークル育成事業、在宅乳児集団生活体験事業、ふれあい保育事業、子育て応援フェスティバル事業、リフレッシュ・ママ事業ほか ・参加者 在宅乳幼児とその保護者 ・回数 事業ごとに月1回から数回程度。ただし、子育て相談は随時実施した。	B	特に、地域の子育て家庭の親子が利用しやすいように配慮した。	1	◎		子育て家庭を支援するため、以下の内容で地域子育て支援拠点事業を実施予定 ・内容 子育て相談事業、子育てサークル育成事業、在宅乳児集団生活体験事業、ふれあい保育事業、子育て応援フェスティバル事業、リフレッシュ・ママ事業ほか ・参加者 在宅乳幼児とその保護者 ・回数 事業ごとに月1回から数回程度。ただし、子育て相談は随時実施します。	ア	こども保育課
育児相談件数 514件	B	男女平等観に立った子育てを支援する相談を図った。	1	◎	◎	・子ども相談室及び子育て情報相談室における育児相談実施	ア	こども支援課
市立保育所を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施した。 ・内容 育児不安等についての相談指導(電話相談、面接相談等により子育て不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) ・相談者 子育て中の保護者ほか ・回数 随時実施した。 ・実績 保育所費・運営費の一部で支出	B	特に、地域の子育て家庭の親子が利用しやすいように配慮した。	1	◎		市立保育所・こども園を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施予定 ・内容 育児不安等についての相談指導(電話相談、面接相談等により子育て不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) ・相談者 子育て中の保護者ほか ・回数 随時実施します。	ア	こども保育課
【再掲】 7か月児の健康相談 妊産婦乳幼児保健指導 乳児家庭全戸訪問事業	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	1	◎		【再掲】 7か月児の健康相談 妊産婦乳幼児保健指導 乳児家庭全戸訪問事業	ア	保健所健康課
○電話相談、面接相談による子育て支援 電話相談件数2,015件 (含むフリーダイヤル 176件) 来所相談件数985件 のべ相談件数8,900件 教育相談総合窓口で受理した相談の内容によっては、学校や幼稚園及び保育所を訪問することで支援を充実する取組みを実施した。事案によっては、家庭訪問も実施した。	B	男女に関係なく相談に応じる体制を実施している。	1	◎		○電話相談、面接相談による子育て支援 ○来所相談 ○学校園・家庭訪問 ○HPによる情報発信 ○土曜開館日の活用	ア	育成支援課
地域組織活動クラブへの活動費助成 クラブ数:9組織 年間活動回数:624回	C	地域の母親等が事業の企画や運営に参加しやすいよう配慮した。	1	○	○	地域組織活動クラブへの活動費助成 クラブ数:9組織 年間活動予定回数:1,000回	ア	こども政策課
・放課後児童クラブの開設・運営 預かり時間 授業終了後から午後6時 学校休業日は午前8時～午後6時(一部午後7時まで) 対象児童 小学校に就学している留守家庭児童 開設数 66箇所(時間延長事業実施40箇所)	A	児童の送迎に間に合わない保護者の利便性の向上のため、午後6時～午後7時の時間延長事業実施クラブを27箇所から40箇所に拡大した。	1	◎	◎	・放課後児童クラブの開設・運営 預かり時間 授業終了後から午後6時 学校休業日は午前8時～午後6時(一部午後7時まで) 対象児童 小学校に就学している留守家庭児童 開設数 67箇所(時間延長事業実施箇所の拡充)	オ	こども政策課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑦	すこやかセンター(子育て支援施設)の事業の推進	子育て支援施設として、子育て情報相談センター・ファミリーサポートセンター等の事業を推進し、地域での子育て支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て情報相談センター事業の実施 子育て学習センター事業の実施 ファミリーサポートセンター事業の実施
VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	①	延長保育、乳児保育、障害児保育、一時保育及び休日保育の充実	通常の保育以外に求められている多様な保育サービス(延長保育、乳児保育、障害児保育、一時保育、休日保育)をさらに充実させる。	<p>多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育等の事業を実施予定 実施内容、実施ヶ所数(予定)、事業費(予算)は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 延長保育 通常の保育時間を超えて保育を実施 なお、市立は時間外保育を含む。 市立施設 30ヶ所 262,130千円 私立施設 65ヶ所 104,543千円 乳児保育 1歳に満たない乳児を保育 市立施設 25ヶ所 運営費の一部 私立施設 57ヶ所 教育・保育給付費の一部 障害児保育 障害を有する児童を保育 市立施設 30ヶ所 運営費の一部 私立施設 71ヶ所 208,291千円 一時預かり保育 一時的な保育、預かり保育を実施 市立施設 計9ヶ所 1,307千円及び運営費の一部 私立施設 計81ヶ所 84,905千円 休日保育 休日における保育を実施 私立施設 2ヶ所 教育・保育給付費の一部
VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	②	障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の推進	通所を基本とし、未就学の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供する(児童発達支援)。幼稚園、大学を除き、就学している障害のある児童に、学校終了後又は休業日において、生活能力向上に必要な訓練や余暇の提供などを行う(放課後等デイサービス)。	<p>障害児通所支援給付(児童発達支援、放課後等デイサービス等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 534,574千円

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>子育て情報相談センター事業の実施 ①面接、電話等による子育て相談の実施 525件 ②子育て講演会の開催 11回 ③子育て家庭支援講座の実施 5回 ④子育てに関する情報の収集・発信 ・子育て支援総合情報誌「わくわくチャイルド」の発行 6回 ・情報コーナー育児図書貸出 232冊 ・すこやかひろばの開放 14,875人</p> <p>子育て学習センター事業の実施 前・後期 各4コース 20回315組 体験 4回123組</p> <p>ファミリーサポートセンター事業の実施 育児を受けたい人と、行いたい人を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う組織の運営 ・平成14年7月事業開始 ・年度末会員登録者数 2,080人 (内訳) 依頼会員1,293人 提供会員570人 両方会員217人 ・援助活動件数5,440件 ・会員講習会・交流会の開催 454人</p>	B	<p>日曜日に開催、一時保育の実施 一時保育の実施 固定的な文章、挿絵に配慮し作成</p> <p>日曜日に「親子の時間」プログラムを実施し、父親も参加しやすいように配慮した</p> <p>家庭と仕事の両立支援実施</p>	1	◎	◎	<p>・子育て情報相談センター事業の実施 ・子育て学習センター事業の実施 ・ファミリーサポートセンター事業の実施</p>	ア	こども支援課
<p>多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育等の事業を実施した。 実施内容、実施ヶ所数、事業費(決算)は以下のとおり。 ・延長保育 通常の保育時間を超えて保育を実施 なお、市立は時間外保育を含む。 市立施設 30ヶ所 228,620千円(見込) 私立施設 62ヶ所 72,542千円 ・乳児保育 1歳に満たない乳児を保育 市立施設 25ヶ所 運営費の一部 私立施設 58ヶ所 教育・保育給付費の一部 ・障害児保育 障害を有する児童を保育 市立施設 30ヶ所 運営費の一部 私立施設 52ヶ所 180,743千円 ・一時預かり保育 一時的な保育、預かり保育を実施 市立施設 計9ヶ所 553千円及び運営費の一部 私立施設 計46ヶ所 64,285千円 ・休日保育 休日における保育を実施 私立施設 2ヶ所 教育・保育給付費の一部</p>	B	<p>多様な保育サービスを提供することにより、子育て中の人が利用しやすいよう配慮した。</p>	1	◎	◎	<p>多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育等の事業を実施予定 実施内容、実施ヶ所数(予定)、事業費(予算)は以下のとおり。 ・延長保育 通常の保育時間を超えて保育を実施 なお、市立は時間外保育を含む。 市立施設 30ヶ所 272,793千円 私立施設 70ヶ所 98,683千円 ・乳児保育 1歳に満たない乳児を保育 市立施設 26ヶ所 運営費の一部 私立施設 60ヶ所 教育・保育給付費の一部 ・障害児保育 障害を有する児童を保育 市立施設 30ヶ所 運営費の一部 私立施設 78ヶ所 204,979千円 ・一時預かり保育 一時的な保育、預かり保育を実施 市立施設 計10ヶ所 1,302千円及び運営費の一部 私立施設 計56ヶ所 89,846千円 ・休日保育 休日における保育を実施 私立施設 2ヶ所 教育・保育給付費の一部</p>	ア	こども保育課
<p>障害児通所支援給付(児童発達支援、放課後等デイサービス等) ・565,084千円</p>	A	<p>・保育所に通所できない障害児に通所の場を設け、保護者の負担の軽減を図った。</p>	1	◎	◎	<p>障害児通所支援給付(児童発達支援、放課後等デイサービス等) ・555,539千円</p>	ア	障害福祉課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	③	保育の質を高めるための研修の実施	安心して子どもを預けることができるように、保育に携わる職員に対して研修を実施し、意識啓発をする。	市内保育所・認可外保育施設に勤務する職員に対する研修を実施 ・新任保育士研修 ・中堅保育士研修 ・食育についての研修 ・食物アレルギーについての研修 ・保育日誌の書き方 ・保育ゼミナール ・衛生講習会(食中毒・感染症) ・その他勉強会等を実施予定
VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	③	保育の質を高めるための研修の実施	安心して子どもを預けることができるように、保育に携わる職員に対して研修を実施し、意識啓発をする。	利用児童の処遇向上などを図るため、保育所・子ども園職員の研修の実施及び研修・研究の取り組みを支援予定 ・内容 保育所・子ども園内外での研修・研究などを通じ、質の高い教育・保育及び保育サービスを提供 ・対象 保育士・保育教諭、調理員ほか ・回数 受講研修のプログラムによる
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	①	男性対象の啓発講座の開催(再掲)	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	・子育て応援講座1の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	②	男性対象の実践的講座の開催(再掲)	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	・子育て応援講座1の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	②	男性対象の実践的講座の開催(再掲)	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	【再掲】 男性対象の料理教室の開催 【再掲】 全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成(再掲)	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等と関係課とともに作成する。
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成(再掲)	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	④	マタニティサポート教室(ママパパ教室)の開催(再掲)	両親ともに学習機会を設けることで母性機能の尊重や保護、父親として妊娠期からの子育て参加を積極的に推進する。	【再掲】 『子育て手帳』の交付 【再掲】 全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
市内保育所・認可外保育施設に勤務する職員に対する研修を実施 ・新任保育士研修(95人) ・中堅保育士研修(30人) ・食育についての研修(79人) ・食物アレルギーについての研修(92人) ・衛生講習会(食中毒・感染症)(156人) ・(他業種の施設職員と合同)労務管理(12人)、会計研修(5人)	B	子ども子育て支援新制度の給付対象となる施設については、等しく質の向上が求められることから、引き続き、認可保育所の保育士のみを参加対象としていた研修(新任保育士研修、中堅保育士研修)に、認可予定の認可外保育施設や、特定認可外保育施設型認定こども園の保育士、幼稚園型認定こども園の保育士も対象とした。	2	○	○	市内保育所・認可外保育施設に勤務する職員に対する研修を実施 ・新任保育士研修 ・中堅保育士研修 ・食育についての研修 ・食物アレルギーについての研修 ・保育日誌の書き方 ・保育ゼミナール ・衛生講習会(食中毒・感染症) ・その他勉強会等を実施予定	ア	監査指導課
入所児童の処遇向上などを図るため、保育所職員の研修の実施及び研修・研究の取り組みを支援した。 ・内容 保育所内外での研修・研究などを通じ、質の高い保育サービスを提供 ・対象 保育士、調理員ほか ・回数 受講研修のプログラムによる ・市立保育所30ヶ所 運営費の一部 私立保育所53ヶ所 委託保育費の一部ほか	B	・女性が研修に参加しやすいよう配慮した。	1	◎	◎	利用児童の処遇向上などを図るため、保育所・こども園職員の研修の実施及び研修・研究の取り組みを支援予定 ・内容 保育所・こども園内外での研修・研究などを通じ、質の高い教育・保育及び保育サービスを提供 ・対象 保育士・保育教諭、調理員ほか ・回数 受講研修のプログラムによる	ア	こども保育課
・子育て応援講座1の開催【再掲】 7.8月 全2回 延べ25組受講 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人) ・男性セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 1.2月 全2回 延べ56人受講(うち男性延べ36人)	A	・働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・男性セミナーの開催【再掲】 ・男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】 ・子育て応援講座の開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
・子育て応援講座1の開催【再掲】 7.8月 全2回 延べ25組受講 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人) ・男性セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 1.2月 全2回 延べ56人受講(うち男性延べ36人)	A	・働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】 ・子育て応援講座の開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
【再掲】 男性対象の料理教室の開催 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援を実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行い、共に参加しやすい曜日時間設定に配慮し、案内や申し込み時にも伝えた。	1	◎	◎	【再掲】 男性対象料理教室開催 【再掲】 全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	ア	保健所健康課
男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」を作成した。	B	写真やイラストを多く配置し、男性に分かりやすい内容になるよう工夫した。	1	◎	◎	保健所健康課と連携して冊子の配布を行い、啓発に努める。	ア	男女共同参画推進課
・ウェーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 (ウェーブレット第47号特集「家庭科から見る『男女共同参画』」で啓発)	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・ウェーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
【再掲】『子育て手帳』の交付実施 計 4,753人 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援を実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	1	◎	◎	【再掲】 『子育て手帳』の交付 【再掲】 全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	ア	保健所健康課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	⑤	児童センター事業の充実	宿泊型児童館「星の子館」や各児童センターにおいて、乳幼児と男性(父や祖父)を対象とした子育て支援や情報交換の場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主なイベント:イクメンクラブ、お父さんも一緒 ・活動予定回数:100回 ・参加予定人数:延2,400人
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	①	ひとり親家庭等への経済的支援の推進	児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等でその児童を養育する人に経済的支援を行う。	児童扶養手当の給付
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	②	母子生活支援施設への入所支援	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が監護する児童の福祉に欠けるととき、母子生活支援施設において保護するとともに、自立に向けた支援を行う。	・母子生活支援施設への委託事業実施
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	③	ひとり親家庭等相談活動の充実	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、身上相談に応じて、その自立に必要な指導を行い、ひとり親家庭等の福祉増進に努める。	・母子・父子自立支援員を配置し相談業務実施
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	④	日常生活支援事業の充実	日常生活を営むのに支障がある母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し必要な生活援助や子育て支援を行う。	・ひとり親家庭等日常生活支援事業実施
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	⑤	母子福祉団体の育成・指導	母子家庭及び寡婦家庭の自立更生を援助する母子福祉団体(婦人共励会)を育成するための指導・助成を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市婦人共励会支援事業の実施 ・母子家庭等福祉推進事業及び母子家庭技能修得事業の団体への委託
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	⑥	ひとり親家庭に対する就業の援助	児童扶養手当の受給者のうち、就労していない母親及び父親に、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労相談員(兼就業支援専門員)による就労相談 ・母子・父子自立支援プログラム策定実施 ・母子家庭等自立支援給付事業の実施

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<ul style="list-style-type: none"> ・主なイベント:イクメンクラブ、土曜スキップランド等 ・活動回数:161回 ・参加人数:延4,019人 	A	男性も参加しやすいように曜日時間設定等に配慮した。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・主なイベント:イクメンクラブ、土曜スキップランド等 ・活動予定回数:150回 ・参加予定人数:延4,000人 	ア	こども政策課
受給者数 5,674人 (父子家庭を含む) (上記のうち全部支給停止者数 465人) (平成29年3月末現在)	B	平成22年8月から児童扶養手当の対象が父子家庭にも拡大され、母子・父子に関わらずひとり親家庭への経済的支援として実施。	1	◎	◎	児童扶養手当の給付	ア	こども支援課
母子生活支援施設への委託 平成29年4月1日現在の入所人員 17世帯43人 ・一時保護所への移送時に、公共交通機関利用から公用車利用に変更し、他人の目に触れないよう配慮した。	B	・関係機関との連携により、入所をスムーズにした。	1	◎	◎	・母子生活支援施設への委託事業実施	ア	こども支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員を設置(非常勤嘱託 4人) 相談日 月曜日～金曜日) ・母子・父子自立支援員による相談(施設入所時・入所中)29件 ・ひとり親家庭応援ハンドブックを作成した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母(父子家庭の父)が抱える様々な問題解決のために、関係機関と連携を図った。 ・ひとり親家庭に係る必要な手続きや支援内容が容易に確認できるよう、ひとり親支援施策に関する情報を1冊のハンドブックにまとめ、相談時や離婚届提出時などに配布し、ひとり親家庭の不安解消に繋げた。 	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員を配置し相談業務実施 ・弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施(新規) 	ウ	こども支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 支援内容(姫路市婦人共励会に委託) 掃除・食事の世話、買い物、乳幼児の世話、医療機関との連絡等 平成28年度登録者3名 派遣実績 2名2件 	B	母子家庭の母等の自立促進に支障が出る場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や子育て支援を行った。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等日常生活支援事業実施 ・事業拡充に向け、委託先を検討する。 	エ	こども支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・自治福祉会館内の婦人共励会事務室室料を助成 ・母子家庭同士の交流を促進し、自立を助長する事業(若年母子家庭のつどい、野外活動事業等)を実施(姫路市婦人共励会に委託) ・母子・寡婦大会の開催 ・就業支援講習会を開催(介護職員初任者研修・調剤薬局事務・介護事務講座、簿記3級講座) 	B	会員同士の交流を深めるとともに、女性の自立が助長されるような事業を実施した。	2	○	○	・母子家庭等福祉推進事業及び母子家庭技能修得事業の団体への委託	エ	こども支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・就労相談員2名による相談体制の充実 ・母子・父子自立支援プログラム策定数 147件 ・母子家庭等自立支援給付事業の実施 自立支援教育訓練給付 4件 高等職業訓練促進給付金等給付 21件 高校卒業程度認定試験合格支援給付金の新設 講座指定申請 1件(相談5件) 	B	ひとり親家庭の自立を支援する事業を実施した。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・就労相談員(兼就業支援専門員)による就労相談 ・母子・父子自立支援プログラム策定 ・母子家庭等自立支援給付事業の実施 	ア	こども支援課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	①	どのような状況の人でも自分らしく暮らせるための講座等の開催	どのような状況であっても、自分らしく安心した生活が送れるよう、知識・意識の普及啓発を図る講座等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイル講座の開催【再掲】
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	①	どのような状況の人でも自分らしく暮らせるための講座等の開催	どのような状況であっても、自分らしく安心した生活が送れるよう、知識・意識の普及啓発を図る講座等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者教養講座の開催 年1回 参加予定:800名 予算額:119(千円) ・いきいきセカンドライフ講座の開催 年1回(3回シリーズ) 参加予定:30名 予算額:176(千円)
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	②	高齢者等が安心していきいきと暮らせる環境の整備	ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者などが地域で気軽に立ち寄れる場所の運営についての支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロンネットワーク会議の開催 ・地域サロン支援に関する先進都市調査 予算額:122(千円)
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	③	ひとり暮らし高齢者等の福祉の充実	支援が必要なひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯に対し、在宅生活を支援する各種サービスや生活支援ハウスなど高齢者向け施設・住宅サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ①【老人日常生活用具給付等事業】 心身機能の低下により防火等の配慮が必要とされる65歳以上の高齢者に、日常生活用具付する。 ②【ひとり暮らし老人給食サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯の方に、月1回～4回(地域により異なる)ボランティアにより昼食を会食または配食方式で提供する。 ③【ひとり暮らし老人入浴サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしの方に、市内の公衆浴場で使用できる無料入浴券を4枚交付する。 ④【緊急通報システム(ふれあい安心コール)事業】 65歳以上のひとり暮らし等の方に、緊急時に消防局の受信センターへ通報できる緊急通報機器を貸与する。 ⑤【生活支援ハウス運営助成事業】 高齢者に対し、居宅支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。 <p>【①～⑤合計予算額】65,304千円</p>
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	④	相談支援窓口(福祉相談コーナー)の充実	福祉や保健についての相談内容が複雑な場合や相談先がわからない場合などに、その内容を整理し、必要な制度の紹介や情報提供、各種福祉サービスの調整を行う。	生活困窮者自立支援法に基づく事業を積極的に実施するため、より効果的な相談体制の充実を図る。
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑤	障害者相談支援体制の充実	障害者が抱える問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うため、ケアマネジメント体制の確立や関係機関との連携強化などを行うことで障害者の相談支援体制を充実させる。	障害者相談拠点事業業務を委託

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】(前期)5.6月 全3回 延べ48人受講(後期)10.11月 全3回 延べ86人受講</p> <p>・エンパワメント講座の開催【再掲】9月 全3回 延べ91受講(うち男性延べ13人)</p> <p>・生涯現役応援講座の開催【再掲】10.11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人)</p> <p>・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】11.12月 全3回 延べ57人受講</p> <p>・男性セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】1.2月 全2回 延べ56人受講(うち男性延べ36人)</p> <p>・多様なライフスタイルセミナーの開催【再掲】2.3月 全3回 延べ110人受講(うち男性延べ19人)</p>	B	<p>・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。</p>	1	◎	◎	<p>・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】</p> <p>・エンパワメント講座の開催【再掲】</p> <p>・男性セミナーの開催【再掲】</p> <p>・男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】</p> <p>・生涯現役応援講座の開催【再掲】</p> <p>・多様なライフスタイルセミナーの開催【再掲】</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>・高齢者教養講座の開催4月22日 参加者750名 テーマ「認知症の基礎知識～予防と早期発見～」 決算額:85(千円)</p> <p>・いきいきセカンドライフ講座の開催年1回(3回シリーズ) 参加者43名 テーマ「50代からのセカンドライフ発見セミナー」 ①いきいき元気な毎日を！健康のための7つの習慣 ②いきいき充実した毎日を！セカンドライフの心構え ③いきいき楽しい毎日を！先輩たちの体験談 決算額:133(千円)</p>	B	<p>・高齢者を対象とした「高齢者教養講座」では、男女問わず興味の高い「認知症の基礎知識」をテーマにした。</p> <p>・50代以降の男女を対象とした「いきいきセカンドライフ講座」では、健康の話や、退職後の時間の使い方、先輩の体験談をテーマとした。</p>	1	◎	◎	<p>・高齢者教養講座の開催年1回 参加予定:800名 予算額:144(千円)</p> <p>・いきいきセカンドライフ講座の開催年1回(3回シリーズ) 参加予定:30名 予算額:142(千円)</p>	ア	生涯現役推進室
<p>地域サロンのセミナー開催11月27日 参加者10名 ①基調講演 テーマ「地域の支えあいと高齢者の活動」「地域でつくるみんなの居場所」 ②グループトーク 決算額:20(千円)</p>	B	<p>地域サロン運営に関わる人たちが、地域サロンの課題と解決策について話し合う場を設けた。</p>	1	◎	◎	<p>・地域サロンネットワーク会議の開催 予算額:101(千円)</p>	イ	生涯現役推進室
<p>①【老人日常生活用具給付等事業】心身機能の低下により防火等の配慮が必要と65歳以上の高齢者に、日常生活用具を給付する。</p> <p>②【ひとり暮らし老人給食サービス事業】65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯の方に、月1回～4回(地域により異なる)ボランティアにより昼食を会食または配食方式で提供する。</p> <p>③【ひとり暮らし老人入浴サービス事業】65歳以上のひとり暮らしの方に、市内の公衆浴場で使用できる無料入浴券を4枚交付する。</p> <p>④【緊急通報システム(ふれあい安心コール)事業】65歳以上のひとり暮らし等の方に、緊急時に消防局の受信センターへ通報できる緊急通報機器を貸与する。</p> <p>⑤【生活支援ハウス運営助成事業】高齢者に対し、居宅支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。 【①～⑤合計額】64,525千円</p>	A	<p>男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容となっている。</p>	1	◎	◎	<p>①【老人日常生活用具給付等事業】心身機能の低下により防火等の配慮が必要と65歳以上の高齢者に、日常生活用具を給付する。</p> <p>②【ひとり暮らし老人給食サービス事業】65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯の方に、月1回～4回(地域により異なる)ボランティアにより昼食を会食または配食方式で提供する。</p> <p>③【ひとり暮らし老人入浴サービス事業】65歳以上のひとり暮らしの方に、市内の公衆浴場で使用できる無料入浴券を4枚交付する。</p> <p>④【緊急通報システム(ふれあい安心コール)事業】65歳以上のひとり暮らし等の方に、緊急時に消防局の受信センターへ通報できる緊急通報機器を貸与する。</p> <p>⑤【生活支援ハウス運営助成事業】高齢者に対し、居宅支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。 【①～⑤合計予算額】79,677千円</p>	ア	高齢者支援課
<p>くらしと仕事の相談窓口において、生活困窮者自立相談支援事業を実施し、必要な制度の紹介や情報提供、各種支援を行った。 相談件数614件</p>	B	<p>男女の分け隔てなく相談できる内容になっている。</p>	1	◎	◎	<p>生活困窮者自立支援法に基づく事業を積極的に実施するため、より効果的な相談体制の充実を図る。</p>	ア	生活援護室
<p>障害者相談拠点事業業務を委託 ・相談人数 20,501人</p>	B	<p>性別に関わらず、障害者が安心して暮らせる環境を整備して支援している。</p>	1	◎	◎	<p>障害者相談拠点事業業務を委託</p>	ア	障害福祉課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑥	障害者への就労支援	職業自立センターひめじを中心とした関係機関による就労支援ネットワークを築き、職業相談、就労の場の確保と安定した職業生活に向けての支援を日常生活を含めて積極的に推進する。	障害者就業促進・安定化事業業務を職業自立センターひめじに委託
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑦	さまざまな家庭のあり方についての啓発	さまざまな家庭のあり方についての理解を深めるため、講座などを通して啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイル講座の開催【再掲】
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑦	さまざまな家庭のあり方についての啓発	さまざまな家庭のあり方についての理解を深めるため、講座などを通して啓発を行う。	地域交流事業(20,357千円)地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑧	災害時要援護者の支援	災害時に最も被害を受けやすい高齢者や障害者等の災害時要援護者の把握や、その効果的な避難支援体制を整備するために、各地域において、災害時要援護者地域支援協議会を設立し、災害時要援護者台帳の整備を行いながら、日頃からの見守りと災害時の支援を行う。	<p>地域支援協議会へ下記の事業を委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者台帳の更新 ・避難支援行動の検討 ・救急医療情報キットの配布 ・避難支援訓練、研修会の実施
推	1	(1)	全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実	①	「男女共同参画プラン推進本部」の充実	副市長を本部長とし、全局長等で構成する「男女共同参画プラン推進本部」を運営し、庁内における横断的な調整を行う。また、職場における男女共同参画を推進するための男女共同参画プラン推進員の活動を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。 ・プラン推進員の活動の充実に努める。 ・職員率先行動計画の取組みについて、推進員チェックリストを活用し、職員への周知と意識の高揚を図る。
推	1	(2)	男女共同参画の視点からの評価システムの構築	①	男女共同参画施策に関する評価システムの構築	市民参画も視野に入れ、プランの推進状況を客観的に把握、検証するための指標や目標値を設定し、その結果を積極的に公開するなど、より分かりやすい評価システムを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの推進状況について、プラン推進本部で評価した後、男女共同参画審議会に報告する。 ・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とするとともに、プランの推進に反映させる。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページに結果を掲載する。

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
障害者就業促進・安定化事業業務を職業自立センターひめじに委託 ・相談・支援件数 7,582件	B	性別に関わらず、障害者が安定した職業に就けるよう整備して支援している。	1	◎	◎	障害者就業促進・安定化事業業務を職業自立センターひめじに委託	ア	障害福祉課
・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】(前期)5.6月 全3回 延べ48人受講 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】10.11月 全3回 延べ62人受講(うち男性延べ4人) ・ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催【再掲】12月 1回 131人受講 ・多様なライフスタイル講座の開催【再掲】2.3月 全3回 延べ110人受講(うち男性延べ19人)	A	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・エンパワメント講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・男性セミナー(兼ワーク・ライフ・バランスセミナー)の開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイルセミナーの開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
地域交流事業(13,792千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	B	女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。	1	◎		地域交流事業(20,598千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	ア	人権啓発課
地域支援協議会へ下記の事業を委託 ・災害時要援護者台帳の更新 ・避難支援行動の検討 ・救急医療情報キットの配布 ・避難支援訓練、研修会の実施	B	災害時要援護者台帳の整備を行いながら、日頃からの見守りと災害時の支援を行うことで社会的に困難な状況にある男女の生活安定に寄与する。	2	○	○	地域支援協議会へ下記の事業を委託 ・災害時要援護者台帳の更新 ・避難支援行動の検討 ・救急医療情報キットの配布 ・避難支援訓練、研修会の実施	ウ	保健福祉政策課
・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催した。 本部会議 7/4 幹事会 6/21 ・職員率先行動計画の取組について、推進員チェックリストを活用し、職員への周知と意識の高揚を図った。 ・プラン推進員を対象とした研修の後、研修内容を所属内研修として全職員へ伝える仕組みを導入し、プラン推進員を通じ、職員への周知・啓発を行った。	B	男女共同参画の推進に向け、全庁的な取組とした。	1	◎	◎	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。 ・プラン推進員の活動の充実に努める。 ・職員率先行動計画の取組について、推進員チェックリストを活用し、職員への周知と意識の高揚を図る。	ア	男女共同参画推進課
・プランの推進状況について、プラン推進本部で評価した後、男女共同参画審議会に報告した。 ・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とするとともに、施策の実施に当たっての対応を関係課へ求めた。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページに結果を公表した。	B	プランの推進状況を評価できるよう調書に男女共同参画の推進に関する配慮状況の項目を加えるなど、様式を工夫した。	1	◎	◎	・プランの推進状況について、プラン推進本部で評価した後、男女共同参画審議会に報告する。 ・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とするとともに、プランの推進に反映させる。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページに結果を掲載する。	ア	男女共同参画推進課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	①	職員研修による啓発の推進	男女共同参画の視点を取り入れた講演等を実施し、男女共同参画社会の啓発を推進する。また、プランについて職員に対する周知と意識啓発を目的とした研修を、男女共同参画プラン推進員対象に行い、庁内における問題意識を共有する機会をつくる。	・男女共同参画プラン推進員を対象にプランについての周知と意識啓発を目的とした研修を実施する。(1コース) ・基本研修の一部において、男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する。(1コース以上)
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	①	職員研修による啓発の推進	男女共同参画の視点を取り入れた講演等を実施し、男女共同参画社会の啓発を推進する。また、プランについて職員に対する周知と意識啓発を目的とした研修を、男女共同参画プラン推進員対象に行い、庁内における問題意識を共有する機会をつくる。	プラン推進員を対象とした研修を研修厚生センターの管理職研修と兼ねて開催する。
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	②	職員の意識づくりの推進	職員の学習プログラムを開発するなど、業務推進時に男女共同参画の視点の導入促進に努めるとともに、庁内ネットワークで職員が学習できるよう、より分かりやすく充実した情報発信を行う。また、各職場において男女共同参画についての議題を朝礼や課内会議に取り入れ、積極的な意見交換を行い職員の意識の高揚に努める。	・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行う。 ・庁内LAN(ここみてネット)による情報提供について、職員の学習プログラムとなるよう内容の充実に努める。 ・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新する。 ・職員の意識づくりの推進を図る。
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	③	男女共同参画に関する職員意識調査の実施	男女共同参画に関する職員の意識及び実態を把握するため、意識調査を実施する。	平成28年2月に実施した職員意識調査の集計・分析を実施する。
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	④	男女が働きやすい職場づくりの推進	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの確保に努める。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進する。	引き続き特定事業主行動計画、セクシュアル・ハラスメント防止の取り組みを推進する。
推	1	(4)	男女共同参画率先行動計画の見直し	①	新たな姫路市職員男女共同参画率先行動計画の策定	新たな姫路市職員男女共同参画率先行動計画を策定し、男女がともに活躍できる職場づくりに取り組み、さらなる職員への周知、意識づくりのための庁内報の活用などを検討する。	・姫路市職員男女共同参画率先行動計画〔第2次〕を全職員へ周知し、計画の推進を促す。 ・計画に掲げている数値目標の達成に向け、とくにプラン推進員の意識高揚を図る。

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>・「男女共同参画プラン推進員研修」において姫路市男女共同参画プラン2022の周知と意識啓発を行った。(1回306名)(120千円)</p> <p>・「4級職員研修」において「男女共同参画について」と題した科目を実施した。(1回62名)(内部講師)</p> <p>・「新任課長研修」において、ハラスメントの内容を取り入れて実施した。(1回48名)(外部講師・50千円)</p> <p>・「ライフスタイルを考えるー男と女の関係を探るー」のテーマで開催された人権学習地域講座へ職員を派遣した。(1回6名)(0千円)</p> <p>・日本経営協会が実施の研修コースへ派遣「第32回地方自治体助成職員交流研究会」(1名2日間)(72千円)</p> <p>「女性リーダーのためのエンカレッジ研修」(1名2日間)(57千円)</p> <p>・公務人材開発協会が実施の研修コースへ派遣「ハラスメント防止研修リーダー養成コース」(1名2日間)(77千円)</p> <p>「女性リーダー養成セミナー」(1名2日間)(125千円)</p> <p>・自治大学校が実施の研修コースへ派遣「第1部・第2部特別課程」(1名25日間)(258千円)</p>	B	種々の制約のあるなかで、意識啓発のために最大限の効果が出せるように検討の上、テーマ及び講師等を選定した。	1	◎	◎	<p>・男女共同参画プラン推進員を対象にプランについての周知と意識啓発を目的とした研修を実施する。(1コース)</p> <p>・基本研修の一部において、男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する。(1コース以上)</p>	ア	研修厚生センター
<p>・プラン推進員を対象とした研修を研修厚生センターの管理職研修と兼ねて実施した。</p> <p>開催日 8/23(火)午前・午後2回</p> <p>講師 佐竹隆幸氏</p> <p>タイトル「男女共同参画社会における価値創造～地方公共団体における女性の活躍とダイバーシティ(多様性)がもたらす働き方～」</p> <p>参加者 306人</p> <p>・プラン推進員に対し、研修内容を所属内研修として全職員へ伝え、その実施状況を報告するよう求めた。</p>	B	所属内研修の実施により、プラン推進員だけでなく全職員へ男女共同参画に関する研修の内容を伝える仕組みを導入し、全庁的な取組とした。	1	◎	◎	プラン推進員を対象とした研修を研修厚生センターの管理職研修と兼ねて実施する。	ア	男女共同参画推進課
<p>・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行った。</p> <p>・庁内LAN(ここみてネット)による情報提供について、職員の学習プログラムとなるよう、プラン推進員研修の資料を掲載するなど、内容の充実を図った。</p> <p>・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新した。</p> <p>・庁内LAN(ここみてネット)アクセス数 3,992件</p> <p>・プラン推進員を対象とした研修の後、研修内容を所属内研修として全職員へ伝える仕組みを導入し、職員の意識の高揚を図った。</p>	B	全職員に対し男女共同参画の推進に向けての意識づくりに努めた。	1	◎	◎	<p>・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行う。</p> <p>・庁内LAN(ここみてネット)による情報提供について、職員の学習プログラムとなるよう内容の充実を図める。</p> <p>・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新する。</p> <p>・職員の意識づくりの推進を図る。</p>	ア	男女共同参画推進課
職員意識調査の集計・分析を実施し、結果を公表するとともに関係課へ報告書を配付した。	B	男女共同参画に関する職員意識調査の集計・分析を行うにあたり、実施年度間の変化を比較し、分析した。	1	◎	◎	集計・分析結果をプランの見直しと後期実施計画の策定に係る基礎資料として活用する。	ア	男女共同参画推進課
・年次休暇の取得促進 12.3日	B	・年次休暇の取得を促進することにより、ワーク・ライフ・バランス機会を増やした。	1	◎	◎	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進する。また、庁内のセクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進する。	エ	人事課
・庁内LAN(かしネット)の新着情報へ投稿する機会毎に率先行動計画〔第2次〕を周知し、計画の推進を促した。 「男女共同参画週間」啓発、プラン推進員研修後の所属内研修実施、率先行動計画実施状況調査など	B	全職員に対し男女共同参画の推進に向けての意識づくりに努めた。	1	◎	◎	<p>・姫路市職員男女共同参画率先行動計画〔第2次〕を全職員へ周知し、計画の推進を促す。</p> <p>・計画に掲げている数値目標の達成に向け、とくにプラン推進員の意識高揚を図る。</p>	ア	男女共同参画推進課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
推	2	(1)	条例の制定	①	条例についての検討・制定	基本的な考え方、盛り込むべき事項等について広く意見を聴きながら検討し、条例を制定する。	姫路市男女共同参画推進条例について周知・啓発に努める。 ・平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を関係機関に配架するだけでなく、市内全域において自治会単位で回覧することで、啓発に努める。 ・各種団体の機関誌に条例の制定に関する記事を掲載し、広く周知する。
推	2	(2)	条例についての広報活動	①	条例についての広報活動	条例についての理解を得るため、さまざまな機会を活用して広報活動を推進する。	姫路市男女共同参画推進条例について周知・啓発に努める。 ・平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を関係機関に配架するだけでなく、市内全域において自治会単位で回覧することで、啓発に努める。 ・各種団体の機関誌に条例の制定に関する記事を掲載し、広く周知する。
推	3	(1)	男女共同参画推進センター機能の充実・強化	①	男女共同参画推進センターのハード・ソフト両面での機能の充実	男女共同参画推進センターの理念と役割に基づき、基本事業を柱とした事業展開と内容の充実を図る。また、地域メディアやホームページ等を活用し、“あいめっせ”のPRを強化するとともに、講座の評価方法を検討し、検証を行う。	・センター管理運営費 92,211千円 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 11,778千円 ・様々な手法を使い“あいめっせ”のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。
推	3	(2)	市民参画による男女共同参画推進センターの運営	①	「男女共同参画推進センター運営会議」の運営	専門家や関係団体代表、公募市民等により男女共同参画推進センターの運営を検討するとともに、学生など若い世代の意見を積極的に取り入れるため、委員枠の検討を行う。	・男女共同参画推進センター運営会議の開催構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>・平成28年4月1日施行の姫路市男女共同参画推進条例に関するパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を自治会単位で回覧した。</p> <p>・姫路市連合自治会「自治ひめじ」(平成28年7月)、姫路市連合婦人会「婦人ひめじ」(平成28年5月、7月)、姫路市老人クラブ連合会「熟年」(平成28年10月)、姫路商工会議所「経済情報誌ファイル」(平成28年5月)等に姫路市男女共同参画推進条例の内容に関する記事を掲載した。</p> <p>・『広報ひめじ』(平成28年6月号)に姫路市男女共同参画推進条例の内容に関する記事を掲載した。</p> <p>・若年層向け男女共同参画啓発パンフレットを改訂し、姫路市男女共同参画推進条例の内容を盛り込み、平成29年3月に「男女共同参画社会、自分らしく生きるために～」を発行した。</p>	A	条例について広く啓発することができた。	1	◎	◎	姫路市男女共同参画推進条例について周知・啓発に努める。	ア	男女共同参画推進課
<p>・平成28年4月1日施行の姫路市男女共同参画推進条例に関するパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を自治会単位で回覧した。</p> <p>・姫路市連合自治会「自治ひめじ」(平成28年7月)、姫路市連合婦人会「婦人ひめじ」(平成28年5月、7月)、姫路市老人クラブ連合会「熟年」(平成28年10月)、姫路商工会議所「経済情報誌ファイル」(平成28年5月)等に姫路市男女共同参画推進条例の内容に関する記事を掲載した。</p> <p>・『広報ひめじ』(平成28年6月号)に姫路市男女共同参画推進条例の内容に関する記事を掲載した。</p> <p>・若年層向け男女共同参画啓発パンフレットを改訂し、姫路市男女共同参画推進条例の内容を盛り込み、平成29年3月に「男女共同参画社会、自分らしく生きるために～」を発行した。</p>	A	条例について広く啓発することができた。	1	◎	◎	姫路市男女共同参画推進条例について周知・啓発に努める。	ア	男女共同参画推進課
<p>【ハード面】</p> <p>・運営管理費 77,426千円 (内訳)</p> <p> 光熱水費 7,196千円</p> <p> 委託料 19,657千円</p> <p> 共用部分共益費 22,898千円 ほか</p> <p>【ソフト面】</p> <p>・学習啓発等推進経費 8,411千円 (内訳)</p> <p> 学習啓発事業(講座、講演会、写真展) 1,797千円</p> <p> 市民企画支援事業 176千円 ほか</p>	B	・男女共同参画社会を推進する拠点としての施設管理及び学習啓発事業を行った。	1	◎	◎	<p>・センター管理運営費 77,388千円</p> <p>・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 12,465千円</p> <p>・様々な手法を使い”あいめっせ”のPRを行う。</p> <p>・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>・男女共同参画推進センター運営会議の開催構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他)</p> <p>任期2年</p> <p>開催状況:</p> <p>第1回 5月27日</p> <p>・平成28年度事業について</p> <p>・市民企画事業進捗状況について</p> <p>第2回 2月13日</p> <p>・平成28年度講座等の実施状況について</p> <p>・「開館15周年記念 あいめっせフェスティバル2016」の取り組み等について</p>	B	・男女共同参画について広く意見を求めるため、会員を公募した。	1	◎	◎	<p>・男女共同参画推進センター運営会議の開催構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他)</p> <p>任期2年</p> <p>年2回開催予定</p>	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
推	3	(2)	市民参画による男女共同参画推進センターの運営	②	男女共同参画推進センター利用者との意見交換会の開催及び事業の共同主催	男女共同参画推進センターの登録団体など利用者との意見交換会(登録団体連絡会)を開催し、市民ニーズを事業及び運営に反映させる。また、登録団体と事業を共同主催することで、団体の現状やあり方などを運営に反映させる。	<ul style="list-style-type: none"> 登録団体連絡会の開催 年10回程度開催予定 あいめっせフェスティバル2015の開催【再掲】
推	3	(3)	男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化	①	男女共同参画推進センター登録団体の交流及び連携強化	男女共同参画推進センター登録団体が主体となって事業などの企画・運営を行い、登録団体としての意識づくりや他団体との交流、連携により、ステップアップを図る。また、他分野で活動している人物や団体に、登録団体について周知し、“あいめっせ”を拠点とした活動の拡充を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 登録団体連絡会の開催【再掲】 年10回程度開催予定 あいめっせフェスティバル2016の開催【再掲】
推	4	(1)	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)への支援と連携の強化	①	男女共同参画社会を担う市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)への活動支援	男女共同参画社会を担う市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)に対し、さまざまな形態による活動支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 市民企画支援事業(600千円) 男女共同参画社会実現のための啓発事業、調査研究事業に要する費用の一部を助成する。 市民企画講座(80千円) 広く市民より企画員を募集し、市と共催で講座を開催する。

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)	取組 方針	課・室名
<p>・登録団体連絡会の開催 第1回 4月14日17団体参加 第2回 5月12日13団体参加 第3回 6月23日15団体参加 第4回 7月21日13団体参加 第5回 8月18日12団体参加 第6回 9月29日14団体参加 第7回 10月13日14団体参加 第8回 11月10日18団体参加 第9回 11月28日14団体参加 第10回 1月27日13団体参加 第11回 2月23日15団体参加 第12回 3月16日15団体参加</p> <p>・開館15周年記念 あいめっせフェスティバル 2016の開催【再掲】 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介し、男女共同参画について啓発。 開催日 11月20日 参加数 26団体 入場者 2,200人</p>	B	・男女共同参画社会をめざす登録団体がより活発な活動ができるよう、活動支援を行なった。	1	◎	◎	・登録団体連絡会の開催 年10回程度開催予定 ・あいめっせフェスティバル2017の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
<p>・登録団体連絡会の開催【再掲】 第1回 4月14日17団体参加 第2回 5月12日13団体参加 第3回 6月23日15団体参加 第4回 7月21日13団体参加 第5回 8月18日12団体参加 第6回 9月29日14団体参加 第7回 10月13日14団体参加 第8回 11月10日18団体参加 第9回 11月28日14団体参加 第10回 1月27日13団体参加 第11回 2月23日15団体参加 第12回 3月16日15団体参加</p> <p>・開館15周年記念 あいめっせフェスティバル 2016の開催【再掲】 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介し、男女共同参画について啓発。 開催日 11月20日 参加数 26団体 入場者 2,200人</p>	B	・男女共同参画社会をめざす登録団体がより活発な活動ができるよう、活動支援を行なった。	1	◎	◎	・登録団体連絡会の開催【再掲】 年10回程度開催予定 ・あいめっせフェスティバル2017の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
<p>・市民企画支援事業(176千円)【再掲】 2団体に対し、男女共同参画社会実現のための啓発事業、調査研究事業に要する費用の一部を助成した。 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同主催【再掲】 2月 全3回 延べ74人受講</p>	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・市民企画支援事業(600千円) 男女共同参画社会実現のための啓発事業、調査研究事業に要する費用の一部を助成する。 ・市民企画講座(80千円) 広く市民より企画員を募集し、市と共催で講座を開催する。	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策			平成28年度実施状況
番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)
推	4	(1)	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)への支援と連携の強化	②	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)との情報交換と連携促進	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)との情報交換・共有により、連携強化を図るとともに、新たな協働をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター運営会議の開催【再掲】 構成: 委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定 ・登録団体連絡会の開催【再掲】 年10回程度開催予定 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】
推	4	(2)	「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営	①	「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営	学識経験者や団体代表・公募市民からなる「男女共同参画プラン推進懇話会」を開催し、基本的かつ総合的な観点から、プランの推進について協議したり、調査・研究を行うなど、機能強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会の委員を改選し、7月に委嘱する。 ・男女共同参画審議会を開催する。 ・第三者評価としてプランの推進状況について意見を聴取し、プランの推進に反映させる。 ・プランの見直しを行う際、意見を聴取する。
推	4	(3)	国・県等との連携	①	県等との連携	県等と連携・協力し、情報を収集交換するなどプランの推進について一層の充実を図る。	国・県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。
推	4	(3)	国・県等との連携	②	国・県等への男女共同参画に向けた働きかけ	国、県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。	県等と連携・協力し、情報を収集・交換する。
推	4	(4)	近隣市町等とのネットワークづくり	①	近隣市町等関係機関とのネットワークづくり	近隣市町等関係機関と相互に連絡調整及び情報交換等を図るなど、ネットワークを推進していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内女性センター会議等連絡会議における情報交換 年3回開催(予定) ・ひょうごチャレンジねっとにおいて、各関係機関と情報交換を行う。 ・他都市の関係機関との情報交換

平成28年度実施状況						平成29年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
<p>・男女共同参画推進センター運営会議の開催【再掲】 構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 開催状況: 第1回 5月27日 ・平成28年度事業について ・市民企画事業進捗状況について 第2回 2月13日 ・平成28年度講座等の実施状況について ・「開館15周年記念 あいむっせフェスティバル2016」の取り組み等について ・登録団体連絡会の開催【再掲】 第1回 4月14日17団体参加 第2回 5月12日13団体参加 第3回 6月23日15団体参加 第4回 7月21日13団体参加 第5回 8月18日12団体参加 第6回 9月29日14団体参加 第7回 10月13日14団体参加 第8回 11月10日18団体参加 第9回 11月28日14団体参加 第10回 1月27日13団体参加 第11回 2月23日15団体参加 第12回 3月16日15団体参加</p>	B	<p>・男女共同参画について広く意見を求めるために、会員を公募した。 ・男女共同参画社会をめざす登録団体がより活発な活動ができるよう、活動支援を行なった。</p>	1	◎	◎	<p>・男女共同参画推進センター運営会議の開催【再掲】 構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定 ・登録団体連絡会の開催【再掲】 年10回程度開催予定 ・理工チャレンジ事業の実施【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>・男女共同参画審議会の委員を7月に改選した。 学識経験者4人 団体推薦者9人 公募2人 計15人(内女性9人) ・姫路市男女共同参画審議会を開催した。 審議会 8/2 プラン改訂部会 5/23・10/4 ・プランの進捗状況について意見を聴取し、第三者評価とするとともに、施策の実施に当たっての対応を関係課へ求めた。</p>	B	<p>・男女共同参画の視点に立った委員構成とした。 ・男女共同参画の推進に向け、専門的な見地から調査審議を行った。</p>	1	◎	◎	<p>・男女共同参画審議会を開催する。 ・第三者評価としてプランの進捗状況について意見を聴取し、プランの進捗に反映させる。 ・プランの見直しを行う際、意見を聴取する。</p>	ア	男女共同参画推進課
<p>・県内男女共同参画センター等連絡会議への出席等を通じ、国・県等の情報収集・交換を行った。 県内男女共同参画センター等連絡会議 第1回4/22(2人出席) 第2回10/28(2人出席) 第3回2/9(2人出席)</p>	B	<p>男女共同参画に関する情報の迅速な収集・円滑な連携のための関係構築を図った。</p>	1	◎	◎	<p>国・県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。</p>	ア	男女共同参画推進課
<p>・県内男女共同参画センター等連絡会議への出席等を通じ、国・県等の情報収集・交換を行った。 県内男女共同参画センター等連絡会議 第1回4/22(2人出席) 第2回10/28(2人出席) 第3回2/9(2人出席)</p>	B	<p>男女共同参画に関する情報の迅速な収集・円滑な連携のための関係構築を図った。</p>	1	◎	◎	<p>県等と連携・協力し、情報を収集・交換する。</p>	ア	男女共同参画推進課
<p>・県内女性センター会議等連絡会議における情報交換 年3回開催 ・ひょうごチャレンジねっとにおいて、各関係機関と情報交換を行った。 ・他都市の関係機関との情報交換</p>	B	<p>・男女共同参画に関する情報を交換し、センター事業の運営等の参考にした。</p>	1	◎	◎	<p>・県内女性センター会議等連絡会議における情報交換 年3回開催(予定) ・ひょうごチャレンジねっとにおいて、各関係機関と情報交換を行う。 ・他都市の関係機関との情報交換</p>	ア	男女共同参画推進センター

前期実施計画に掲げる指標及び目標値

	指 標	プラン策定時 (平成23年度)	平成24年度末	平成25年度末
基本目標Ⅰ	①「男女共同参画社会」の認知度	53.9% 市民意識調査(H23)	-	-
	②固定的性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方)	賛成>反対(男性) 賛成<反対(女性) 市民意識調査(H23)	-	-
	③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の周知度	74.2% 市民意識調査(H23)	-	-
基本目標Ⅱ	①地域における学習機会の提供(出前講座等の年間回数)	9回	10回	11回
	②一時保育付き講座・講演会の開催数	47件	48件	55件
基本目標Ⅲ	①審議会等委員の女性比率	24.0% (H24.3.31)	24.3% (H25.3.31)	24.7% (H26.3.31)
	②女性委員が0の審議会の割合	13.1% (H24.3.31)	13.1% (H25.3.31)	9.7% (H26.3.31)
	③職員の管理職(一般行政職、係長以上)における女性比率	12.2% (H24.4.1)	13.0% (H25.4.1)	14.3% (H26.4.1)
基本目標Ⅳ	①「男女雇用機会均等法」の周知度	81.3% 市民意識調査(H23)	-	-
	②「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	46.2% 市民意識調査(H23)	-	-
	③農村女性の起業化への参加件数	14件	16件	17件
基本目標Ⅴ	①乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	92%	93.2%	95.4%
	②乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん 13.8% 子宮がん15.8%	乳がん 13.7% 子宮がん21.3%	乳がん 13.7% 子宮がん21.5%
基本目標Ⅵ	①認知症サポーターの養成者数	12,614人	13,830人	15,306人
	②一時保育・延長保育の実施園数	一時保育32ヶ所 延長保育65ヶ所	一時保育32ヶ所 延長保育65ヶ所	一時保育32ヶ所 延長保育65ヶ所
推進体制の整備	①男性職員の育児休業取得率	0.9%	0%	0.9%
	②子どもの出生時等における男性職員の5日以上以上の休暇の取得率	16.2%	10.0%	5.7%
	③「男女共同参画推進センター“あいめっせ”」の認知度	17.9% 市民意識調査(H23)	-	-

平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	目標値 (平成29年度)	担当課
-	-	53.1% 市民意識調査(H28)		95%	男女共同参画 推進課
-	-	賛成<反対(男性) 賛成<反対(女性) (市民意識調査H28)		賛成<反対 (男女とも)	男女共同参画 推進課
-	-	75.0% 市民意識調査(H28)		90%	男女共同参画 推進課
2回	7回	7回		20回	男女共同参画 推進センター
53件	52件	51件		70件	男女共同参画 推進センター/ こども支援課
25.5% (H27.3.31)	25.8% (H28.3.31)	26.1% (H29.3.31)		35%	男女共同参画 推進課
13.3% (H27.3.31)	10.2% (H28.3.31)	9.3% (H29.3.31)		5%以下	男女共同参画 推進課
15.6% (H27.4.1)	17.3% (H28.4.1)	18.6% (H29.4.1)		17%	人事課
-	-	82.8% 市民意識調査(H28)		90%	男女共同参画 推進課
-	-	48.8% 市民意識調査(H28)		70%	男女共同参画 推進課
15件	17件	17件		17件	農政総務課
95.7%	96.8%	96.8%		95%	保健所健康課
乳がん 16.1% 子宮がん23.8%	乳がん 22.0% 子宮がん28.9%	乳がん 25.0% 子宮がん30.0%		乳がん 20% 子宮がん20%	保健所予防課
19,716人	23,532人	28,389人		17,000人 (平成26年度)	地域包括支援 課
一時保育33ヶ所 延長保育66ヶ所	一時保育32ヶ所 延長保育81ヶ所	一時保育31ヶ所 延長保育77ヶ所		一時保育37ヶ所 延長保育70ヶ所 (平成26年度)	こども保育課
0%	3.6%	3.7%		3%	人事課
7.9%	14.3%	23.2%		35%	人事課
-	-	18.8% 市民意識調査(H28)		60%	男女共同参画 推進センター

審議会等委員への女性登用状況

審議会等委員への女性の登用状況(平成28年度)

区分		平成29年3月31日現在				平成28年3月31日現在			
		審議会数	委員数	内女性委員数	比率(%)	審議会数	委員数	内女性委員数	比率(%)
①地方自治法第180条の5の規定による委員会及び委員		6	69	5	7.2%	6	69	5	7.2%
②地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律により設置する審議会等		29	673	142	21.1%	34	770	170	22.1%
③市が独自の条例で設置する審議会等		57	600	190	31.7%	54	593	181	30.5%
計	条例設置以上(②+③)	86	1273	332	26.1%	88	1363	351	25.8%

■目標値

「姫路市男女共同参画プラン2022」（平成25年3月策定）では、審議会等委員の女性比率を35%、女性委員が0の審議会の割合を5%以下（平成29年度）とすることを指標に掲げており、その達成に努める。

■対象となる審議会等

対象となる審議会等は地方自治法(第202条の3)に基づくもの

<地方自治法第202条の3>「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

登用率	平成29年3月31日現在	平成28年3月31日現在
0%	8 (9.3%)	9 (10.2%)
1%以上20%未満	19	22
20%以上25%未満	7	9
25%以上30%未満	10	5
30%以上35%未満	10	13
35%以上 (内40%以上60%以下)	32 (24)	30 (22)
審議会数 計	86	88

審議会等委員への女性の登用状況

(平成29年3月31日現在)

① 地方自治法第180条の5の規定による委員会等（行政委員会等）

No.	名称	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動		
1	教育委員会	教育委員会総務課	6	2	33.3	33.3	→		
2	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	4	0	0.0	0.0	→		
3	監査委員	監査事務局	4	0	0.0	0.0	↓		
4	公平委員会	公平委員会事務局	3	0	0.0	0.0	→		
5	農業委員会	農業委員会事務局	46	3	6.5	6.5	→		
6	固定資産評価審査委員会	資産税課	6	0	0.0	0.0	→		
小計			審議会数	6	69	5	7.2	7.2	→

② 地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律により設置する審議会等（法律に基づき、市の条例により設置する審議会等を含む）

No.	名称（法律）	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動		
1	姫路市国民保護協議会〔国民保護法〕	危機管理室	59	4	6.8	6.8	→		
2	姫路市防災会議〔災害対策基本法〕	危機管理室	59	4	6.8	6.8	→		
3	姫路市国民健康保険運営協議会〔国民健康保険法〕	国民健康保険課	21	4	19.0	19.0	→		
4	姫路市環境審議会〔環境基本法〕	環境政策室	19	5	26.3	31.6	↓		
5	姫路市地球温暖化対策実行計画推進協議会〔地球温暖化対策の推進に関する法律〕	環境政策室	16	4	25.0	25.0	→		
6	姫路市社会福祉審議会〔社会福祉法〕	保健福祉政策課	33	6	18.2	18.2	→		
7	姫路市民生委員推薦会〔民生委員法〕	地域福祉課	14	7	50.0	50.0	→		
8	姫路市障害認定審査会〔障害者総合支援法〕	障害福祉課	36	15	41.7	36.1	↑		
9	姫路市介護認定審査会〔介護保険法〕	介護保険課	192	51	26.6	26.6	→		
10	姫路市保健所運営協議会〔地域保健法〕	保健所総務課	23	4	17.4	21.7	↓		
11	姫路市小児慢性特定疾病審査会〔児童福祉法〕	保健所予防課	5	2	40.0	20.0	↑		
12	姫路市感染症診査協議会〔感染症の患者に対する医療に関する法律〕	保健所予防課	11	2	18.2	18.2	→		
13	姫路市食育推進会議〔食育基本法〕	保健所健康課	16	6	37.5	31.3	↑		
14	姫路市中央卸売市場開設運営協議会〔卸売市場法〕	中央卸売市場	10	1	10.0	10.0	→		
15	姫路市青果地方卸売市場市場取引委員会〔卸売市場法〕	中央卸売市場	7	0	0.0	0.0	→		
16	姫路市中央卸売市場市場取引委員会〔卸売市場法〕	中央卸売市場	7	0	0.0	0.0	→		
17	姫路市青果地方卸売市場開設運営協議会〔卸売市場法〕	中央卸売市場	10	1	10.0	10.0	→		
18	都市計画審議会〔都市計画法〕	都市計画課	20	1	5.0	5.0	→		
19	姫路市開発審査会〔都市計画法〕	まちづくり指導課	7	1	14.3	14.3	→		
20	姫路市建築審査会〔建築基準法〕	建築指導課	7	1	14.3	14.3	→		
21	中播都市計画事業JR網干駅南土地区画整理審議会〔土地区画整理法〕	区画整理課	10	1	10.0	10.0	→		
22	中播都市計画事業阿保土地区画整理審議会〔土地区画整理法〕	阿保地区整備課	15	0	0.0	0.0	→		
23	中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理審議会〔土地区画整理法〕	姫路駅周辺整備室	8	0	0.0	0.0	→		
24	中播都市計画事業駅南土地区画整理（姫路駅南西地区）審議会〔土地区画整理法〕	姫路駅周辺整備室	9	3	33.3	33.3	→		
25	姫路市社会教育委員〔社会教育法〕	生涯学習課	10	3	30.0	30.0	→		
26	姫路市立公民館運営審議会〔社会教育法〕	生涯学習課	10	5	50.0	40.0	↑		
27	姫路市青少年問題協議会〔地方青少年問題協議会法〕	生涯学習課	19	5	26.3	26.3	→		
28	姫路市文化財保護審議会〔文化財保護法〕	文化財課	8	1	12.5	12.5	→		
29	姫路市立図書館協議会〔図書館法〕	城内図書館	12	5	41.7	50.0	↓		
小計			審議会数	29	673	142	21.1	22.1	↓

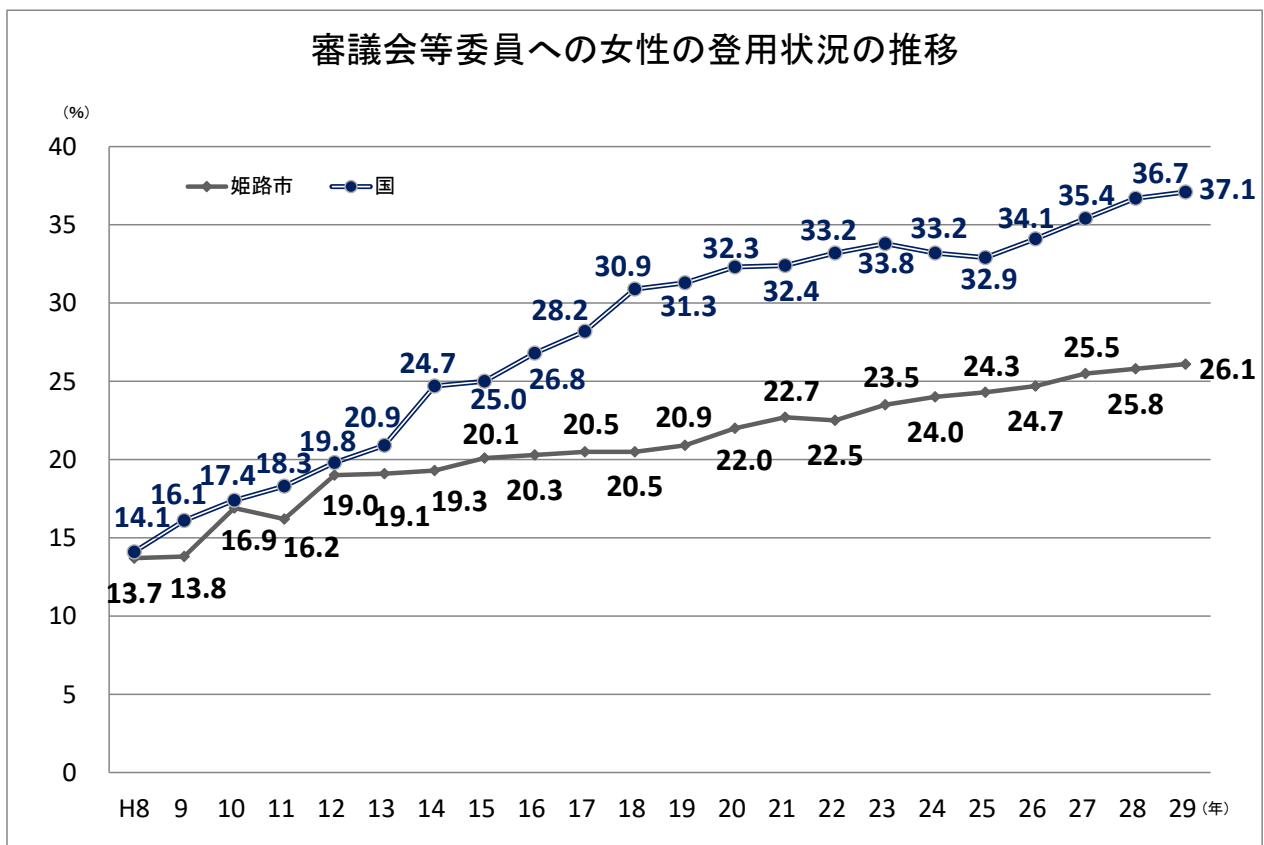
③ 市が独自の条例で設置する審議会等

No.	名称(条例)	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動
1	姫路市産学協同研究助成選考委員会[姫路市附属機関設置条例]	企画政策推進室	8	2	25.0	12.5	↑
2	姫路市奨学学術振興事業運営委員会[姫路市附属機関設置条例]	企画政策推進室	7	0	0.0	0.0	→
3	姫路市奨学生選考委員会[姫路市附属機関設置条例]	企画政策推進室	10	3	30.0	30.0	→
4	ひめじ創生戦略会議[姫路市附属機関設置条例]	地方創生推進室	14	4	28.6	—	新設
5	姫路市交通安全対策会議[姫路市交通安全対策会議条例]	危機管理室	21	1	4.8	5.0	↓
6	姫路市安全安心推進協議会[姫路市民等の安全と安心を推進する条例]	危機管理室	—	—	—	20.0	—
7	姫路市市長公室指定管理者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	企画政策推進室	—	—	—	—	新設
8	姫路市行政不服審査会[姫路市附属機関設置条例]	行政管理課	3	1	33.3	—	新設
9	姫路市行財政改革市民会議[姫路市附属機関設置条例]	行財政改革推進課	12	4	33.3	16.7	↑
10	姫路市特別職報酬等審議会[姫路市特別職報酬等審議会条例]	人事課	—	—	—	40.0	—
11	公務災害補償審査会[姫路市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例]	人事課	—	—	—	—	—
12	姫路市退職手当審査会[姫路市職員退職手当条例]	人事課	3	0	0.0	0.0	→
13	姫路市政治倫理審査会[姫路市長等政治倫理条例]	人事課	5	2	40.0	40.0	→
14	姫路市職員倫理審査会[姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例]	人事課	5	2	40.0	40.0	→
15	姫路市事業評価監視委員会[姫路市附属機関設置条例]	工事技術検査室	8	4	50.0	44.4	↑
16	姫路市男女共同参画審議会[姫路市附属機関設置条例]	男女共同参画推進課	15	9	60.0	60.0	→
17	姫路市個人情報保護審議会[姫路市個人情報保護条例]	市政情報センター	5	2	40.0	40.0	→
18	姫路市情報公開審査会[姫路市情報公開条例]	市政情報センター	5	2	40.0	40.0	→
19	姫路市消費生活審議会[姫路市消費生活条例]	消費生活センター	7	4	57.1	57.1	→
20	高木総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	高木総合センター	13	4	30.8	30.8	→
21	庄田総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	庄田総合センター	13	3	23.1	23.1	→
22	津熊総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	津熊総合センター	13	5	38.5	38.5	→
23	見野総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	見野総合センター	13	2	15.4	15.4	→
24	上手野総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	上手野総合センター	—	—	—	—	—
25	上鈴総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	上鈴総合センター	13	6	46.2	46.2	→
26	福井総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	福井総合センター	12	3	25.0	25.0	→
27	下構総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	下構総合センター	12	5	41.7	41.7	→
28	城東町総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	城東町総合センター	11	5	45.5	41.7	↑
29	丸尾町総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	丸尾町総合センター	12	3	25.0	23.1	↑
30	中鈴総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	中鈴総合センター	13	3	23.1	25.0	↓
31	堀川町総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	堀川町総合センター	12	3	25.0	16.7	↑
32	西御着総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	西御着総合センター	13	5	38.5	38.5	→
33	砥堀二区総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	砥堀二区総合センター	13	4	30.8	30.8	→
34	実法寺総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	実法寺総合センター	13	5	38.5	30.8	↑
35	豊岡総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	豊岡総合センター	13	6	46.2	38.5	↑
36	長野総合センター運営委員会[姫路市地区総合センター条例]	長野総合センター	13	5	38.5	38.5	→
37	姫路市市民局指定管理者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	市民活動推進課	—	—	—	—	—
38	姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会[姫路市附属機関設置条例]	人権啓発課	—	—	—	—	—
39	姫路市環境局指定管理者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	美化業務課	—	—	—	—	—
40	姫路市健康福祉局指定管理者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	保健福祉政策課	9	4	44.4	—	—
41	姫路市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会[姫路市附属機関設置条例]	高齢者支援課	10	5	50.0	50.0	→
42	姫路市福祉有償運送運営協議会[姫路市附属機関設置条例]	高齢者支援課	13	2	15.4	15.4	→
43	姫路市生活支援ハウス入所判定委員会[姫路市附属機関設置条例]	高齢者支援課	12	9	75.0	75.0	→
44	姫路市介護予防事業施策評価委員会[姫路市附属機関設置条例]	地域包括支援課	4	1	25.0	0.0	↑
45	姫路市地域ケア推進協議会[姫路市附属機関設置条例]	地域包括支援課/介護保険課	10	4	40.0	40.0	→
46	姫路市子ども・子育て会議[姫路市子ども・子育て会議設置条例]	こども政策課	20	9	45.0	50.0	↓
47	姫路市観光交流局指定管理者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	シティプロモーション推進課	—	—	—	—	—
48	姫路市農業振興地域整備促進協議会[姫路市附属機関設置条例]	農政総務課	10	3	30.0	30.0	→
49	姫路市勤労福祉審議会[姫路市勤労福祉審議会条例]	労働政策課	—	—	—	—	—
50	姫路市農業委員会委員選考委員会[姫路市附属機関設置条例]	農政総務課	5	2	40.0	—	新設

No.	名称(条例)	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動		
51	姫路市産業局指定管理者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	農政総務課	—	—	—	—	—		
52	姫路市都市局指定管理者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	都市計画課	3	1	33.3	—	—		
53	姫路市景観・広告物審議会[姫路市景観・広告物審議会条例]	まちづくり指導課	20	6	30.0	30.0	→		
54	姫路市建築紛争調停委員会[姫路市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例]	まちづくり指導課	5	2	40.0	40.0	→		
55	姫路市ホテル等建築審議会[姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例]	まちづくり指導課	5	1	20.0	20.0	→		
56	姫路市営住宅入居者選考委員会[姫路市営住宅管理条例]	住宅課	14	2	14.3	14.3	→		
57	姫路市空家等対策協議会[姫路市空家等対策協議会条例]	住宅課	13	3	23.1	—	新設		
58	姫路市地域公共交通会議[姫路市附属機関設置条例]	交通計画室	22	1	4.5	4.5	→		
59	姫路市建設局指定管理者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	道路総務課	5	1	20.0	—	—		
60	姫路市自転車等駐輪場等整備・管理事業者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	道路総務課	—	—	—	—	—		
61	姫路市自然保護審議会[姫路市自然保護条例]	公園緑地課	9	2	22.2	10.0	↑		
62	姫路市教育職員退職手当審査会[姫路市教育職員退職手当条例]	教育委員会総務課	3	0	0.0	0.0	→		
63	姫路市教育振興基本計画審議会[姫路市附属機関設置条例]	教育委員会総務課	—	—	—	—	—		
64	姫路市立学校校区審議会[姫路市附属機関設置条例]	学校指導課	6	1	16.7	16.7	→		
65	姫路市立学校結核対策委員会[姫路市附属機関設置条例]	健康教育課	10	4	40.0	40.0	→		
66	姫路市学校保健審議会[姫路市附属機関設置条例]	健康教育課	5	0	0.0	20.0	↓		
67	姫路市学校給食運営審議会[姫路市附属機関設置条例]	健康教育課	15	6	40.0	46.7	↓		
68	姫路市立総合教育センター運営協議会[姫路市立総合教育センター条例]	教育研修課	13	5	38.5	38.5	→		
69	姫路市教育支援委員会[姫路市附属機関設置条例]	育成支援課	20	7	35.0	35.0	→		
70	姫路市教育委員会指定管理者選定委員会[姫路市附属機関設置条例]	生涯学習課	—	—	—	—	—		
71	美術品購入等審議委員会[姫路市立美術館条例]	美術館	9	2	22.2	22.2	→		
小計			審議会数	57	600	190	31.7	30.5	↑

※ —は現在、委員を委嘱していない。

■ 審議会等委員への女性の登用状況の推移（条例設置以上）



平成28年度

姫路市男女共同参画プラン 2022 推進状況報告書

－姫路市男女共同参画推進条例第 19 条の規定による年次報告書－

平成 29 年（2017 年）8 月

姫路市 市民局 市民参画部 男女共同参画推進課
〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階
TEL (079) 287-0803 FAX (079) 287-0805
HP <http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803.html>